

島根原子力発電所 2号炉 審査資料	
資料番号	EP-060 改 38(1)(比)
提出年月日	令和2年4月14日

島根原子力発電所 2号炉

重大事故等対処設備について

比較表

令和2年4月

中国電力株式会社

まとめ資料比較表 [39条 地震による損傷の防止]

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>2.1.2 耐震設計の基本方針</p> <p>2.1.2.1 地震による損傷の防止に係る基準適合性</p> <p>【設置許可基準規則】</p> <p>(地震による損傷の防止)</p> <p>第三十九条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。</p> <p>二 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）第四条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えることができるものであること。</p> <p>三 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）基準地震動による地震力に対して重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。</p> <p>四 特定重大事故等対処施設のため、省略。</p> <p>2 重大事故等対処施設は、第四条第三項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第39条の適用に当たっては、本規程別記2に準ずるものとする。</p> <p>2 第1項第2号に規定する「第4条第2項の規定により算定する地震力」とは、本規程別記2第4条第2項から第4項までにおいて、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力と同等のものとする。</p> <p>3 特定重大事故等対処施設のため、省略。</p> <p>4 特定重大事故等対処施設のため、省略。</p> <p>5 特定重大事故等対処施設のため、省略。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>第1項について</p> <p>重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故</p>	<p>2.1.2 耐震設計の基本方針</p> <p>2.1.2.1 地震による損傷の防止に係る基準適合性</p> <p>【設置許可基準規則】</p> <p>(地震による損傷の防止)</p> <p>第三十九条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。</p> <p>二 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）第四条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えることができるものであること。</p> <p>三 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）基準地震動による地震力に対して重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。</p> <p>2 重大事故等対処施設は、第四条第三項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第39条の適用に当たっては、本規程別記2に準ずるものとする。</p> <p>2 第1項第2号に規定する「第4条第2項の規定により算定する地震力」とは、本規程別記2第4条第2項から第4項までにおいて、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力と同等のものとする。</p> <p>第1項について</p> <p>重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故</p>	<p>2.1.2 耐震設計の基本方針</p> <p>2.1.2.1 地震による損傷の防止に係る基準適合性</p> <p>【設置許可基準規則】</p> <p>(地震による損傷の防止)</p> <p>第三十九条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。</p> <p>二 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）第四条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えることができるものであること。</p> <p>三 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）基準地震動による地震力に対して重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。</p> <p><u>四 特定重大事故等対処施設のため、省略。</u></p> <p>2 重大事故等対処施設は、第四条第三項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第39条の適用に当たっては、本規程別記2に準ずるものとする。</p> <p>2 第1項第2号に規定する「第4条第2項の規定により算定する地震力」とは、本規程別記2第4条第2項から第4項までにおいて、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力と同等のものとする。</p> <p><u>3 特定重大事故等対処施設のため、省略。</u></p> <p><u>4 特定重大事故等対処施設のため、省略。</u></p> <p><u>5 特定重大事故等対処施設のため、省略。</u></p> <p><u>適合のための設計方針</u></p> <p>第1項について</p> <p>重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて「Ⅰ. 設備分類」のとおり分類し、設備分類に応じて「Ⅱ. 設計方針」に示す設計方針に従って耐震設計を行う。耐震設計において適用する地震動及び当該地震動による地震力等については、設計基準対象施設のもの設備分類に応じて適用する。</p> <p>なお、「Ⅱ. 設計方針」の(1)、(2)及び(3)に示す設計方針が、それぞれ第1項の第一号、第二号及び第三号の要求事項に対応するものである。</p> <p>Ⅰ. 設備分類</p> <p>(1) 常設重大事故防止設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、a. 以外のもの</p> <p>(2) 常設重大事故緩和設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(3) 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</p> <p>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する(1)以外の常設のもの</p> <p><u>(4) 常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）</u></p> <p><u>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する(2)以外の常設のもの</u></p>	<p>等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて「Ⅰ. 設備分類」のとおり分類し、設備分類に応じて「Ⅱ. 設計方針」に示す設計方針に従って耐震設計を行う。耐震設計において適用する地震動及び当該地震動による地震力等については、設計基準対象施設のもの設備分類に応じて適用する。</p> <p>なお、「Ⅱ. 設計方針」の(1)、(2)及び(3)に示す設計方針が、それぞれ第1項の第一号、第二号及び第三号の要求事項に対応するものである。</p> <p>Ⅰ. 設備分類</p> <p>(1) 常設重大事故防止設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、a. 以外のもの</p> <p>(2) 常設重大事故緩和設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p>	<p>等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて「Ⅰ. 設備分類」のとおり分類し、設備分類に応じて「Ⅱ. 設計方針」に示す設計方針に従って耐震設計を行う。耐震設計において適用する地震動及び当該地震動による地震力等については、設計基準対象施設のもの設備分類に応じて適用する。</p> <p>なお、「Ⅱ. 設計方針」の(1)、(2)及び(3)に示す設計方針が、それぞれ第1項の第一号、第二号及び第三号の要求事項に対応するものである。</p> <p>Ⅰ. 設備分類</p> <p>(1) 常設重大事故防止設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、a. 以外のもの</p> <p>(2) 常設重大事故緩和設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <p><u>(3) 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</u></p> <p><u>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する(1)以外の常設のもの</u></p>	<p>備考</p> <p>・設備構成の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>・設備構成の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2号炉では常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）に該当する設備が存在しない。</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(5) 可搬型重大事故等対処設備 重大事故等対処設備であって可搬型のもの</p> <p>II . 設計方針</p> <p>(1) 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 <u>基準地震動</u>による地震力に対して、重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 代替する機能を有する設計基準事故対処設備の耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> <p>(3) 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設 <u>基準地震動</u>による地震力に対して、重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(4) 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設 当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> <p><u>(5) 常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設</u> <u>基準地震動による地震力に対して、重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</u></p> <p>(6) 可搬型重大事故等対処設備 地震による周辺斜面の崩壊、溢水、火災等の影響を受けない場所に適切に保管する。</p> <p>なお、上記設計において適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定する。 また、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）<u>又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）</u>が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCク</p>	<p>II . 設計方針</p> <p>(1) 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 代替する機能を有する設計基準事故対処設備の耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> <p>(3) 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設 基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>なお、上記設計において適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定する。 また、常設耐震重要重大事故防止設備<u>又は</u>常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備、</p>	<p><u>(4) 可搬型重大事故等対処設備</u> <u>重大事故等対処設備であって可搬型のもの</u></p> <p>II . 設計方針</p> <p>(1) 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 <u>基準地震動S_s</u>による地震力に対して、重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 代替する機能を有する設計基準事故対処設備の耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> <p>(3) 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設 <u>基準地震動S_s</u>による地震力に対して、重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p><u>(4) 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設</u> <u>当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</u></p> <p>(5) <u>可搬型重大事故等対処設備</u> <u>地震による周辺斜面の崩壊、溢水、火災等の影響を受けない場所に適切に保管する。</u></p> <p>なお、上記設計において適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定する。 また、常設耐震重要重大事故防止設備、<u>常設重大事故緩和設備</u><u>又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</u>（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故防止</p>	<p>・設備構成の相違 【東海第二】</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎 6/7】 島根2号炉では常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）に該当する設備が存在しない。</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎 6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>ラスの施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備、常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備並びに常設重大事故防止設備（設計基準拡張）及び常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の波及的影響によって、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。</p> <p>第2項について 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動による地震力によって生じるおそれがある周辺斜面の崩壊に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない場所に設置する。</p> <p>2.1.2.2 重大事故等対処施設の耐震設計 2.1.2.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針 重大事故等対処施設については、設計基準対象施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等における運転状態、重大事故等時の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、設備分類に応じて、以下の項目に従って耐震設計を行う。</p>	<p>常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の波及的影響によって、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計とする。</p> <p>別紙1に「動的機能維持の評価」、別紙2に「上位クラス施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響の検討について」、別紙3に「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」別紙4に「屋外重要土木建造物の耐震評価における断面選定の考え方」を示す。</p> <p>第2項について 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動S_sによる地震力によって生じるおそれがある周辺斜面の崩壊に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない場所に設置する。</p> <p>2.1.2.2 重大事故等対処施設の耐震設計 2.1.2.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針 重大事故等対処施設については、設計基準対象施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等における運転状態、重大事故等時の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、設備分類に応じて、以下の項目に従って耐震設計を行う。</p>	<p>設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備並びに常設重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備及び常設重大事故防止設備（設計基準拡張）のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の波及的影響によって、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。</p> <p>第2項について 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動S_sによる地震力によって生じるおそれがある周辺斜面の崩壊に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない場所に設置する。</p> <p>2.1.2.2 重大事故等対処施設の耐震設計 2.1.2.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針 重大事故等対処施設については、設計基準対象施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等における運転状態、重大事故等時の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、設備分類に応じて、以下の項目に従って耐震設計を行う。</p>	<p>島根2号炉では常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）に該当する設備が存在しない。</p> <p>・同上</p> <p>・資料構成の相違 【東海第二】 島根2号炉では4条のまとめ資料にて重大事故等対処施設も含めて記載している。</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ・設備構成の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉では常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）に該当する設備が存在しない。</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(1) 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p><u>基準地震動</u>による地震力に対して、重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p>代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> <p>(3) <u>常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)</u> が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p><u>基準地震動</u>による地震力に対して、重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>なお、本施設と(2)の両方に属する重大事故等対処施設については、<u>基準地震動</u>による地震力を適用するものとする。</p> <p>(4) 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p>当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> <p>(5) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p><u>地震による周辺斜面の崩壊、溢水、火災等の影響を受けない場所に適切に保管する。</u></p>	<p>(1) 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p>基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p>代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> <p>(3) 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p>基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>なお、本施設と(2)の両方に属する重大事故等対処施設については、<u>基準地震動S_s</u>による地震力を適用するものとする。</p> <p>(4) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p><u>可搬型重大事故防止設備は、地震、津波、溢水及び火災に対して、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り複数箇所に保管する。</u></p>	<p>(1) 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p><u>基準地震動S_s</u>による地震力に対して、重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p>代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> <p>(3) 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p><u>基準地震動S_s</u>による地震力に対して、重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>なお、本施設と(2)の両方に属する重大事故等対処施設については、<u>基準地震動S_s</u>による地震力を適用するものとする。</p> <p>(4) <u>常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く。)</u></p> <p><u>当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</u></p> <p>(5) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p><u>可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、溢水及び火災に対して、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に保管する。</u></p> <p><u>また、可搬型重大事故等対処設備保管場所の周辺斜面の安定性を保持するために設置する、その他の土木構造物である抑止ぐいについては、屋外重要土木構造物に準じた設計とする。</u></p>	<p>・設備構成の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2号炉では常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張) に該当する設備が存在しない。</p> <p>・設備構成の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>・設備構成の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>島根 2号炉では保管場所周辺斜面の安定性を保持するために抑止ぐいを設置することから、記載している。</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(6) 常設耐震重要重大事故防止設備、<u>常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)</u> が設置される重大事故等対処施設については、<u>基準地震動</u>による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>また、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設については、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力、常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) が設置される重大事故等対処施設については、当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>(7) 重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。なお、水平2 方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用し、影響が考えられる施設、設備については許容限界の範囲内に留まることを確認する。</p> <p>(8) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類がS クラスのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)</u> が設置される重大事故等対処施設の土木構造物は、<u>基準地震動</u>による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(9) 重大事故等対処施設を津波から防護するための津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物は、<u>基準地震動</u>による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計することとし、「設計基準対象施設について 第4 条：地震による損傷の防止 第1 部 1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計」に示す津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物の設計方針に基づき設計する。</p>	<p>(5) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設</p> <p>基準地震動S_sによる地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>また、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設については、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>(6) <u>重大事故等対処施設に適用する動的地震力</u></p> <p>重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。なお、水平2 方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用し、影響が考えられる施設、設備については許容限界の範囲内に<u>とどまる</u>ことを確認する。</p> <p>(7) <u>常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</u></p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物は、基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(8) <u>重大事故等対処施設を津波から防護するための津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物</u></p> <p>重大事故等対処施設を津波から防護するための津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物は、基準地震動S_sによる地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計することとし、「<u>1.10.1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計</u>」に示す津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物の設計方針に基づき設計する。</p>	<p>(6) 常設耐震重要重大事故防止設備<u>又は常設重大事故緩和設備</u>が設置される重大事故等対処施設については、<u>基準地震動S_s</u>による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>また、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設については、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力、<u>常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)</u> が設置される重大事故等対処施設については、<u>当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力</u>が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>(7) 重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。なお、水平2 方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用し、影響が考えられる施設、設備については許容限界の範囲内に<u>留まる</u>ことを確認する。</p> <p>(8) 常設耐震重要重大事故防止設備、<u>常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)</u> (当該設備が属する耐震重要度分類がS クラスのもの) が設置される重大事故等対処施設の土木構造物は、<u>基準地震動S_s</u>による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(9) 重大事故等対処施設を津波から防護するための津波防護施設、浸水防止設備並びに津波監視設備及び浸水防止設備が設置された建物・構築物は、<u>基準地震動S_s</u>による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計することとし、「<u>設計基準対象施設について 第4 条：地震による損傷の防止 第1 部 1.3.1 設計基準対象施設の耐震設計</u>」に示す津波防護施設、浸水防止設備並びに津波監視設備及び浸水防止設備が設置された建物・構築物の設計方針に基づき設計する。</p>	<p>・設備構成の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉では常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張) に該当する設備が存在しない。</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ・設備構成の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉では常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張) に該当する設備が存在しない。</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(10) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設が、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備、常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備並びに常設重大事故防止設備（設計基準拡張）及び常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の波及的影響によって、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。</p> <p>(11) 重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</p> <p>(12) 緊急時対策所の耐震設計の基本方針については、「2.1.2.2.7 緊急時対策所」に示す。</p> <p><u>(13) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設は、地震動及び地殻変動による基礎地盤の傾斜が基本設計段階の目安値である1/2,000を上回る場合、傾斜に対する影響を地震力に考慮する。</u></p> <p>2.1.2.2.2 重大事故等対処設備の設備分類 重大事故等対処設備について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の区分に分類する。</p>	<p><u>(9) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設への波及的影響防止</u> Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備、常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の波及的影響によって、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。</p> <p><u>(10) 重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画</u> 重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</p> <p><u>(11) 緊急時対策所建屋の耐震設計</u> 緊急時対策所建屋の耐震設計の基本方針については、「2.1.2.2.7 緊急時対策所建屋」に示す。</p> <p>2.1.2.2.2 重大事故等対処施設の設備分類 重大事故等対処施設について、当該設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の区分に分類する。</p>	<p><u>(10) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設が、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備並びに常設重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備及び常設重大事故防止設備（設計基準拡張）のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の波及的影響によって、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。</u></p> <p><u>(11) 重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</u></p> <p><u>(12) 緊急時対策所の耐震設計の基本方針については、「2.1.2.2.7 緊急時対策所」に示す。</u></p> <p>2.1.2.2.2 重大事故等対処施設の設備分類 重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の区分に分類する。</p>	<p>・設備構成の相違 【東海第二】 ・設備構成の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉では常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）に該当する設備が存在しない。</p> <p>・同上</p> <p>・柏崎6/7は、原子炉建物等の基礎地盤の耐震安全性評価における審査において、原子炉建物の地震による傾斜が目安値を上回る評価となったことから、左記のとおり記載しているが、島根2号炉は、原子炉建物等の傾斜は全て目安値内に収まっているため記載なし。 【柏崎6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(1) 常設重大事故防止設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、a. 以外のもの</p> <p>(2) 常設重大事故緩和設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(3) 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</p> <p>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する（1）以外の常設のもの</p> <p>(4) 常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）</p> <p><u>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する（2）以外の常設のもの</u></p> <p>(5) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>重大事故等対処設備であって可搬型のもの</p> <p>重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第 2.1.2.2.2 表に示す。</p> <p>2.1.2.2.3 地震力の算定方法</p> <p>重大事故等対処施設の耐震設計に用いる地震力の算定方法は、「設計基準対象施設について 第 4 条：地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.3 地震力の算定方法」に示す設計基準対象施設の静的地震力、動的地震力及び設計用減衰定数について、以下のとおり適用する。</p>	<p>(1) 常設重大事故防止設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設のもの。</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの_等</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、a. 以外のもの_等</p> <p>(2) 常設重大事故緩和設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの_等</p> <p>(3) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>重大事故等対処設備であって可搬型のもの_等</p> <p>重大事故等対処施設のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第 2.1.2.2.2 表に示す。</p> <p>2.1.2.2.3 地震力の算定方法</p> <p>重大事故等対処施設の耐震設計に用いる地震力の算定方法は、「設計基準対象施設について 第 4 条：地震による損傷の防止 1.10.4.1.3 地震力の算定方法」に示す設計基準対象施設の静的地震力、動的地震力及び設計用減衰定数について、以下のとおり適用する。</p>	<p>(1) 常設重大事故防止設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、a. 以外のもの</p> <p>(2) 常設重大事故緩和設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(3) 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</p> <p><u>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する（1）以外の常設のもの</u></p> <p>(4) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>重大事故等対処設備であって可搬型のもの</p> <p>重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第 2.1.2.2.2 表に示す。</p> <p>2.1.2.2.3 地震力の算定方法</p> <p>重大事故等対処施設の耐震設計に用いる地震力の算定方法は、「設計基準対象施設について 第 4 条：地震による損傷の防止 第 1 部 1.3.1.3 地震力の算定方法」に示す設計基準対象施設の静的地震力、動的地震力及び設計用減衰定数について、以下のとおり適用する。</p>	<p>・設備構成の相違【東海第二】</p> <p>・設備構成の相違【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>島根 2 号炉では常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）に該当する設備が存在しない。</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(1) 静的地震力</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設について、「設計基準対象施設について 第4条：地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.3 地震力の算定方法」の「(1) 静的地震力」に示すBクラス又はCクラスの施設に適用する静的地震力を適用する。</p> <p>(2) 動的地震力</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設について、「設計基準対象施設について 第4条：地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.3 地震力の算定方法」の「(2)動的地震力」に示す入力地震動を用いた地震応答解析による地震力を適用する。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Bクラスの施設の機能を代替する共振のおそれのある施設、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設のうち、当該設備が属する耐震重要度分類がBクラスで共振のおそれのある施設については、「設計基準対象施設について 第4条：地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.3 地震力の算定方法」の「(2)動的地震力」に示す共振のおそれのあるBクラスの施設に適用する地震力を適用する。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物については、「設計基準対象施設について 第4条：地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.3 地震力の算定方法」の「(2)動的地震力」に示す屋外重要土木構造物に適用する地震力を適用する。</p>	<p>(1) 静的地震力</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設について、「1.10.4.1.3 地震力の算定方法」の「(1) 静的地震力」に示すBクラス又はCクラスの施設に適用する静的地震力を適用する。</p> <p>(2) 動的地震力</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設について、「1.10.4.1.3 地震力の算定方法」の「(2)動的地震力」に示す入力地震動を用いた地震応答解析による地震力を適用する。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Bクラスの施設の機能を代替する共振のおそれのある施設については、「1.10.4.1.3 地震力の算定方法」の「(2) 動的地震力」に示す共振のおそれのあるBクラスの施設に適用する地震力を適用する。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物については、「1.10.4.1.3 地震力の算定方法」の「(2) 動的地震力」に示す屋外重要土木構造物に適用する地震力を適用する。</p>	<p>(1) 静的地震力</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設について、「設計基準対象施設について 第4条：地震による損傷の防止 第1部 1.3.1.3 地震力の算定方法」の「(1) 静的地震力」に示すBクラス又はCクラスの施設に適用する静的地震力を適用する。</p> <p>(2) 動的地震力</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設について、「設計基準対象施設について 第4条：地震による損傷の防止 第1部 1.3.1.3 地震力の算定方法」の「(2) 動的地震力」に示す入力地震動を用いた地震応答解析による地震力を適用する。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Bクラスの施設の機能を代替する共振のおそれのある施設及び常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設のうち、当該設備が属する耐震重要度分類がBクラスで共振のおそれのある施設については、「設計基準対象施設について 第4条：地震による損傷の防止 第1部 1.3.1.3 地震力の算定方法」の「(2) 動的地震力」に示す共振のおそれのあるBクラスの施設に適用する地震力を適用する。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物については、「設計基準対象施設について 第4条：地震による損傷の防止 第1部 1.3.1.3 地震力の算定方法」の「(2) 動的地震力」に示す屋外重要土木構造物に適用する地震力を適用する。</p>	<p>・設備構成の相違 【東海第二】</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2号炉では常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）に該当する設備が存在しない。</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2号炉では常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）に該当する設備が存在しない。</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>なお、重大事故等対処施設のうち、設計基準対象施設の基本構造と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化した上での地震応答解析又は加振試験等を実施する。</p> <p>(3) 設計用減衰定数 「設計基準対象施設について 第4条：地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.3 地震力の算定方法」の「(3)設計用減衰定数」を適用する。</p> <p>2.1.2.2.4 荷重の組合せと許容限界 重大事故等対処施設の耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。</p> <p>(1) 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を次に示す。</p> <p>a. 建物・構築物 (a) 運転時の状態 「設計基準対象施設について 第4条：地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1)耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示す「(a)運転時の状態」を適用する。</p> <p>(b) 設計基準事故時の状態 「設計基準対象施設について 第4条：地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1)耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示す「(b)設計基準事故時の状態」を適用する。</p> <p>(c) 重大事故等時の状態 発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故時の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態</p> <p>(d) 設計用自然条件 「設計基準対象施設について 第4条：地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1)耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示す「(c)設計用自然条件」を適用する。</p>	<p>なお、重大事故等対処施設のうち、設計基準対象施設の基本構造と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化した上での地震応答解析、加振試験等を実施する。</p> <p>(3) 設計用減衰定数 「1.10.4.1.3 地震力の算定方法」の「(3) 設計用減衰定数」を適用する。</p> <p>2.1.2.2.4 荷重の組合せと許容限界 重大事故等対処施設の耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。</p> <p>(1) 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を次に示す。</p> <p>a. 建物・構築物 (a) 運転時の状態 「1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示す「(a) 運転時の状態」を適用する。</p> <p>(b) 設計基準事故時の状態 「1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示す「(b) 設計基準事故時の状態」を適用する。</p> <p>(c) 重大事故等時の状態 原子炉施設が、重大事故に至るおそれのある事故、又は重大事故時の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。</p> <p>(d) 設計用自然条件 「設計基準対象施設について 第4条：地震による損傷の防止 1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示す「(c) 設計用自然条件」を適用する。</p> <p>なお、設計時に考慮する自然条件については、「2.3 重大事故等対処設備の基本設計方針」に示す。</p>	<p>なお、重大事故等対処施設のうち、設計基準対象施設の基本構造と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化した上での地震応答解析又は加振試験等を実施する。</p> <p>(3) 設計用減衰定数 「設計基準対象施設について 第4条：地震による損傷の防止 第1部 1.3.1.3 地震力の算定方法」の「(3) 設計用減衰定数」を適用する。</p> <p>2.1.2.2.4 荷重の組合せと許容限界 重大事故等対処施設の耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。</p> <p>(1) 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を次に示す。</p> <p>a. 建物・構築物 (a) 運転時の状態 「設計基準対象施設について 第4条：地震による損傷の防止 第1部 1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示す「(a) 運転時の状態」を適用する。</p> <p>(b) 設計基準事故時の状態 「設計基準対象施設について 第4条：地震による損傷の防止 第1部 1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示す「(b) 設計基準事故時の状態」を適用する。</p> <p>(c) 重大事故等時の状態 発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれのある事故又は重大事故時の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態</p> <p>(d) 設計用自然条件 「設計基準対象施設について 第4条：地震による損傷の防止 第1部 1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示す「(c) 設計用自然条件」を適用する。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 通常運転時の状態</p> <p>「設計基準対象施設について 第 4 条：地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1)耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(a)通常運転時の状態」を適用する。</p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態</p> <p>「設計基準対象施設について 第 4 条：地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1)耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(b)運転時の異常な過渡変化時の状態」を適用する。</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態</p> <p>「設計基準対象施設について 第 4 条：地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1)耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(c)設計基準事故時の状態」を適用する。</p> <p>(d) 重大事故等時の状態</p> <p>発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれのある事故又は重大事故時の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態</p> <p>(e) 設計用自然条件</p> <p>「設計基準対象施設について 第 4 条：地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1)耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(d)設計用自然条件」を適用する。</p> <p>(2) 荷重の種類</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重，すなわち固定荷重，積載荷重，土圧，水圧及び通常の気象条件による荷重</p> <p>(b) 運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(d) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(e) 地震力，風荷重，積雪荷重等</p> <p>ただし，運転時の状態，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態での荷重には，機器・配管系から作用する荷重が含まれ</p>	<p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 通常運転時の状態</p> <p>「1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(a) 通常運転時の状態」を適用する。</p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態</p> <p>「1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態」を適用する。</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態</p> <p>「1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(c) 設計基準事故時の状態」を適用する。</p> <p>(d) 重大事故等時の状態</p> <p>原子炉施設が重大事故に至るおそれのある事故、又は重大事故時の状態で重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。</p> <p>(e) 設計用自然条件</p> <p>「1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(d)設計用自然条件」を適用する。</p> <p>なお、設計時に考慮する自然条件については、「2.3. 重大事故等対処設備の基本設計方針」に示す。</p> <p>(2) 荷重の種類</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重，すなわち固定荷重，積載荷重，土圧，水圧及び通常の気象条件による荷重</p> <p>(b) 運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(d) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(e) 地震力，風荷重，積雪荷重等</p> <p>ただし，運転時の状態，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態での荷重には，機器・配管系から作用する荷重が含まれ</p>	<p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 通常運転時の状態</p> <p>「設計基準対象施設について 第 4 条：地震による損傷の防止 第 1 部 1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(a) 通常運転時の状態」を適用する。</p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態</p> <p>「設計基準対象施設について 第 4 条：地震による損傷の防止 第 1 部 1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態」を適用する。</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態</p> <p>「設計基準対象施設について 第 4 条：地震による損傷の防止 第 1 部 1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(c) 設計基準事故時の状態」を適用する。</p> <p>(d) 重大事故等時の状態</p> <p>発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれのある事故又は重大事故時の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態</p> <p>(e) 設計用自然条件</p> <p>「設計基準対象施設について 第 4 条：地震による損傷の防止 第 1 部 1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(d) 設計用自然条件」を適用する。</p> <p>(2) 荷重の種類</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重，すなわち固定荷重，積載荷重，土圧，水圧及び通常の気象条件による荷重</p> <p>(b) 運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(d) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(e) 地震力，風荷重，積雪荷重等</p> <p>ただし，運転時の状態，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態での荷重には，機器・配管系から作用する荷重が含まれ</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>るものとし、地震力には、地震時土圧、機器・配管系からの反力、スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 通常運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(d) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(e) 地震力、風荷重、積雪荷重等</p> <p>(3) 荷重の組合せ</p> <p>地震力と他の荷重との組合せは次による。</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）<u>又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）</u>が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）<u>又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）</u>が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては、設計基準対象施設の耐震設計の考え方に基づくとともに、確率論的な考察も考慮した上で設定する。</p>	<p>るものとし、地震力には、地震時土圧、機器・配管系からの反力、スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p> <p><u>なお、設計時に考慮する自然条件については、「2.3 重大事故等対処設備の基本設計方針」に示す。</u></p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 通常運転時の状態で作用する荷重</p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態で作用する荷重</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態で作用する荷重</p> <p>(d) 重大事故等時の状態で作用する荷重</p> <p>(e) 地震力、風荷重、積雪荷重等</p> <p><u>ただし、地震力についてはスロッシング等による荷重が含まれるものとする。なお、設計時に考慮する自然条件については、「2.3 重大事故等対処設備の基本設計方針」に示す。</u></p> <p>(3) 荷重の組合せ</p> <p>地震力と他の荷重との組合せは次による。</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備<u>又は常設重大事故緩和設備</u>が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備<u>又は常設重大事故緩和設備</u>が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては、設計基準対象施設の耐震設計の考え方に基づくとともに、確率論的な考察も考慮した上で設定する。</p>	<p>るものとし、地震力には、地震時土圧、機器・配管系からの反力、スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 通常運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(d) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(e) 地震力、風荷重、積雪荷重等</p> <p>(3) 荷重の組合せ</p> <p>地震力と他の荷重との組合せは次による。</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備、<u>常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</u>（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備、<u>常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</u>（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては、設計基準対象施設の耐震設計の考え方に基づくとともに、確率論的な考察も考慮した上で設定する。</p>	<p>備考</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ・設備構成の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉では常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）に該当する設備が存在しない。</p> <p>・同上</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(c) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)</u> が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については, 常時作用している荷重, 設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち, 地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は, その事故事象の発生確率, 継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ, 適切な地震力 (基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力) と組み合わせる。この組み合わせについては, 事故事象の発生確率, 継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し, 工学的, 総合的に勘案の上設定する。なお, 継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>以上を踏まえ, 原子炉格納容器バウンダリを構成する施設 (原子炉格納容器内の圧力, 温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。) については, いったん事故が発生した場合, 長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動による地震力とを組み合わせ, その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。また, その他の施設については, いったん事故が発生した場合, 長時間継続する事象による荷重と基準地震動による地震力とを組み合わせる。</p>	<p>(c) 常設耐震重要重大事故防止設備 <u>又は常設重大事故緩和設備</u> が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については, 常時作用している荷重, 設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は, その事故事象の発生確率, 継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ, 適切な地震力 (基準地震動 S_s 又は弾性設計用地震動 S_d による地震力) と組み合わせる。事故発生後, 通常運転時の状態を超える期間が長期にわたるため, 適切な地震力との組合せを考慮する観点で, 弾性設計用地震動 S_d による地震力と組み合わせる期間 (前半期間), 基準地震動 S_s による地震力と組み合わせる期間 (後半期間) に分けて組合せを設定する。この組合せについては, 事故事象の発生確率, 継続時間及び地震動の超過確率の積等を考慮し, 工学的, 総合的に勘案の上設定する。</p> <p>以上を踏まえ, 格納容器内の圧力, 温度条件を用いて評価を行う施設については, いったん事故が発生した場合, 長時間継続する事象のうち, 前半期間における荷重と弾性設計用地震動 S_d による地震力を組み合わせ, 後半期間における荷重と基準地震動 S_s による地震力を組み合わせる。また, その他の施設については, いったん事故が発生した場合, 長時間継続する事象による荷重と基準地震動 S_s による地震力を組み合わせる。</p>	<p>(c) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備 <u>又は常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)</u> (当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については, 常時作用している荷重, 設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち, 地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は, その事故事象の発生確率, 継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ, 適切な地震力 (基準地震動 S_s 又は弾性設計用地震動 S_d による地震力) と組み合わせる。この組合せについては, 事故事象の発生確率, 継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し, 工学的, 総合的に勘案の上設定する。なお, 継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>以上を踏まえ, 原子炉格納容器バウンダリを構成する施設 (原子炉格納容器内の圧力, 温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。) については, いったん事故が発生した場合, 長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動 S_d による地震力とを組み合わせ, その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動 S_s による地震力を組み合わせる。また, その他の施設については, いったん事故が発生した場合, 長時間継続する事象による荷重と基準地震動 S_s による地震力とを組み合わせる。</p>	<p>・設備構成の相違 【東海第二】 ・設備構成の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉では常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張) に該当する設備が存在しない。</p>
<p>(d) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 <u>又は常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)</u> (当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの) が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については, 常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と, 動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)</u> が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については, 通常運転時の状態で作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p>	<p>(d) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については, 常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と, 動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備 <u>又は常設重大事故緩和設備</u> が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については, 通常運転時の状態で作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p>	<p>(d) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 <u>又は常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)</u> (当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの) が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については, 常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と, 動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備 <u>又は常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)</u> (当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については, 通常運転時の状態で作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p>	<p>・設備構成の相違 【東海第二】 ・設備構成の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉では常設重大事故緩和設備 (設計</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については, 運転時の異常な過渡変化時の状態, 設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち, 地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては, 設計基準対象施設の耐震設計の考え方に基づくとともに, 確率論的な考察も考慮した上で設定する。</p> <p>(c) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については, 運転時の異常な過渡変化時の状態, 設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は, その事故事象の発生確率, 継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ, 適切な地震力(基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力)と組み合わせる。この組み合わせについては, 事故事象の発生確率, 継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し, 工学的, 総合的に勘案の上設定する。</p> <p>なお, 継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>以上を踏まえ, 重大事故等時の状態で作用する荷重と地震力(基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力)との組合せについては, 以下を基本設計とする。原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する設備については, いったん事故が発生した場合, 長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動による地震力とを組み合わせ, その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。原子炉格納容器バウンダリを構成する設備(原子炉格納容器内の圧力, 温度の条件を用</p>	<p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については, 運転時の異常な過渡変化時の状態, 設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち, 地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては, 設計基準対象施設の耐震設計の考え方に基づくとともに, 確率論的な考察も考慮した上で設定する。</p> <p>(c) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については, 運転時の異常な過渡変化時の状態, 設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は, その事故事象の発生確率, 継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ, 適切な地震力(基準地震動S_s又は弾性設計用地震動S_dによる地震力)と組み合わせる。事故発生後, 通常運転時の状態を超える期間が長期にわたるため, 適切な地震力との組合せを考慮する観点で, 弾性設計用地震動S_dによる地震力と組み合わせる期間(前半期間), 基準地震動S_sによる地震力と組み合わせる期間(後半期間)に分けて組合せを設定する。この組合せについては, 事故事象の発生確率, 継続時間及び地震動の超過確率の積等を考慮し, 工学的, 総合的に勘案の上設定する。なお, 継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>以上を踏まえ, 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する設備については, いったん事故が発生した場合, 長期間継続する事象のうち, 前半期間における荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力を組み合わせる, 後半期間における荷重と基準地震動S_sによる地震力を組み合わせる。また, 原子炉格納容器バウンダリを構成する設備(原子炉格納容器内の圧力, 温度条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。)については, いったん事故が発生した場合, 長時間継続する事象のうち, 前半期間における荷重と弾性設計用地</p>	<p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については, 運転時の異常な過渡変化時の状態, 設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち, 地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては, 設計基準対象施設の耐震設計の考え方に基づくとともに, 確率論的な考察も考慮した上で設定する。</p> <p>(c) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については, 運転時の異常な過渡変化時の状態, 設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち, 地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は, その事故事象の発生確率, 継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ, 適切な地震力(基準地震動S_s又は弾性設計用地震動S_dによる地震力)と組み合わせる。この組合せについては, 事故事象の発生確率, 継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し, 工学的, 総合的に勘案の上設定する。</p> <p>なお, 継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>以上を踏まえ, 重大事故等時の状態で作用する荷重と地震力(基準地震動S_s又は弾性設計用地震動S_dによる地震力)との組合せについては, 以下を基本設計とする。原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する設備については, いったん事故が発生した場合, 長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力とを組み合わせ, その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力とを組み合わせる。原子炉格納容器バウンダリを構成する設備(原子炉格納容器内の圧</p>	<p>基準拡張)に該当する設備が存在しない。</p> <p>・同上</p> <p>・同上</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>いて評価を行うその他の施設を含む。)については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と<u>弾性設計用地震動</u>による地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と<u>基準地震動</u>による地震力を組み合わせる。その他の施設については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と<u>基準地震動</u>による地震力とを組み合わせる。</p> <p>(d) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態又は運転時の異常な過渡変化時の状態で作用する荷重と動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>c. 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、<u>常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)</u>が設置される重大事故等対処施設に作用する地震力のうち動的地震力については、水平2方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせ算定するものとする。</p> <p>(b) ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。</p> <p>(c) 複数の荷重が同時に作用する場合、それらの荷重による応力の各ピークの生起時刻に明らかなずれがあることが判明しているならば、必ずしもそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよいものとする。</p> <p>(d) 重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の設備分類に応じた地震力と常時作用している荷重、重大事故等時の状態で施設に作用する荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。</p>	<p>震動S_dによる地震力を組み合わせ、後半期間における荷重と基準地震動S_sによる地震力を組み合わせる。<u>また、その他の施設については、いったん事故が発生した場合、長時間継続事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力を組み合わせる。</u></p> <p>(d) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態又は運転時の異常な過渡変化時の状態で作用する荷重と、<u>動的地震力又は静的地震力を組み合わせる。</u></p> <p>c. 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備<u>又は常設重大事故緩和設備</u>が設置される重大事故等対処施設に作用する地震力のうち動的地震力については、水平2方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせ算定するものとする。</p> <p>(b) ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。</p> <p>(c) 複数の荷重が同時に作用する場合、それらの荷重による応力の各ピークの生起時刻に明らかなずれがあることが判明しているならば、必ずしもそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよいものとする。</p> <p>(d) 重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の<u>施設区分</u>に応じた地震力と常時作用している荷重、重大事故等時の状態で施設に作用する荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。</p>	<p>力、温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。)については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と<u>弾性設計用地震動S_dによる地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力とを組み合わせる。</u>その他の施設については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と<u>基準地震動S_sによる地震力とを組み合わせる。</u></p> <p>(d) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備<u>又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)</u>が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態又は運転時の異常な過渡変化時の状態で作用する荷重と動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>c. 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備、<u>常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)</u>が設置される重大事故等対処施設に作用する地震力のうち動的地震力については、水平2方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせ算定するものとする。</p> <p>(b) ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。</p> <p>(c) 複数の荷重が同時に作用する場合、それらの荷重による応力の各ピークの生起時刻に明らかなずれがあることが判明しているならば、必ずしもそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよいものとする。</p> <p>(d) 重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の<u>設備分類</u>に応じた地震力と常時作用している荷重、重大事故等時の状態で施設に作用する荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。</p>	<p>・設備構成の相違 【東海第二】</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉では常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)に該当する設備が存在しない。</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4) 許容限界</p> <p>各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている許容応力等を用いる。</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのものの）<u>又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）</u>が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物((e)に記載のものを除く。)</p> <p>「設計基準対象施設について 第4条：地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すSクラスの建物・構築物の<u>基準地震動</u>による地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>ただし、原子炉格納容器バウンダリを構成する施設の設計基準事故時の状態における長期的荷重と<u>弾性設計用地震動</u>による地震力との組合せに対する許容限界は、「設計基準対象施設について 第4条：地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すSクラスの建物・構築物の<u>弾性設計用地震動</u>による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのものの）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物((f)に記載のものを除く。)</p> <p>「設計基準対象施設について 第4条：地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すBクラス及びCクラスの建物・構築物の許容限界を適用する。</p> <p>(c) <u>設備分類</u>の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物 ((e) 及び (f) に記載のものを除く。)</p> <p>「設計基準対象施設について 第4条：地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示す耐震クラスの異なる施設を支持する建物・構築物の許容限界</p>	<p>(4) 許容限界</p> <p>各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている許容応力等を用いる。</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備<u>又は常設重大事故緩和設備</u>が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物((e)に記載のものを除く。)</p> <p>「1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すSクラスの建物・構築物の<u>基準地震動</u>S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>ただし、原子炉格納容器バウンダリを構成する施設の設計基準事故時の状態における長期的荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力の組合せに対する許容限界は、「1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すSクラスの建物・構築物の弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物((f)に記載のものを除く。)</p> <p>「1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すBクラス及びCクラスの建物・構築物の許容限界を適用する。</p> <p>(c) 施設区分の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物 ((e)及び(f)に記載のものを除く。)</p> <p>「1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示す耐震重要度分類の異なる施設を支持する建物・構築物の許容限界を適用する。</p>	<p>(4) 許容限界</p> <p>各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている許容応力等を用いる。</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備、<u>常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</u>（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのものの）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物 ((e) に記載のものを除く。)</p> <p>「設計基準対象施設について 第4条：地震による損傷の防止 第1部 1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すSクラスの建物・構築物の<u>基準地震動</u>S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>ただし、原子炉格納容器バウンダリを構成する施設の設計基準事故時の状態における長期的荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力との組合せに対する許容限界は、「設計基準対象施設について 第4条：地震による損傷の防止 第1部 1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すSクラスの建物・構築物の弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備<u>又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</u>（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのものの）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物 ((f) に記載のものを除く。)</p> <p>「設計基準対象施設について 第4条：地震による損傷の防止 第1部 1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すBクラス及びCクラスの建物・構築物の許容限界を適用する。</p> <p>(c) <u>施設区分</u>の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物 ((e) 及び (f) に記載のものを除く。)</p> <p>「設計基準対象施設について 第4条：地震による損傷の防止 第1部 1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示す耐震クラスの異なる施設を支持する建物・構築物の許容限</p>	<p>・ 同上</p> <p>・ 設備構成の相違</p> <p>【東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>を適用する。</p> <p>なお、適用に当たっては、「耐震重要度分類」を「設備分類」に読み替える。</p> <p>(d) 建物・構築物の保有水平耐力 ((e), (f) に記載のものを除く。)</p> <p>「設計基準対象施設について 第 4 条：地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す建物・構築物の保有水平耐力に対する許容限界を適用する。</p> <p>なお、適用に当たっては、「耐震重要度分類」を「重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラス」に読み替える。ただし、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設については、当該クラスを S クラスとする。</p> <p>(e) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>「設計基準対象施設について 第 4 条：地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す屋外重要土木構造物の基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(f) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が B クラス又は C クラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>「設計基準対象施設について 第 4 条：地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すその他の土木構造物の許容限界を適用する。</p>	<p>なお、適用にあたっては、「耐震重要度」を「設備分類」に読み替える。</p> <p>(d) 建物・構築物の保有水平耐力 ((e)及び(f)に記載のものを除く。)</p> <p>「1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す建物・構築物の保有水平耐力に対する許容限界を適用する。</p> <p>なお、適用にあたっては、「耐震重要度」を「重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラス」に読み替える。ただし、常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、当該クラスを S クラスとする。</p> <p>(e) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>「設計基準対象施設について 第 4 条：地震による損傷の防止 1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す屋外重要土木構造物の基準地震動 S_s による地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(f) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>「設計基準対象施設について 第 4 条：地震による損傷の防止 1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すその他の土木構造物の許容限界を適用する。</p>	<p>界を適用する。</p> <p>なお、適用に当たっては、「耐震重要度分類」を「設備分類」に読み替える。</p> <p>(d) 建物・構築物の保有水平耐力 ((e) 及び (f) に記載のものを除く。)</p> <p>「設計基準対象施設について 第 4 条：地震による損傷の防止 第 1 部 1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す建物・構築物の保有水平耐力に対する許容限界を適用する。</p> <p>なお、適用に当たっては、「耐震重要度分類」を「重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラス」に読み替える。ただし、常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、当該クラスを S クラスとする。</p> <p>(e) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>「設計基準対象施設について 第 4 条：地震による損傷の防止 第 1 部 1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す屋外重要土木構造物の基準地震動 S_s による地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(f) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が B クラス又は C クラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>「設計基準対象施設について 第 4 条：地震による損傷の防止 第 1 部 1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すその他の土木構造物の許容限界を適用する。</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の相違【柏崎 6/7】 島根 2 号炉では常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）に該当する設備が存在しない。 ・設備構成の相違【東海第二】 ・設備構成の相違【柏崎 6/7】 島根 2 号炉では常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）に該当する設備が存在しない。 ・設備構成の相違【東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)</u> が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p> <p>「設計基準対象施設について 第 4 条: 地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す S クラスの機器・配管系の<u>基準地震動</u>による地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>ただし, 原子炉格納容器バウンダリを構成する設備及び非常用炉心冷却設備等の<u>弾性設計用地震動</u>と設計基準事故時の状態における長期的荷重との組合せに対する許容限界は, 「設計基準対象施設について 第 4 条: 地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す S クラスの機器・配管系の<u>弾性設計用地震動</u>による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類が B クラス又は C クラスのもの) が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p> <p>「設計基準対象施設について 第 4 条: 地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す B クラス及び C クラスの機器・配管系の許容限界を適用する。</p> <p>c. 基礎地盤の支持性能</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)</u> が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物, 機器・配管系及び土木建造物の基礎地盤</p> <p>「設計基準対象施設について 第 4 条: 地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す S クラスの建物・構築物, S クラスの機器・配管系, 屋外重要土木建造物, 津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備並</p>	<p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備<u>又は</u>常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p> <p>「1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す S クラスの機器・配管系の<u>基準地震動</u>による地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>ただし, 原子炉格納容器バウンダリ, 非常用炉心冷却設備等の弾性設計用地震動 S_d と設計基準事故時の状態における長期的荷重との組合せに対する許容限界は, 「1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す S クラスの機器・配管系の弾性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p> <p>「1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す B クラス及び C クラスの機器・配管系の許容限界を適用する。</p> <p>c. 基礎地盤の支持性能</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備<u>又は</u>常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物, 機器・配管系及び土木建造物の基礎地盤</p> <p>「1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す S クラスの建物・構築物, S クラスの機器・配管系, 屋外重要土木建造物, 津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物の基礎地盤の<u>基準地震</u></p>	<p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備<u>又は</u>常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの) が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p> <p>「設計基準対象施設について 第 4 条: 地震による損傷の防止 第 1 部 1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す S クラスの機器・配管系の<u>基準地震動</u>による地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>ただし, 原子炉格納容器バウンダリを構成する設備及び非常用炉心冷却設備等の<u>弾性設計用地震動</u> S_d と設計基準事故時の状態における長期的荷重との組合せに対する許容限界は, 「設計基準対象施設について 第 4 条: 地震による損傷の防止 第 1 部 1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す S クラスの機器・配管系の<u>弾性設計用地震動</u> S_d による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備<u>又は</u>常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類が B クラス又は C クラスのもの) が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p> <p>「設計基準対象施設について 第 4 条: 地震による損傷の防止 第 1 部 1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す B クラス及び C クラスの機器・配管系の許容限界を適用する。</p> <p>c. 基礎地盤の支持性能</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備<u>又は</u>常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの) が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物, 機器・配管系及び土木建造物の基礎地盤</p> <p>「設計基準対象施設について 第 4 条: 地震による損傷の防止 第 1 部 1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す S クラスの建物・構築物, S クラスの機器・配管系, 屋外重要土木建造物, 津波防護施設, 浸水防止設備並びに津波監視設</p>	<p>・設備構成の相違 【東海第二】</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2 号炉では常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張) に該当する設備が存在しない。</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2 号炉では常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張) に該当する設備が存在しない。</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>2.1.2.2.6 構造計画と配置計画</p> <p>重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</p> <p>建物・構築物は、原則として剛構造とし、重要な建物・構築物は、地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は、剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。</p> <p>機器・配管系は、応答性状を適切に評価し、適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは、耐震上の観点からできる限り重心位置を低くし、かつ、安定性のよい据付け状態になるよう配置する。</p> <p><u>また、建物・構築物の建屋間相対変位を考慮しても、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。</u></p> <p>Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備、<u>常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備並びに常設重大事故防止設備（設計基準拡張）及び常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）</u>のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設は、原則、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、<u>常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</u>（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）<u>又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）</u>が設置される重大事故等対処施設に対して離隔をとり配置する、若しくは<u>基準地震動</u>に対し構造強度を保つようにし、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、<u>常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</u>（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）<u>又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）</u>が設置される重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>2.1.2.2.6 構造計画と配置計画</p> <p>重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</p> <p>建物・構築物は、原則として剛構造とし、重要な建物・構築物は、地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は、剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。</p> <p><u>また、建物・構築物の建屋間相対変位を考慮しても、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。</u></p> <p>機器・配管系は、応答性状を適切に評価し、適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは、耐震上の観点からできる限り重心位置を低くし、かつ、安定性のよい据付け状態になるよう配置する。</p> <p>Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備、<u>並びに常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設は、原則、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設に対して離隔をとり配置するか、若しくは基準地震動S_sに対し構造強度を確保することにより、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>2.1.2.2.6 構造計画と配置計画</p> <p>重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</p> <p>建物・構築物は、原則として剛構造とし、重要な建物・構築物は、地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は、剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。</p> <p>機器・配管系は、応答性状を適切に評価し、適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは、耐震上の観点からできる限り重心位置を低くし、かつ、安定性のよい据付け状態になるよう配置する。</p> <p><u>また、建物・構築物の建物間相対変位を考慮しても、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。</u></p> <p>Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備<u>又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</u>（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備<u>並びに常設重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備及び常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</u>のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設は、原則、常設耐震重要重大事故防止設備、<u>常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</u>（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設に対して離隔をとり配置する、若しくは<u>基準地震動S_sに対し構造強度を保つようにし、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</u>（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>・設備構成の相違【東海第二】</p> <p>・設備構成の相違【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉では常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）に該当する設備が存在しない。</p> <p>・設備構成の相違【東海第二】</p> <p>・同上</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>2.1.2.2.7 緊急時対策所</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）から構成される。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所については、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）を設置する5号炉原子炉建屋については、耐震構造とし、基準地震動による地震力に対して、遮蔽性能を確保する。</u></p> <p>また、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）の居住性を確保するため、鋼製の高気密室を設置し、基準地震動による地震力に対して、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保する。</u></p> <p><u>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）を設置する5号炉原子炉建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）内に設置する室内遮蔽については、基準地震動による地震力に対して、遮蔽性能を確保する。また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の居住性を確保するため、基準地震動による地震力に対して、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保する。</u></p> <p>なお、地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「設計基準対象施設について 第4条：地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.3 地震力の算定方法」及び「設計基準対象施設について 第4条：地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。</p>	<p>2.1.2.2.7 緊急時対策所建屋</p> <p><u>緊急時対策所建屋については、基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</u></p> <p>また、緊急時対策所内の居住性を確保するため、緊急時対策所建屋の換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保できるよう、基準地震動S_sによる地震力に対して、地震時及び地震後において耐震壁のせん断ひずみが概ね弾性状態にとどまることを基本とする。<u>概ね弾性状態を超える場合は地震応答解析による耐震壁のせん断ひずみから算出した空気漏えい量が、設置する換気設備の性能を下回ること必要な気密性を維持する設計とする。</u></p> <p>なお、地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「設計基準対象施設について 第4条：地震による損傷の防止 1.10.4.1.3 地震力の算定方法」及び「1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。</p>	<p>2.1.2.2.7 緊急時対策所</p> <p><u>緊急時対策所については、基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</u></p> <p><u>緊急時対策所の建物については、耐震構造とし、基準地震動S_sによる地震力に対して、遮蔽性能を確保する。</u></p> <p>また、緊急時対策所の居住性を確保するため、<u>緊急時対策所の換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保できるよう、基準地震動S_sによる地震力に対し、過度な破損・変形等が生じない設計とする。</u></p> <p>なお、地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「設計基準対象施設について 第4条：地震による損傷の防止 第1部 1.3.1.3 地震力の算定方法」及び「設計基準対象施設について 第4条：地震による損傷の防止 第1部 1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。</p>	<p>備考</p> <p>・プラント固有の設計条件のため相違する。 【柏崎6/7】 島根2号炉は鉄筋コンクリート躯体により気密性を確保している。</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>2.1.2.3 主要施設の耐震構造</p> <p>2.1.2.3.1 原子炉建屋</p> <p>原子炉建屋は、地上6階、地下2階建て、平面が約67m（南北方向）×約67m（東西方向）の鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）の建物である。</p> <p>最下階床面からの高さは約68mで地上高さは約56mである。建物中央部には一次格納容器を囲む円型の一次遮蔽壁があり、その外側に二次格納施設である原子炉棟の外壁及び原子炉建屋付属棟（以下、「付属棟」という。）の外壁がある。</p> <p>これらは原子炉建屋の主要な耐震壁を構成している。</p> <p>これらの耐震壁間を床が一体に連絡し、全体として剛な構造としている。</p> <p>原子炉建屋の基礎は、平面が約67m（南北方向）×約67m（東西方向）、厚さ約5mのべた基礎で、人工岩盤を介して、砂質泥岩である久米層に岩着している。</p> <p>2.1.2.3.2 タービン建屋</p> <p>タービン建屋は、地上2階、地下1階建て、平面が約70m（南北方向）×約105m（東西方向）の鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）の建物であり、適切に配置された耐震壁で構成された剛な構造としている。</p> <p>タービン建屋の基礎は、平面が約70m（南北方向）×約105m（東西方向）、厚さ約1.9mで、杭及びケーソンを介して、砂質泥岩である久米層に岩着している。</p> <p>2.1.2.3.3 廃棄物処理建屋</p> <p>廃棄物処理建屋は、地上4階、地下3階建て、平面は約41m（南北方向）×約69m（東西方向）の鉄筋コンクリート造の建物であり、適切に配置された耐震壁で構成された剛な構造としている。</p> <p>廃棄物処理建屋の基礎は、平面が約41m（南北方向）×約69m（東西方向）、厚さ約2.5mのべた基礎で、人工岩盤を介して、砂質泥岩である久米層に岩着している。</p>	<p>2.1.2.3 主要施設の耐震構造</p> <p>2.1.2.3.1 原子炉建物</p> <p>原子炉建物は、中央部に地上4階、地下1階で平面が約52m×約52mの原子炉棟があり、その周囲に地上2階（一部3階）、地下2階の原子炉建物付属棟（以下「付属棟」という。）を配置した鉄筋コンクリート造の建物である。原子炉棟と付属棟は、一体構造で同一基礎版上に設置され、本建物の平面は約89m×約70mの矩形をなしている。最下階床面からの高さは約62mで、地上高さは約49mである。</p> <p>建物中央部には、鋼製格納容器を囲む厚さ約2mの鉄筋コンクリート造の生体遮蔽壁があり、その外側に原子炉棟と付属棟を区切る壁及び付属棟の外壁がある。</p> <p>これらは、原子炉建物の主要な耐震壁を構成し、それぞれ壁の間を強固な床版で一体に連結しているため、極めて剛な構造となっている。</p> <p>なお、この原子炉建物に収納するSクラスの機器・配管系は、できる限り剛強な生体遮蔽壁又は床に直接支持させ、地震時反力を直接建物に伝えるように設計する。</p> <p>2.1.2.3.2 タービン建物</p> <p>タービン建物は、地上3階（一部4階）、地下1階建てで平面が約137m（東西方向）×約50m（南北方向）の鉄筋コンクリート造の建物である。</p> <p>原子炉は、直接サイクルであり、タービンが原子炉冷却系に接続しているため、タービン建物はBクラスではあるが、直接又はコンクリートを介して基礎岩盤で支持させる。</p> <p>建物の内部は、多くの遮蔽壁をもち、相当に剛性が高く、十分な耐震性を有する構造となっている。</p> <p>2.1.2.3.3 廃棄物処理建物</p> <p>廃棄物処理建物は、地上5階、地下2階建てで平面が約56m（東西方向）×約54m（南北方向）の鉄筋コンクリート造の建物である。</p> <p>廃棄物処理建物は、Bクラスではあるが直接基礎岩盤で支持させる。</p> <p>建物の内部は、放射性廃棄物処理施設を収納するので、多くの遮蔽壁をもち、剛性が高く十分な耐震性を有する構造となっている。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>2.1.2.3.4 使用済燃料乾式貯蔵建屋 <u>使用済燃料乾式貯蔵建屋は、地上1階建てで平面が約52m(南北方向)×約24m(東西方向)の鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)の建物であり、適切に配置された耐震壁で構成された剛な構造としている。</u> <u>使用済燃料乾式貯蔵建屋の基礎は、平面が約60m(南北方向)×約33m(東西方向)、厚さ約2.5m(一部約2.0m)で、鋼管杭を介して、砂質泥岩である久米層に岩着している。</u></p> <p>2.1.2.3.5 防潮堤及び防潮扉 <u>防潮堤は、鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁、鋼製防護壁及び鉄筋コンクリート防潮壁の3種類の構造形式に区分され、敷地を取り囲む形で設置する。</u> <u>また、防潮堤のうち、敷地側面南側の鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁及び敷地前面東側の鉄筋コンクリート防潮壁には、それぞれ1箇所ずつ防潮扉を設置する。</u> <u>鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁は、延長約1.5km、直径約2m及び約2.5mの複数の鋼管杭を鉄筋コンクリートで巻き立てた天端高さT.P.+18m及びT.P.+20mの鉄筋コンクリート梁壁と鋼管鉄筋コンクリートとを一体とした剛な構造物であり、鋼管杭を介して、砂質泥岩である久米層に岩着している。</u> <u>鋼製防護壁は、延長約80m、天端高さT.P.+20m、奥行約5m～約16mの鋼殻構造であり、適切に配置された鋼板を溶接及び高力ボルトで接合した剛な構造である。鋼製防護壁は、幅約50mの取水構造物を横断し、取水構造物の側方に位置する地中連続壁基礎を介して、砂質泥岩である久米層に岩着している。</u> <u>鉄筋コンクリート防潮壁は、延長約160m、天端高さT.P.+20m、奥行約10m～約23mの鉄筋コンクリート造の剛な構造物であり、地中連続壁基礎を介して、砂質泥岩である久米層に岩着している。</u> <u>鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁及び鉄筋コンクリート防潮壁に設置する防潮扉は上下スライド式の鋼製扉であり、それぞれ杭又は地中連続壁基礎を介して、砂質泥岩である久米層に岩着している。</u></p>	<p>2.1.2.3.4 防波壁 <u>防波壁は、多重鋼管杭式擁壁、鋼管杭式逆T擁壁及び波返重力擁壁の3種類の構造形式に区分され、敷地護岸沿いに設置する。</u> <u>多重鋼管杭式擁壁は、延長約430m、天端高さT.P.+15mであり、鋼管杭と鋼管杭を被覆した鉄筋コンクリート(被覆コンクリート)で構成される。鋼管杭は直径1.6～2.2mで、岩盤に根入れさせている。</u> <u>鋼管杭式逆T擁壁は、延長約320m、天端高さT.P.+15mであり、鋼管杭と鉄筋コンクリート(逆T擁壁)で構成される。鋼管杭は直径1.3mで、岩盤に根入れさせている。</u> <u>波返重力擁壁は、延長約760m、天端高さT.P.+15mであり、鉄筋コンクリート製である。波返重力擁壁は、ケーソンの上部に設置され、ケーソンはMMRを介して岩着している。</u></p>	<p>・設備構成の相違 【東海第二】 島根2号炉では、使用済燃料乾式貯蔵建屋が無いため相違する。</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>2.1.2.3.6 原子炉格納容器 原子炉格納容器は、内径約 26m、高さ約 16m、厚さ約 3.2cm～約 3.8cm の鋼製円筒殻と底部内径約 26m、頂部内径約 12m、高さ約 24m、厚さ約 2.8cm～約 3.8cm の鋼製円錐殻、底部内径約 12m、頂部内径約 9.7m、高さ約 2m の鋼製円錐殻、その上に載る格納容器ヘッド及び底部コンクリートスラブより構成され全体の高さは約 48m である。 円筒殻と底部コンクリートスラブとの接続にはアンカーボルトを用いる。 円筒殻と円錐殻の接続部の高さに、原子炉格納容器を上下に分けるダイヤフラム・フロアがあり、下部はサプレッション・チェンバになっている。 円錐殻頂部付近には上部シアラグ及びスタビライザがあり、原子炉圧力容器より原子炉格納容器に伝えられる水平力及び原子炉格納容器にかかる水平力の一部を周囲の一次遮蔽壁に伝える構造となっている。</p> <p>2.1.2.3.7 原子炉圧力容器 原子炉圧力容器は内径約 6.4m、高さ約 23m、重量は原子炉圧力容器内部構造物、原子炉冷却材及び燃料集合体を含めて約 1,600 t である。 この容器は底部の鋼製スカートで支持され、スカートは鉄筋コンクリート造円筒形の原子炉本体の基礎に固定されたベヤリングプレートにボルトで接続されている。 原子炉圧力容器は、その外周の原子炉遮蔽頂部で原子炉圧力容器スタビライザによって水平方向に支持されて、原子炉遮蔽の頂部は原子炉格納容器スタビライザによって原子炉格納容器に結合されている。原子炉圧力容器スタビライザは地震力に対し原子炉圧力容器の上部を横方向に支持している。 したがって、水平力に対して原子炉圧力容器はスカートで下端固定、原子炉圧力容器スタビライザで上部ピン支持となっている。</p> <p>2.1.2.3.8 原子炉圧力容器内部構造物 炉心に作用する水平力は、ステンレス鋼の炉心シュラウドによって支持されている。炉心シュラウドは、円筒形をした構造で原子炉圧力容器の下部に溶接されている。 燃料集合体に作用する水平力は、上部格子板及び炉心支持板を通して炉心シュラウドに伝えられ、燃料集合体はジルカロイ製の細</p>	<p>2.1.2.3.5 原子炉格納容器 原子炉格納容器は、上下部半球胴部円筒系ドライウエルと円環形サプレッション・チェンバで構成され、容器の主要寸法はそれぞれドライウエル円筒部直径約 23m、サプレッション・チェンバの円環部断面直径約 9.4m、円環部中心線直径約 38m、全体の高さは約 37m である。 ドライウエル下部及びサプレッション・チェンバ支持脚は建物基礎版上に設置する。 ドライウエル上部と生体遮蔽壁との間にシアラグを設け、原子炉圧力容器から原子炉格納容器に伝えられる水平力及び原子炉格納容器にかかる水平力の一部を周囲の生体遮蔽壁を介して建物に伝える構造となっている。</p> <p>2.1.2.3.6 原子炉圧力容器 原子炉圧力容器は底部の鋼製スカートで支持し、スカートは鋼製円筒形基礎にアンカ・ボルトで接続されている。原子炉圧力容器の上部は、ガンマ線遮蔽壁頂部でスタビライザによって水平方向に支持し、ガンマ線遮蔽壁の頂部は鋼製フレーム（スタビライザ）によって原子炉格納容器と結合する。</p> <p>2.1.2.3.7 原子炉圧力容器内部構造物 炉心シュラウドはシュラウド支持脚を介して原子炉圧力容器の下部に溶接する。 燃料集合体に作用する水平力は上部格子板及び炉心支持板を通して炉心シュラウドに伝える。燃料集合体はチャンネル・ボックスに納め、燃料棒は燃料集合体頂部及び底部のタイ・プレートで</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>長いチャンネル・ボックスに納められている。燃料棒は、過度の変形を生ずることがないように、燃料集集体頂部と底部のタイプレートで押さえ、中間部もスペーサによって押さえられている。</p> <p>スタンドパイプと気水分離器は溶接によって一体となっている。蒸気乾燥器は原子炉圧力容器につけたブラケットによって支持されている。ジェットポンプは炉心シュラウドの外周に配置されている。ライザは原子炉圧力容器を貫通して立上り、上部において原子炉圧力容器に支持され、ジェットポンプは上部においてライザに結合されている。</p> <p>ジェットポンプの下部はシュラウドサポートプレートに溶接されている。この機構によってジェットポンプは熱膨脹を拘束されずに振動を防止できる構造となっている。制御棒駆動機構ハウジングは、上部は原子炉圧力容器底部に溶接されており、地震荷重に対しても十分な強度を持つように設計する。</p> <p>2.1.2.3.9 再循環系</p> <p>再循環ループは2ループあって、外径約610mmのステンレス鋼管で原子炉圧力容器から下方に伸び、その最下部に再循環系ポンプを設け、持ち再び立ち上げてヘッドに入り、そこから5本の外径約320mmのステンレス鋼管に分れ、原子炉圧力容器に接続される。この系の支持方法は、熱膨脹による動きを拘束せず、できる限り剛な系になるように、適切なスプリングハンガ、スナッパ等を採用する。再循環系ポンプは、ケーシングに取り付けられたコンスタントハンガ、スナッパ等によって支持される。</p> <p>2.1.2.3.10 緊急用海水ポンプピット</p> <p>緊急用海水ポンプピットは、平面が約12m(南北方向)×約12m(東西方向)の多層ラーメン構造の鉄筋コンクリート造地中構造物である。天端から底板までの高さは、約36mで、十分な支持性能を有する岩盤に設置される。</p> <p>緊急用海水ポンプピットは、重大事故等対処設備である緊急用海水ポンプ2台と緊急用海水系ストレーナ1基、配管・弁等を収納し、配管は、緊急用海水ポンプピットに接続するカルバートを介して、隣接する原子炉建屋付属棟に接続している。また、緊急用海水取水管が地下岩盤内で接続し海水を取り入れる構造である。</p>	<p>押さえられ、中間部もスペーサによって押さえられるので過度の変形を生ずることはない。</p> <p>気水分離器はシュラウド・ヘッドに取り付けられたスタンド・パイプに溶接する。蒸気乾燥器は原子炉圧力容器に付けたブラケットで支持する。</p> <p>20個のジェット・ポンプは炉心シュラウドの外周に配置する。ジェット・ポンプ・ライザ管は原子炉圧力容器を貫通して立ち上がり、上部において圧力容器にライザ・ブレースで支持する。</p> <p>ジェット・ポンプのディフューザ下部はバップル板に溶接する。制御棒駆動機構ハウジングは、上部は原子炉圧力容器底部のスタブ・チューブに溶接し、下部はハウジング・サポートで支持するので地震力に対しても十分な強度をもつ。</p> <p>2.1.2.3.8 再循環系</p> <p>再循環ループは2ループあって、原子炉圧力容器からステンレス鋼管で下方に伸び、その下部に再循環ポンプを設け、再び立ち上げてヘッドに入れ、そこから5本のステンレス鋼管に分け、原子炉圧力容器に接続する。この系は高温であることから熱膨脹による変位を拘束しないよう、主にスナッパ及びハンガを用いて支持する。また、支持間隔は、適切な剛性及び減衰を有する系となるような間隔とする。</p> <p>再循環ポンプはハンガで支持する。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>2.1.2.3.11 格納容器圧力逃がし装置格納槽 格納容器圧力逃がし装置格納槽は、平面が約 16m (南北方向) × 約 11m (東西方向) の鉄筋コンクリート造の格納槽及び延長約 37m、内空幅約 3m (一部約 5m 及び約 9m)、内空高さ約 8m の鉄筋コンクリート造の地中構造物である格納容器圧力逃がし装置格納槽カルバートから構成される。 格納容器圧力逃がし装置格納槽の天端から底板までの高さは、約 23m で、十分な支持性能を有する岩盤に設置される。また、格納容器圧力逃がし装置格納槽カルバートは、人工岩盤を介して十分な支持性能を有する岩盤に設置される。 格納容器圧力逃がし装置格納槽は、重大事故等対処設備である格納容器圧力逃がし装置フィルタ装置、配管・弁等を収納し、配管は、格納容器圧力逃がし装置格納槽カルバートを介して、隣接する原子炉建屋付属棟に接続される。</p> <p>2.1.2.3.12 常設低圧代替注水系格納槽 常設低圧代替注水系格納槽は、直径約 24m × 高さ約 26m (内径約 20m、内空高さ約 22m) の代替淡水貯槽、平面が約 10m (南北方向) × 約 14m (東西方向) の鉄筋コンクリート造の常設低圧代替注水系ポンプ室及び常設低圧代替注水系配管カルバートで構成され、躯体全体を地下に埋設する構造である。 代替淡水貯槽及び常設低圧代替注水系ポンプ室の天端から底板までの高さは約 28m で、十分な支持性能を有する岩盤に設置される。 常設低圧代替注水系ポンプ室は、高さ約 32m の多層ラーメン構造の鉄筋コンクリート造の地中構造物で、重大事故等対処設備である常設低圧代替注水系ポンプ 2 台、配管・弁等を収納する。 常設低圧代替注水系配管カルバートは、延長約 22m、内空幅約 2m、内空高さ約 2m の鉄筋コンクリート造の地中構造物であり、人工岩盤を介して十分な支持性能を有する岩盤に設置される。代替淡水貯槽及び常設低圧代替注水系ポンプ室は、常設低圧代替注水系配管カルバートを介して、隣接する原子炉建屋付属棟に接続される。</p> <p>2.1.2.3.13 常設代替高圧電源装置置場 常設代替高圧電源装置置場は、平面が約 46m (南北方向) × 約 56m (東西方向) の区画で、地上部は、鉄筋コンクリート造の壁 (高さ約 12m) で区画され、常設代替高圧電源装置 6 台、高所東</p>	<p>2.1.2.3.9 第1ベントフィルタ格納槽 第1ベントフィルタ格納槽は、平面が約 13m (南北方向) × 約 25m (東西方向) の鉄筋コンクリート造の地中構造物であり、MMR を介して CM 級岩盤に支持される。</p> <p>2.1.2.3.10 低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽 低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽は、平面が約 13m (南北方向) × 約 27m (東西方向) の水槽とポンプ格納槽に大別される鉄筋コンクリート造の地中構造物であり、CM 級岩盤に支持される。</p> <p>2.1.2.3.11 ガスタービン発電機建物 ガスタービン発電機建物は、地上 3 階建てで平面が約 44m (東西方向) × 約 43m (南北方向) の鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造) の建物である。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>側接続口及び高所西側接続口を内包している。地下部には、軽油貯蔵タンク(地下式)及び西側淡水貯水設備を内包する高さ約32mの多層ラーメン構造の鉄筋コンクリート造の地中構造物で、十分な支持性能を有する岩盤に設置される。また、地下部において、電路及び水・燃料配管を内包する常設代替高圧電源装置用カルバート(トンネル部、立坑部、カルバート部)に接続しており、原子炉建屋に接続される。</p> <p>2.1.2.3.14 常設代替高圧電源装置用カルバート 常設代替高圧電源装置用カルバートは、鉄筋コンクリート造の地中構造物であり、トンネル部、立坑部及びカルバート部に区分される。立坑部及びカルバート部は、原子炉建屋地下に隣接し、立坑部は、十分な支持性能を有する岩盤に設置され、カルバート部は、杭を介して十分な支持性能を有する岩盤に設置される。トンネル部は、延長約150m、内径約5mの鉄筋コンクリート造の地中構造物であり、十分な支持性能を有する岩盤内に設置される。</p> <p>2.1.2.3.15 非常用取水設備 非常用取水設備は、以下の各設備からなる一連の設備として設置する。</p> <p>(1) SA用海水ピット取水塔 SA用海水ピット取水塔は、東海港内に設置される直径約7m×高さ約21m(内径約4m、内空高さ約18m)の円筒形の鉄筋コンクリート造地中構造物であり、十分な支持性能を有する岩盤に設置される。</p> <p>(2) 海水引込み管 海水引込み管は、直径約1.2m×長さ約154mの鋼管の地中構造物であり、SA用海水ピット取水塔とSA用海水ピットに接続し、十分な支持性能を有する岩盤内に設置される。</p> <p>(3) SA用海水ピット SA用海水ピットは、防潮堤内側のT.P.+8mの敷地に設置される直径約14m×高さ約34m(内径約10m、内空高さ約28m)の円筒形の鉄筋コンクリート造地中構造物であり、十分な支持性能を有する岩盤に設置される。</p> <p>(4) 緊急用海水取水管 緊急用海水取水管は、直径約1.2m×長さ約168mの鋼管の地中構造物であり、SA用海水ピットと緊急用海水ポンプピットに</p>	<p>ガスタービン発電機建物は、直接基礎岩盤で支持させる。建物の内部は、多くの耐震壁をもち、剛性が高く十分な耐震性を有する構造となっている。</p> <p>2.1.2.3.12 屋外配管ダクト(ガスタービン発電機用軽油タンク～ガスタービン発電機) 屋外配管ダクト(ガスタービン発電機用軽油タンク～ガスタービン発電機)は、延長約56m、幅約3mの鉄筋コンクリート造の地中構造物であり、MMRを介してCM級岩盤に支持される。</p> <p>2.1.2.3.13 非常用取水設備 非常用取水設備は、以下の各設備からなる一連の設備として設置する。</p> <p>(1) 取水口 取水口は、輪谷湾内に設置される直径約19m×高さ約13m(内径約8m、内空高さ約10m)の基部をアンカーコンクリートで巻き立てられた鋼製の構造物であり、CM級岩盤に直接支持される。取水口は2基あり、両者の設置高さに違いはない。</p> <p>(2) 取水管 取水管は、直径約4mで長さ約130mと長さ約125mの2系統で構成される、通水方向に対して一様の断面形状を示す鋼製の構造物であり、岩盤掘削した中に砕石又はコンクリートを介してCM級岩盤に支持される。</p> <p>(3) 取水槽 取水槽は、平面が約47m(南北方向)×約35m(東西方向)のポンプ室とスクリーン室に大別される鉄筋コンクリート造の半地下式構造物であり、CM級岩盤に直接支持される。ポンプ室は、T.P.+1.1mより上部のポンプ室と下部の3連のボックスカルバート形状の水路から構成され、スクリーン室は、T.P.+4.0mより上部の除じん機室と下部の6連のボックスカルバート形状の水路から構成される。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>接続し、十分な支持性能を有する岩盤内に設置される。</p> <p>(5) 緊急用海水ポンプピット (「1.3.3.10 緊急用海水ポンプピット」に記載)</p> <p>(6) 取水構造物及び貯留堰</p> <p>取水構造物は、取水口、取水路及び取水ピットから構成され、延長約 56m、幅約 43m、高さ約 12m の鉄筋コンクリート造の地中構造物である。取水路は 8 連のラーメン構造、取水ピットは 5 連のラーメン構造であり、杭を介して十分な支持性能を有する岩盤に設置される。</p> <p>貯留堰は、延長約 110m の海底面から約 2m 突出した鋼管矢板を連結した構造物であり、鋼管矢板は十分な支持性能を有する岩盤に直接設置される。</p> <p>2.1.2.3.16 可搬型重大事故等対処設備保管場所</p> <p>可搬型重大事故等対処設備保管場所は、東海第二発電所の敷地の西側エリアの T.P.+23m に敷地及び T.P.+25m の敷地に各 1 箇所設置し、100m 以上の離隔をとることで共通要因による故障を防止する。さらに、基準地震動 S_s に対し、周辺斜面の崩壊、敷地地下斜面の滑り、倒壊物の影響を受けない場所とする。</p> <p>2.1.2.3.17 その他</p> <p>その他の機器・配管系については、運転荷重、地震荷重、熱膨張による荷重を考慮して、必要に応じてスナッパ、リジットハンガ、その他の支持装置を使用して耐震性に対しても熱的にも安全な設計とする。</p> <p>2.1.2.4 地震検知による耐震安全性の確保</p> <p>(1) 地震検出計</p> <p>安全保護系の一つとして地震検出計を設け、ある程度以上の地震が起こった場合に原子炉を自動的に停止させる。スクラム設定値は弾性設計用地震動 S_d の加速度レベルに余裕を持たせた値とする。安全保護系は、フェイル・セーフ設備とするが、地震以外のショックによって原子炉をスクラムさせないように配慮する。</p> <p>地震検出計は、基盤の地震動をできるだけ直接的に検出するため建屋基礎版の位置、また主要な機器が配置されている代表的な床面に設置する。なお、設置に当たっては試験及び保守が可能な</p>	<p>2.1.2.3.14 可搬型重大事故等対処設備保管場所</p> <p>可搬型重大事故等対処設備保管場所は、発電所構内の第1～第4保管エリアの合計4箇所設置し、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう、100m 以上の離隔をとる。また、基準地震動 S_s に対し、周辺斜面の崩壊、敷地地下斜面のすべり、周辺構造物の損壊の影響を受けない場所とする。</p> <p>2.1.2.3.15 その他</p> <p>その他の機器・配管系については、運転荷重、地震荷重、熱膨張による荷重の下で不都合な応力が生じないように、必要に応じてリジット・ハンガ、スナッパ、その他の装置を使用して耐震的にも熱的にも十分な設計を行う。</p> <p>2.1.2.4 地震検知による耐震安全性の確保</p> <p>2.1.2.4.1 地震感知器</p> <p>原子炉保護系の1つとして地震感知器を設け、ある程度以上の地震が起こった場合に原子炉を自動的に停止させる。スクラム設定値は弾性設計用地震動 S_d の加速度レベルに余裕を持たせた値とする。原子炉保護系は、フェイル・セーフ設備とするが、地震以外のショックによって原子炉をスクラムさせないように配慮する。</p> <p>地震感知器は、基盤の地震動をできるだけ直接的に検出するため建物基礎版の位置、また主要な機器が配置されている代表的な床面に設置する。なお、設置に当たっては、試験及び保守が可能な</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>原子炉建屋の適切な場所に設置する。</p> <p>(2) 地震観測等による耐震性の確認</p> <p>原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対しては、地震観測網を適切に設置し、地震観測等により振動性状の把握を行い、それらの測定結果に基づく解析等により施設の機能に支障のないことを確認していくものとする。</p> <p>地震観測を継続して実施するために、地震観測網の適切な維持管理を行う。</p>	<p>な原子炉建物の適切な場所に設置する。</p> <p>2.1.2.4.2 地震観測等による耐震性の確認</p> <p>発電用原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対しては、地震観測網を適切に設置し、地震観測等により振動性状の把握を行い、それらの測定結果に基づく解析等により施設の機能に支障のないことを確認していくものとする。</p> <p>地震観測を継続して実施するために、地震観測網の適切な維持管理を行う。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処設備(主要設備)の設備分類(1/12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの</td> <td> (1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA広域) [C] ・使用済燃料貯蔵プール監視カメラ (2) 計測制御系統施設 ・無線連絡設備 (常設) [C] ・無線連絡設備 (屋外アンテナ) 【伝送路】 [C] ・衛星電話設備 (常設) [C] ・衛星電話設備 (屋外アンテナ) 【伝送路】 [C] ・5号炉屋外緊急連絡用インターフォン (3) 非常用取水設備 ・スクリーン室 [C] ・取水路 [C] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	1. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA広域) [C] ・使用済燃料貯蔵プール監視カメラ (2) 計測制御系統施設 ・無線連絡設備 (常設) [C] ・無線連絡設備 (屋外アンテナ) 【伝送路】 [C] ・衛星電話設備 (常設) [C] ・衛星電話設備 (屋外アンテナ) 【伝送路】 [C] ・5号炉屋外緊急連絡用インターフォン (3) 非常用取水設備 ・スクリーン室 [C] ・取水路 [C]	<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(1/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる 設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの</td> <td> (1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール水位・温度 (SA広域) [C] ・使用済燃料プール温度 (SA) ・使用済燃料プール監視カメラ (使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置を含む) (2) 計測制御系統施設 ・原子炉圧力容器温度 ・ドライウェル雰囲気温度 ・サブプレッション・チェンバ雰囲気温度 ・残留熱除去系熱交換器入口温度 [C] ・残留熱除去系熱交換器出口温度 [C] ・残留熱除去系海水系系統流量 [C] ・高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力 [C] ・原子炉隔離時冷却系ポンプ吐出圧力 [C] ・残留熱除去系ポンプ吐出圧力 [C] ・低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力 [C] ・非常用空素供給系供給圧力 [C] ・非常用空素供給系高圧空素ポンベ圧力 ・非常用逃がし安全弁駆動系供給圧力 ・非常用逃がし安全弁駆動系高圧空素ポンベ圧力 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) [C] (3) 非常用取水設備 ・取水構造物 [C] ・SA用海水ビット取水塔 ・海水引込み管 ・SA用海水ビット ・緊急用海水取水管 ・緊急用海水ポンプビット (4) 緊急時対策所 ・緊急時対策所用発電機 ・緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク ・緊急時対策所用発電機給油ポンプ ・緊急時対策所用M/C電圧計 (5) 通信連絡設備 ・衛星電話設備 (固定型) [C] ・安全パラメータ表示システム (SPDS) [C] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる 設備の耐震重要度分類)	1. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール水位・温度 (SA広域) [C] ・使用済燃料プール温度 (SA) ・使用済燃料プール監視カメラ (使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置を含む) (2) 計測制御系統施設 ・原子炉圧力容器温度 ・ドライウェル雰囲気温度 ・サブプレッション・チェンバ雰囲気温度 ・残留熱除去系熱交換器入口温度 [C] ・残留熱除去系熱交換器出口温度 [C] ・残留熱除去系海水系系統流量 [C] ・高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力 [C] ・原子炉隔離時冷却系ポンプ吐出圧力 [C] ・残留熱除去系ポンプ吐出圧力 [C] ・低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力 [C] ・非常用空素供給系供給圧力 [C] ・非常用空素供給系高圧空素ポンベ圧力 ・非常用逃がし安全弁駆動系供給圧力 ・非常用逃がし安全弁駆動系高圧空素ポンベ圧力 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) [C] (3) 非常用取水設備 ・取水構造物 [C] ・SA用海水ビット取水塔 ・海水引込み管 ・SA用海水ビット ・緊急用海水取水管 ・緊急用海水ポンプビット (4) 緊急時対策所 ・緊急時対策所用発電機 ・緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク ・緊急時対策所用発電機給油ポンプ ・緊急時対策所用M/C電圧計 (5) 通信連絡設備 ・衛星電話設備 (固定型) [C] ・安全パラメータ表示システム (SPDS) [C]	<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(1/13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの</td> <td> (1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・燃料プール水位 (SA) ・燃料プール水位・温度 (SA) ・燃料プール監視カメラ (SA) (燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。) (2) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉建物ブローアウトパネル (3) 計測制御系統施設 ・サブプレッション・プール水位 (SA) ・燃料プール監視カメラ (SA) (燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。) ・ADS用N2ガス減圧弁二次側圧力 ・N2ガスポンベ圧力 (4) 放射線管理施設 ・燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) (SA) (5) 非常用取水設備 ・取水口 [C] ・取水管 [C] ・取水槽 [C] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	1. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・燃料プール水位 (SA) ・燃料プール水位・温度 (SA) ・燃料プール監視カメラ (SA) (燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。) (2) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉建物ブローアウトパネル (3) 計測制御系統施設 ・サブプレッション・プール水位 (SA) ・燃料プール監視カメラ (SA) (燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。) ・ADS用N2ガス減圧弁二次側圧力 ・N2ガスポンベ圧力 (4) 放射線管理施設 ・燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) (SA) (5) 非常用取水設備 ・取水口 [C] ・取水管 [C] ・取水槽 [C]	<p>・設備構成の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 第2.1.2.2.2表については、プラント固有の設備構成のため相違する。</p>
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)																			
1. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA広域) [C] ・使用済燃料貯蔵プール監視カメラ (2) 計測制御系統施設 ・無線連絡設備 (常設) [C] ・無線連絡設備 (屋外アンテナ) 【伝送路】 [C] ・衛星電話設備 (常設) [C] ・衛星電話設備 (屋外アンテナ) 【伝送路】 [C] ・5号炉屋外緊急連絡用インターフォン (3) 非常用取水設備 ・スクリーン室 [C] ・取水路 [C]																			
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる 設備の耐震重要度分類)																			
1. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール水位・温度 (SA広域) [C] ・使用済燃料プール温度 (SA) ・使用済燃料プール監視カメラ (使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置を含む) (2) 計測制御系統施設 ・原子炉圧力容器温度 ・ドライウェル雰囲気温度 ・サブプレッション・チェンバ雰囲気温度 ・残留熱除去系熱交換器入口温度 [C] ・残留熱除去系熱交換器出口温度 [C] ・残留熱除去系海水系系統流量 [C] ・高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力 [C] ・原子炉隔離時冷却系ポンプ吐出圧力 [C] ・残留熱除去系ポンプ吐出圧力 [C] ・低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力 [C] ・非常用空素供給系供給圧力 [C] ・非常用空素供給系高圧空素ポンベ圧力 ・非常用逃がし安全弁駆動系供給圧力 ・非常用逃がし安全弁駆動系高圧空素ポンベ圧力 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) [C] (3) 非常用取水設備 ・取水構造物 [C] ・SA用海水ビット取水塔 ・海水引込み管 ・SA用海水ビット ・緊急用海水取水管 ・緊急用海水ポンプビット (4) 緊急時対策所 ・緊急時対策所用発電機 ・緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク ・緊急時対策所用発電機給油ポンプ ・緊急時対策所用M/C電圧計 (5) 通信連絡設備 ・衛星電話設備 (固定型) [C] ・安全パラメータ表示システム (SPDS) [C]																			
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)																			
1. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・燃料プール水位 (SA) ・燃料プール水位・温度 (SA) ・燃料プール監視カメラ (SA) (燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。) (2) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉建物ブローアウトパネル (3) 計測制御系統施設 ・サブプレッション・プール水位 (SA) ・燃料プール監視カメラ (SA) (燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。) ・ADS用N2ガス減圧弁二次側圧力 ・N2ガスポンベ圧力 (4) 放射線管理施設 ・燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) (SA) (5) 非常用取水設備 ・取水口 [C] ・取水管 [C] ・取水槽 [C]																			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(2/12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> (1) 原子炉本体 ・ 原子炉圧力容器[S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・ 使用済燃料プール[S] ・ 燃料プール代替注水系配管・弁 [流路] ・ 常設スプレッドヘッド ・ 燃料プール冷却浄化系ポンプ[B] ・ 燃料プール冷却浄化系熱交換器[B] ・ 燃料プール冷却浄化系配管・弁・スキマサージタンク・ディフューザ [流路] [S, B] (3) 原子炉冷却系統施設 ・ 高圧代替注水系ポンプ ・ 高圧代替注水系(蒸気系) 配管・弁 [流路] ・ 主蒸気系配管・弁・クエンチャ [流路] [S, B] ・ 原子炉隔離時冷却系(蒸気系) 配管・弁 [流路] [S] ・ 高圧代替注水系(注水系) 配管・弁 [流路] ・ 復水補給水系配管・弁 [流路] [B] ・ 高圧炉心注水系配管・弁 [流路] [B] ・ 残留熱除去系配管・弁(7号炉のみ) [流路] [S] ・ 給水系配管・弁・スパージャ [流路] [S] ・ 逃がし安全弁 [操作対象弁] [S] ・ 逃がし弁機能用アキュムレータ[S] ・ 自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・ 復水移送ポンプ[B] ・ 残留熱除去系配管・弁・スパージャ・残留熱除去系熱交換器 [流路] [S] ・ 原子炉補機冷却系配管・弁・サージタンク [流路] [S] ・ 主排気筒(内筒) [流路] [S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)	2. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(1) 原子炉本体 ・ 原子炉圧力容器[S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・ 使用済燃料プール[S] ・ 燃料プール代替注水系配管・弁 [流路] ・ 常設スプレッドヘッド ・ 燃料プール冷却浄化系ポンプ[B] ・ 燃料プール冷却浄化系熱交換器[B] ・ 燃料プール冷却浄化系配管・弁・スキマサージタンク・ディフューザ [流路] [S, B] (3) 原子炉冷却系統施設 ・ 高圧代替注水系ポンプ ・ 高圧代替注水系(蒸気系) 配管・弁 [流路] ・ 主蒸気系配管・弁・クエンチャ [流路] [S, B] ・ 原子炉隔離時冷却系(蒸気系) 配管・弁 [流路] [S] ・ 高圧代替注水系(注水系) 配管・弁 [流路] ・ 復水補給水系配管・弁 [流路] [B] ・ 高圧炉心注水系配管・弁 [流路] [B] ・ 残留熱除去系配管・弁(7号炉のみ) [流路] [S] ・ 給水系配管・弁・スパージャ [流路] [S] ・ 逃がし安全弁 [操作対象弁] [S] ・ 逃がし弁機能用アキュムレータ[S] ・ 自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・ 復水移送ポンプ[B] ・ 残留熱除去系配管・弁・スパージャ・残留熱除去系熱交換器 [流路] [S] ・ 原子炉補機冷却系配管・弁・サージタンク [流路] [S] ・ 主排気筒(内筒) [流路] [S]	<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(2/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> (1) 原子炉本体 ・ 原子炉圧力容器[S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・ 使用済燃料プール[S] ・ 常設スプレッドヘッド ・ 代替燃料プール冷却系ポンプ ・ 代替燃料プール冷却系熱交換器 (3) 原子炉冷却系統施設 ・ 常設高圧代替注水系ポンプ ・ 高圧代替注水系タービン止め弁 ・ 原子炉隔離時冷却系ポンプ[S] ・ 原子炉隔離時冷却系蒸気供給弁[S] ・ 高圧炉心スプレッドヘッド系ポンプ[S] ・ 逃がし安全弁(安全弁機能) [S] ・ 逃がし安全弁 [操作対象弁] [S] ・ 自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・ 常設低圧代替注水系ポンプ ・ 低圧炉心スプレッドヘッド系ポンプ[S] ・ 緊急用海水ポンプ ・ 緊急用海水系ストレーナ ・ 残留熱除去系ポンプ[S] ・ 残留熱除去系熱交換器[S] ・ 残留熱除去系海水系ポンプ[S] ・ 残留熱除去系海水系ストレーナ[S] (4) 計測制御系統施設 ・ A T W S 緩和設備(代替制御棒挿入機能) ・ A T W S 緩和設備(代替制御棒挿入機能) 手動スイッチ ・ 制御棒 [S] ・ 制御棒駆動機構 [S] ・ 制御棒駆動系水圧制御ユニット[S] ・ A T W S 緩和設備(代替再循環系ポンプトリップ機能) ・ ほう酸水注入ポンプ[S] ・ ほう酸水貯蔵タンク[S] ・ 再循環系ポンプ遮断器手動スイッチ[C] ・ 低速度用電源装置遮断器手動スイッチ[C] ・ 自動減圧系の起動阻止スイッチ ・ 過渡時自動減圧機能 ・ 原子炉圧力[S] ・ 原子炉圧力(S A) ・ 原子炉水位(広帯域) [S] ・ 原子炉水位(燃料域) [S] ・ 原子炉水位(S A 広帯域) ・ 原子炉水位(S A 燃料域) ・ 高圧代替注水系系統流量 ・ 低圧代替注水系原子炉注水流量(常設ライン用) ・ 低圧代替注水系原子炉注水流量(常設ライン狭帯域用) ・ 低圧代替注水系原子炉注水流量(可搬ライン用) ・ 低圧代替注水系原子炉注水流量(可搬ライン狭帯域用) ・ 原子炉隔離時冷却系系統流量[S] ・ 高圧炉心スプレッドヘッド系系統流量[S] ・ 残留熱除去系系統流量[S] ・ 低圧炉心スプレッドヘッド系系統流量[S] ・ 低圧代替注水系格納容器スプレッドヘッド流量(常設ライン用) ・ 低圧代替注水系格納容器スプレッドヘッド流量(可搬ライン用) ・ サプレッション・プール水温度 ・ ドライウェル圧力 ・ サプレッション・チェンバ圧力 ・ サプレッション・プール水位 ・ 格納容器内水素濃度(S A) ・ 格納容器内酸素濃度(S A) </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)	2. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(1) 原子炉本体 ・ 原子炉圧力容器[S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・ 使用済燃料プール[S] ・ 常設スプレッドヘッド ・ 代替燃料プール冷却系ポンプ ・ 代替燃料プール冷却系熱交換器 (3) 原子炉冷却系統施設 ・ 常設高圧代替注水系ポンプ ・ 高圧代替注水系タービン止め弁 ・ 原子炉隔離時冷却系ポンプ[S] ・ 原子炉隔離時冷却系蒸気供給弁[S] ・ 高圧炉心スプレッドヘッド系ポンプ[S] ・ 逃がし安全弁(安全弁機能) [S] ・ 逃がし安全弁 [操作対象弁] [S] ・ 自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・ 常設低圧代替注水系ポンプ ・ 低圧炉心スプレッドヘッド系ポンプ[S] ・ 緊急用海水ポンプ ・ 緊急用海水系ストレーナ ・ 残留熱除去系ポンプ[S] ・ 残留熱除去系熱交換器[S] ・ 残留熱除去系海水系ポンプ[S] ・ 残留熱除去系海水系ストレーナ[S] (4) 計測制御系統施設 ・ A T W S 緩和設備(代替制御棒挿入機能) ・ A T W S 緩和設備(代替制御棒挿入機能) 手動スイッチ ・ 制御棒 [S] ・ 制御棒駆動機構 [S] ・ 制御棒駆動系水圧制御ユニット[S] ・ A T W S 緩和設備(代替再循環系ポンプトリップ機能) ・ ほう酸水注入ポンプ[S] ・ ほう酸水貯蔵タンク[S] ・ 再循環系ポンプ遮断器手動スイッチ[C] ・ 低速度用電源装置遮断器手動スイッチ[C] ・ 自動減圧系の起動阻止スイッチ ・ 過渡時自動減圧機能 ・ 原子炉圧力[S] ・ 原子炉圧力(S A) ・ 原子炉水位(広帯域) [S] ・ 原子炉水位(燃料域) [S] ・ 原子炉水位(S A 広帯域) ・ 原子炉水位(S A 燃料域) ・ 高圧代替注水系系統流量 ・ 低圧代替注水系原子炉注水流量(常設ライン用) ・ 低圧代替注水系原子炉注水流量(常設ライン狭帯域用) ・ 低圧代替注水系原子炉注水流量(可搬ライン用) ・ 低圧代替注水系原子炉注水流量(可搬ライン狭帯域用) ・ 原子炉隔離時冷却系系統流量[S] ・ 高圧炉心スプレッドヘッド系系統流量[S] ・ 残留熱除去系系統流量[S] ・ 低圧炉心スプレッドヘッド系系統流量[S] ・ 低圧代替注水系格納容器スプレッドヘッド流量(常設ライン用) ・ 低圧代替注水系格納容器スプレッドヘッド流量(可搬ライン用) ・ サプレッション・プール水温度 ・ ドライウェル圧力 ・ サプレッション・チェンバ圧力 ・ サプレッション・プール水位 ・ 格納容器内水素濃度(S A) ・ 格納容器内酸素濃度(S A)	<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(2/13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>II. 常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> (1) 原子炉本体 ・ 原子炉圧力容器 [S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・ 常設スプレッドヘッド ・ 燃料プールスプレッドヘッド系 配管・弁 [流路] ・ 燃料プール冷却ポンプ [B] ・ 燃料プール冷却系熱交換器 [B] ・ 原子炉補機冷却系 配管・弁 [流路] [S] ・ 原子炉補機冷却系 サージタンク [流路] [S] ・ 燃料プール冷却系 配管・弁 [流路] [S, B] ・ 燃料プール冷却系 スキマサージタンク [流路] [B] ・ 燃料プール冷却系 ディフューザ [流路] [B] ・ 燃料プール [S] (3) 原子炉冷却系統施設 ・ 高圧原子炉代替注水ポンプ ・ 高圧原子炉代替注水系(蒸気系) 配管・弁 [流路] ・ 主蒸気系 配管・クエンチャ [流路] [S, B] ・ 原子炉隔離時冷却系(蒸気系) 配管・弁 [流路] [S] ・ 高圧原子炉代替注水系(注水系) 配管・弁 [流路] ・ 残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ [流路] [S] ・ 原子炉隔離時冷却系(注水系) 配管・弁 [流路] [S] ・ 原子炉浄化系 配管 [流路] [S] ・ 給水系 配管・弁・スパージャ [流路] [S] ・ 逃がし安全弁 [操作対象弁] [S] ・ 逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ [S] ・ 逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ [流路] [S] ・ 低圧原子炉代替注水ポンプ ・ 低圧原子炉代替注水系 配管・弁 [流路] [B] ・ 原子炉補機冷却系 配管・弁 [流路] [S] ・ 原子炉補機冷却系 サージタンク [流路] [S] ・ 残留熱除去系熱交換器 [流路] [S] ・ 低圧原子炉代替注水槽 ・ サプレッション・チェンバ [S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)	II. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(1) 原子炉本体 ・ 原子炉圧力容器 [S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・ 常設スプレッドヘッド ・ 燃料プールスプレッドヘッド系 配管・弁 [流路] ・ 燃料プール冷却ポンプ [B] ・ 燃料プール冷却系熱交換器 [B] ・ 原子炉補機冷却系 配管・弁 [流路] [S] ・ 原子炉補機冷却系 サージタンク [流路] [S] ・ 燃料プール冷却系 配管・弁 [流路] [S, B] ・ 燃料プール冷却系 スキマサージタンク [流路] [B] ・ 燃料プール冷却系 ディフューザ [流路] [B] ・ 燃料プール [S] (3) 原子炉冷却系統施設 ・ 高圧原子炉代替注水ポンプ ・ 高圧原子炉代替注水系(蒸気系) 配管・弁 [流路] ・ 主蒸気系 配管・クエンチャ [流路] [S, B] ・ 原子炉隔離時冷却系(蒸気系) 配管・弁 [流路] [S] ・ 高圧原子炉代替注水系(注水系) 配管・弁 [流路] ・ 残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ [流路] [S] ・ 原子炉隔離時冷却系(注水系) 配管・弁 [流路] [S] ・ 原子炉浄化系 配管 [流路] [S] ・ 給水系 配管・弁・スパージャ [流路] [S] ・ 逃がし安全弁 [操作対象弁] [S] ・ 逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ [S] ・ 逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ [流路] [S] ・ 低圧原子炉代替注水ポンプ ・ 低圧原子炉代替注水系 配管・弁 [流路] [B] ・ 原子炉補機冷却系 配管・弁 [流路] [S] ・ 原子炉補機冷却系 サージタンク [流路] [S] ・ 残留熱除去系熱交換器 [流路] [S] ・ 低圧原子炉代替注水槽 ・ サプレッション・チェンバ [S]	
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)																			
2. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(1) 原子炉本体 ・ 原子炉圧力容器[S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・ 使用済燃料プール[S] ・ 燃料プール代替注水系配管・弁 [流路] ・ 常設スプレッドヘッド ・ 燃料プール冷却浄化系ポンプ[B] ・ 燃料プール冷却浄化系熱交換器[B] ・ 燃料プール冷却浄化系配管・弁・スキマサージタンク・ディフューザ [流路] [S, B] (3) 原子炉冷却系統施設 ・ 高圧代替注水系ポンプ ・ 高圧代替注水系(蒸気系) 配管・弁 [流路] ・ 主蒸気系配管・弁・クエンチャ [流路] [S, B] ・ 原子炉隔離時冷却系(蒸気系) 配管・弁 [流路] [S] ・ 高圧代替注水系(注水系) 配管・弁 [流路] ・ 復水補給水系配管・弁 [流路] [B] ・ 高圧炉心注水系配管・弁 [流路] [B] ・ 残留熱除去系配管・弁(7号炉のみ) [流路] [S] ・ 給水系配管・弁・スパージャ [流路] [S] ・ 逃がし安全弁 [操作対象弁] [S] ・ 逃がし弁機能用アキュムレータ[S] ・ 自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・ 復水移送ポンプ[B] ・ 残留熱除去系配管・弁・スパージャ・残留熱除去系熱交換器 [流路] [S] ・ 原子炉補機冷却系配管・弁・サージタンク [流路] [S] ・ 主排気筒(内筒) [流路] [S]																			
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)																			
2. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(1) 原子炉本体 ・ 原子炉圧力容器[S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・ 使用済燃料プール[S] ・ 常設スプレッドヘッド ・ 代替燃料プール冷却系ポンプ ・ 代替燃料プール冷却系熱交換器 (3) 原子炉冷却系統施設 ・ 常設高圧代替注水系ポンプ ・ 高圧代替注水系タービン止め弁 ・ 原子炉隔離時冷却系ポンプ[S] ・ 原子炉隔離時冷却系蒸気供給弁[S] ・ 高圧炉心スプレッドヘッド系ポンプ[S] ・ 逃がし安全弁(安全弁機能) [S] ・ 逃がし安全弁 [操作対象弁] [S] ・ 自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・ 常設低圧代替注水系ポンプ ・ 低圧炉心スプレッドヘッド系ポンプ[S] ・ 緊急用海水ポンプ ・ 緊急用海水系ストレーナ ・ 残留熱除去系ポンプ[S] ・ 残留熱除去系熱交換器[S] ・ 残留熱除去系海水系ポンプ[S] ・ 残留熱除去系海水系ストレーナ[S] (4) 計測制御系統施設 ・ A T W S 緩和設備(代替制御棒挿入機能) ・ A T W S 緩和設備(代替制御棒挿入機能) 手動スイッチ ・ 制御棒 [S] ・ 制御棒駆動機構 [S] ・ 制御棒駆動系水圧制御ユニット[S] ・ A T W S 緩和設備(代替再循環系ポンプトリップ機能) ・ ほう酸水注入ポンプ[S] ・ ほう酸水貯蔵タンク[S] ・ 再循環系ポンプ遮断器手動スイッチ[C] ・ 低速度用電源装置遮断器手動スイッチ[C] ・ 自動減圧系の起動阻止スイッチ ・ 過渡時自動減圧機能 ・ 原子炉圧力[S] ・ 原子炉圧力(S A) ・ 原子炉水位(広帯域) [S] ・ 原子炉水位(燃料域) [S] ・ 原子炉水位(S A 広帯域) ・ 原子炉水位(S A 燃料域) ・ 高圧代替注水系系統流量 ・ 低圧代替注水系原子炉注水流量(常設ライン用) ・ 低圧代替注水系原子炉注水流量(常設ライン狭帯域用) ・ 低圧代替注水系原子炉注水流量(可搬ライン用) ・ 低圧代替注水系原子炉注水流量(可搬ライン狭帯域用) ・ 原子炉隔離時冷却系系統流量[S] ・ 高圧炉心スプレッドヘッド系系統流量[S] ・ 残留熱除去系系統流量[S] ・ 低圧炉心スプレッドヘッド系系統流量[S] ・ 低圧代替注水系格納容器スプレッドヘッド流量(常設ライン用) ・ 低圧代替注水系格納容器スプレッドヘッド流量(可搬ライン用) ・ サプレッション・プール水温度 ・ ドライウェル圧力 ・ サプレッション・チェンバ圧力 ・ サプレッション・プール水位 ・ 格納容器内水素濃度(S A) ・ 格納容器内酸素濃度(S A)																			
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)																			
II. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(1) 原子炉本体 ・ 原子炉圧力容器 [S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・ 常設スプレッドヘッド ・ 燃料プールスプレッドヘッド系 配管・弁 [流路] ・ 燃料プール冷却ポンプ [B] ・ 燃料プール冷却系熱交換器 [B] ・ 原子炉補機冷却系 配管・弁 [流路] [S] ・ 原子炉補機冷却系 サージタンク [流路] [S] ・ 燃料プール冷却系 配管・弁 [流路] [S, B] ・ 燃料プール冷却系 スキマサージタンク [流路] [B] ・ 燃料プール冷却系 ディフューザ [流路] [B] ・ 燃料プール [S] (3) 原子炉冷却系統施設 ・ 高圧原子炉代替注水ポンプ ・ 高圧原子炉代替注水系(蒸気系) 配管・弁 [流路] ・ 主蒸気系 配管・クエンチャ [流路] [S, B] ・ 原子炉隔離時冷却系(蒸気系) 配管・弁 [流路] [S] ・ 高圧原子炉代替注水系(注水系) 配管・弁 [流路] ・ 残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ [流路] [S] ・ 原子炉隔離時冷却系(注水系) 配管・弁 [流路] [S] ・ 原子炉浄化系 配管 [流路] [S] ・ 給水系 配管・弁・スパージャ [流路] [S] ・ 逃がし安全弁 [操作対象弁] [S] ・ 逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ [S] ・ 逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ [流路] [S] ・ 低圧原子炉代替注水ポンプ ・ 低圧原子炉代替注水系 配管・弁 [流路] [B] ・ 原子炉補機冷却系 配管・弁 [流路] [S] ・ 原子炉補機冷却系 サージタンク [流路] [S] ・ 残留熱除去系熱交換器 [流路] [S] ・ 低圧原子炉代替注水槽 ・ サプレッション・チェンバ [S]																			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(3/12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> (4) 計測制御系統施設 ・ATWS 緩和設備 (代替制御棒挿入機能) ・制御棒 [S] ・制御棒駆動機構 (水圧駆動) [S] ・制御棒駆動系水圧制御ユニット [S] ・制御棒駆動系配管 [流路] [S] ・ATWS 緩和設備 (代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能) ・ほう酸水注入系ポンプ [S] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク [S] ・ほう酸水注入系配管・弁 [流路] [S] ・高圧炉心注水配管・弁・スパーージャ [流路] [S] ・代替自動減圧ロジック (代替自動減圧機能) ・自動減圧系の起動阻止スイッチ [S] ・高圧窒素ガス供給系配管・弁 [流路] [S, C] ・自動減圧機能用アキュムレータ [流路] [S] ・逃がし弁機能用アキュムレータ [流路] [S] ・起動領域モニタ [S] ・平均出力領域モニタ [S] ・復水補給水系流量 (RHR A 系代替注水流量) ・復水補給水系流量 (RHR B 系代替注水流量) ・高圧代替注水系系統流量 ・原子炉水位 (広帯域), 原子炉水位 (燃料域) [S] ・原子炉圧力容器温度 ・原子炉圧力 [S] ・原子炉圧力 (SA) ・原子炉水位 (SA) ・格納容器内圧力 (D/W) ・格納容器内圧力 (S/C) ・サブプレッション・チェンバ気体温度 ・ドライウエル雰囲気温度 ・格納容器内水素濃度 (SA) ・格納容器内水素濃度 [S] ・サブプレッション・チェンバ・プール水温度 ・サブプレッション・チェンバ・プール水位 ・フィルタ装置水位 ・フィルタ装置入口圧力 ・フィルタ装置水素濃度 ・フィルタ装置金属フィルタ差圧 ・フィルタ装置スクラバ水 pH ・復水貯蔵槽水位 (SA) ・復水移送ポンプ吐出圧力 ・高圧窒素ガス供給系 ADS 入口圧力 [C] ・高圧窒素ガス供給系窒素ガスポンプ出口圧力 [C] ・ドレンタンク水位 ・遠隔空気駆動弁操作ポンプ出口圧力 (5) 放射線管理施設 ・格納容器内雰囲気放射線レベル (D/W) [S] ・格納容器内雰囲気放射線レベル (S/C) [S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) ・中央制御室遮蔽 [S] ・中央制御室換気空調系給排気隔離弁 (MCR 外気取入ダンパ、MCR 非常用外気取入ダンパ、MCR 排気ダンパ) [流路] [S] ・中央制御室換気空調系ダクト (MCR 外気取入ダクト, MCR 排気ダクト) [流路] [S] ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 室内遮蔽 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	2. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(4) 計測制御系統施設 ・ATWS 緩和設備 (代替制御棒挿入機能) ・制御棒 [S] ・制御棒駆動機構 (水圧駆動) [S] ・制御棒駆動系水圧制御ユニット [S] ・制御棒駆動系配管 [流路] [S] ・ATWS 緩和設備 (代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能) ・ほう酸水注入系ポンプ [S] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク [S] ・ほう酸水注入系配管・弁 [流路] [S] ・高圧炉心注水配管・弁・スパーージャ [流路] [S] ・代替自動減圧ロジック (代替自動減圧機能) ・自動減圧系の起動阻止スイッチ [S] ・高圧窒素ガス供給系配管・弁 [流路] [S, C] ・自動減圧機能用アキュムレータ [流路] [S] ・逃がし弁機能用アキュムレータ [流路] [S] ・起動領域モニタ [S] ・平均出力領域モニタ [S] ・復水補給水系流量 (RHR A 系代替注水流量) ・復水補給水系流量 (RHR B 系代替注水流量) ・高圧代替注水系系統流量 ・原子炉水位 (広帯域), 原子炉水位 (燃料域) [S] ・原子炉圧力容器温度 ・原子炉圧力 [S] ・原子炉圧力 (SA) ・原子炉水位 (SA) ・格納容器内圧力 (D/W) ・格納容器内圧力 (S/C) ・サブプレッション・チェンバ気体温度 ・ドライウエル雰囲気温度 ・格納容器内水素濃度 (SA) ・格納容器内水素濃度 [S] ・サブプレッション・チェンバ・プール水温度 ・サブプレッション・チェンバ・プール水位 ・フィルタ装置水位 ・フィルタ装置入口圧力 ・フィルタ装置水素濃度 ・フィルタ装置金属フィルタ差圧 ・フィルタ装置スクラバ水 pH ・復水貯蔵槽水位 (SA) ・復水移送ポンプ吐出圧力 ・高圧窒素ガス供給系 ADS 入口圧力 [C] ・高圧窒素ガス供給系窒素ガスポンプ出口圧力 [C] ・ドレンタンク水位 ・遠隔空気駆動弁操作ポンプ出口圧力 (5) 放射線管理施設 ・格納容器内雰囲気放射線レベル (D/W) [S] ・格納容器内雰囲気放射線レベル (S/C) [S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) ・中央制御室遮蔽 [S] ・中央制御室換気空調系給排気隔離弁 (MCR 外気取入ダンパ、MCR 非常用外気取入ダンパ、MCR 排気ダンパ) [流路] [S] ・中央制御室換気空調系ダクト (MCR 外気取入ダクト, MCR 排気ダクト) [流路] [S] ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 室内遮蔽	<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(3/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる 設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 常設耐震重要重大事故防止設備 (つづき)</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> ・起動領域計装 [S] ・平均出力領域計装 [S] ・フィルタ装置水位 ・フィルタ装置圧力 ・フィルタ装置スクラビング水温度 ・フィルタ装置入口水素濃度 ・緊急用海水系流量 (残留熱除去系熱交換器) ・緊急用海水系流量 (残留熱除去系補機) ・代替淡水貯槽水位 ・西側淡水貯水設備水位 ・常設高圧代替注水系ポンプ吐出圧力 ・常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力 (5) 放射線管理施設 ・第二弁操作室遮蔽 ・使用済燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) ・格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) [S] ・格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C) [S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) ・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・中央制御室遮蔽 [S] ・中央制御室換気系空調和機ファン [S] ・中央制御室換気系フィルタ系ファン [S] ・中央制御室換気系フィルタユニット [S] ・第二弁操作室圧計 (6) 原子炉格納施設 ・原子炉格納容器 [S] ・フィルタ装置 ・第一弁 (S/C側) [S] ・第一弁 (D/W側) [S] ・第二弁 [S] ・第二弁バイパス弁 [S] ・高圧炉心スプレイ系注入弁 [S] ・原子炉隔離時冷却系原子炉注入弁 [S] ・低圧炉心スプレイ系注入弁 [S] ・残留熱除去系 A 系注入弁 [S] ・残留熱除去系 B 系注入弁 [S] ・残留熱除去系 C 系注入弁 [S] ・耐圧強化ベント系一次隔離弁 [S] ・耐圧強化ベント系二次隔離弁 ・遠隔人力操作機構 ・圧力開放板 ・フィルタ装置遮蔽 ・配管遮蔽 ・移送ポンプ ・残留熱除去系熱交換器 [S] ・代替淡水貯槽 ・サブプレッション・チェンバ [S] ・西側淡水貯水設備 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる 設備の耐震重要度分類)	2. 常設耐震重要重大事故防止設備 (つづき)	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	・起動領域計装 [S] ・平均出力領域計装 [S] ・フィルタ装置水位 ・フィルタ装置圧力 ・フィルタ装置スクラビング水温度 ・フィルタ装置入口水素濃度 ・緊急用海水系流量 (残留熱除去系熱交換器) ・緊急用海水系流量 (残留熱除去系補機) ・代替淡水貯槽水位 ・西側淡水貯水設備水位 ・常設高圧代替注水系ポンプ吐出圧力 ・常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力 (5) 放射線管理施設 ・第二弁操作室遮蔽 ・使用済燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) ・格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) [S] ・格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C) [S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) ・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・中央制御室遮蔽 [S] ・中央制御室換気系空調和機ファン [S] ・中央制御室換気系フィルタ系ファン [S] ・中央制御室換気系フィルタユニット [S] ・第二弁操作室圧計 (6) 原子炉格納施設 ・原子炉格納容器 [S] ・フィルタ装置 ・第一弁 (S/C側) [S] ・第一弁 (D/W側) [S] ・第二弁 [S] ・第二弁バイパス弁 [S] ・高圧炉心スプレイ系注入弁 [S] ・原子炉隔離時冷却系原子炉注入弁 [S] ・低圧炉心スプレイ系注入弁 [S] ・残留熱除去系 A 系注入弁 [S] ・残留熱除去系 B 系注入弁 [S] ・残留熱除去系 C 系注入弁 [S] ・耐圧強化ベント系一次隔離弁 [S] ・耐圧強化ベント系二次隔離弁 ・遠隔人力操作機構 ・圧力開放板 ・フィルタ装置遮蔽 ・配管遮蔽 ・移送ポンプ ・残留熱除去系熱交換器 [S] ・代替淡水貯槽 ・サブプレッション・チェンバ [S] ・西側淡水貯水設備	<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(3/13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>II. 常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> (4) 計測制御系統施設 ・ATWS 緩和設備 (代替制御棒挿入機能) ・制御棒 [S] ・制御棒駆動機構 (水圧駆動) [S] ・制御棒駆動系水圧制御ユニット [S] ・制御棒駆動系水圧系配管・弁 [流路] [S, B] ・ATWS 緩和設備 (代替原子炉再循環ポンプトリップ機能) ・ほう酸水注入ポンプ [S] ・ほう酸水貯蔵タンク [S] ・ほう酸水注入系 配管・弁 [流路] [S] ・差圧検出・ほう酸水注入系配管 (原子炉圧力容器内部) [流路] [S] ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ [S] ・代替自動減圧ロジック (代替自動減圧機能) ・自動減圧起動阻止スイッチ ・代替自動減圧起動阻止スイッチ ・逃がし安全弁窒素ガス供給系 配管・弁 [流路] [S] ・原子炉圧力容器温度 (SA) ・原子炉圧力 [S] ・原子炉圧力 (SA) ・原子炉水位 (広帯域) [S] ・原子炉水位 (燃料域) [S] ・原子炉水位 (SA) ・高圧原子炉代替注水流量 ・代替注水流量 (常設) ・残留熱代替除去系原子炉注水流量 ・残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量 ・ベDESTAL 温度 (SA) ・サブプレッション・プール水温度 (SA) ・ドライウエル圧力 (SA) ・サブプレッション・チェンバ圧力 (SA) ・ドライウエル水位 ・サブプレッション・プール水位 (SA) ・格納容器水素濃度 [S] ・格納容器水素濃度 (SA) ・中性子源領域計装 [S] ・平均出力領域計装 [S] ・スクラバ容器水位 ・スクラバ容器圧力 ・スクラバ水 pH ・ドライウエル温度 (SA) ・低圧原子炉代替注水槽水位 ・C-メタクラ母線電圧 [S] ・D-メタクラ母線電圧 [S] ・HPC S-メタクラ母線電圧 [S] ・C-ロードセンタ母線電圧 [S] ・D-ロードセンタ母線電圧 [S] ・HPC S-コントロールセンタ母線電圧 [S] ・B1-115V 系蓄電池 (SA) 電圧 ・A-115V 系直流盤母線電圧 [S] ・B-115V 系直流盤母線電圧 [S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	II. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(4) 計測制御系統施設 ・ATWS 緩和設備 (代替制御棒挿入機能) ・制御棒 [S] ・制御棒駆動機構 (水圧駆動) [S] ・制御棒駆動系水圧制御ユニット [S] ・制御棒駆動系水圧系配管・弁 [流路] [S, B] ・ATWS 緩和設備 (代替原子炉再循環ポンプトリップ機能) ・ほう酸水注入ポンプ [S] ・ほう酸水貯蔵タンク [S] ・ほう酸水注入系 配管・弁 [流路] [S] ・差圧検出・ほう酸水注入系配管 (原子炉圧力容器内部) [流路] [S] ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ [S] ・代替自動減圧ロジック (代替自動減圧機能) ・自動減圧起動阻止スイッチ ・代替自動減圧起動阻止スイッチ ・逃がし安全弁窒素ガス供給系 配管・弁 [流路] [S] ・原子炉圧力容器温度 (SA) ・原子炉圧力 [S] ・原子炉圧力 (SA) ・原子炉水位 (広帯域) [S] ・原子炉水位 (燃料域) [S] ・原子炉水位 (SA) ・高圧原子炉代替注水流量 ・代替注水流量 (常設) ・残留熱代替除去系原子炉注水流量 ・残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量 ・ベDESTAL 温度 (SA) ・サブプレッション・プール水温度 (SA) ・ドライウエル圧力 (SA) ・サブプレッション・チェンバ圧力 (SA) ・ドライウエル水位 ・サブプレッション・プール水位 (SA) ・格納容器水素濃度 [S] ・格納容器水素濃度 (SA) ・中性子源領域計装 [S] ・平均出力領域計装 [S] ・スクラバ容器水位 ・スクラバ容器圧力 ・スクラバ水 pH ・ドライウエル温度 (SA) ・低圧原子炉代替注水槽水位 ・C-メタクラ母線電圧 [S] ・D-メタクラ母線電圧 [S] ・HPC S-メタクラ母線電圧 [S] ・C-ロードセンタ母線電圧 [S] ・D-ロードセンタ母線電圧 [S] ・HPC S-コントロールセンタ母線電圧 [S] ・B1-115V 系蓄電池 (SA) 電圧 ・A-115V 系直流盤母線電圧 [S] ・B-115V 系直流盤母線電圧 [S]	
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)																			
2. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(4) 計測制御系統施設 ・ATWS 緩和設備 (代替制御棒挿入機能) ・制御棒 [S] ・制御棒駆動機構 (水圧駆動) [S] ・制御棒駆動系水圧制御ユニット [S] ・制御棒駆動系配管 [流路] [S] ・ATWS 緩和設備 (代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能) ・ほう酸水注入系ポンプ [S] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク [S] ・ほう酸水注入系配管・弁 [流路] [S] ・高圧炉心注水配管・弁・スパーージャ [流路] [S] ・代替自動減圧ロジック (代替自動減圧機能) ・自動減圧系の起動阻止スイッチ [S] ・高圧窒素ガス供給系配管・弁 [流路] [S, C] ・自動減圧機能用アキュムレータ [流路] [S] ・逃がし弁機能用アキュムレータ [流路] [S] ・起動領域モニタ [S] ・平均出力領域モニタ [S] ・復水補給水系流量 (RHR A 系代替注水流量) ・復水補給水系流量 (RHR B 系代替注水流量) ・高圧代替注水系系統流量 ・原子炉水位 (広帯域), 原子炉水位 (燃料域) [S] ・原子炉圧力容器温度 ・原子炉圧力 [S] ・原子炉圧力 (SA) ・原子炉水位 (SA) ・格納容器内圧力 (D/W) ・格納容器内圧力 (S/C) ・サブプレッション・チェンバ気体温度 ・ドライウエル雰囲気温度 ・格納容器内水素濃度 (SA) ・格納容器内水素濃度 [S] ・サブプレッション・チェンバ・プール水温度 ・サブプレッション・チェンバ・プール水位 ・フィルタ装置水位 ・フィルタ装置入口圧力 ・フィルタ装置水素濃度 ・フィルタ装置金属フィルタ差圧 ・フィルタ装置スクラバ水 pH ・復水貯蔵槽水位 (SA) ・復水移送ポンプ吐出圧力 ・高圧窒素ガス供給系 ADS 入口圧力 [C] ・高圧窒素ガス供給系窒素ガスポンプ出口圧力 [C] ・ドレンタンク水位 ・遠隔空気駆動弁操作ポンプ出口圧力 (5) 放射線管理施設 ・格納容器内雰囲気放射線レベル (D/W) [S] ・格納容器内雰囲気放射線レベル (S/C) [S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) ・中央制御室遮蔽 [S] ・中央制御室換気空調系給排気隔離弁 (MCR 外気取入ダンパ、MCR 非常用外気取入ダンパ、MCR 排気ダンパ) [流路] [S] ・中央制御室換気空調系ダクト (MCR 外気取入ダクト, MCR 排気ダクト) [流路] [S] ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 室内遮蔽																			
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる 設備の耐震重要度分類)																			
2. 常設耐震重要重大事故防止設備 (つづき)	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	・起動領域計装 [S] ・平均出力領域計装 [S] ・フィルタ装置水位 ・フィルタ装置圧力 ・フィルタ装置スクラビング水温度 ・フィルタ装置入口水素濃度 ・緊急用海水系流量 (残留熱除去系熱交換器) ・緊急用海水系流量 (残留熱除去系補機) ・代替淡水貯槽水位 ・西側淡水貯水設備水位 ・常設高圧代替注水系ポンプ吐出圧力 ・常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力 (5) 放射線管理施設 ・第二弁操作室遮蔽 ・使用済燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) ・格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) [S] ・格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C) [S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) ・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・中央制御室遮蔽 [S] ・中央制御室換気系空調和機ファン [S] ・中央制御室換気系フィルタ系ファン [S] ・中央制御室換気系フィルタユニット [S] ・第二弁操作室圧計 (6) 原子炉格納施設 ・原子炉格納容器 [S] ・フィルタ装置 ・第一弁 (S/C側) [S] ・第一弁 (D/W側) [S] ・第二弁 [S] ・第二弁バイパス弁 [S] ・高圧炉心スプレイ系注入弁 [S] ・原子炉隔離時冷却系原子炉注入弁 [S] ・低圧炉心スプレイ系注入弁 [S] ・残留熱除去系 A 系注入弁 [S] ・残留熱除去系 B 系注入弁 [S] ・残留熱除去系 C 系注入弁 [S] ・耐圧強化ベント系一次隔離弁 [S] ・耐圧強化ベント系二次隔離弁 ・遠隔人力操作機構 ・圧力開放板 ・フィルタ装置遮蔽 ・配管遮蔽 ・移送ポンプ ・残留熱除去系熱交換器 [S] ・代替淡水貯槽 ・サブプレッション・チェンバ [S] ・西側淡水貯水設備																			
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)																			
II. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(4) 計測制御系統施設 ・ATWS 緩和設備 (代替制御棒挿入機能) ・制御棒 [S] ・制御棒駆動機構 (水圧駆動) [S] ・制御棒駆動系水圧制御ユニット [S] ・制御棒駆動系水圧系配管・弁 [流路] [S, B] ・ATWS 緩和設備 (代替原子炉再循環ポンプトリップ機能) ・ほう酸水注入ポンプ [S] ・ほう酸水貯蔵タンク [S] ・ほう酸水注入系 配管・弁 [流路] [S] ・差圧検出・ほう酸水注入系配管 (原子炉圧力容器内部) [流路] [S] ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ [S] ・代替自動減圧ロジック (代替自動減圧機能) ・自動減圧起動阻止スイッチ ・代替自動減圧起動阻止スイッチ ・逃がし安全弁窒素ガス供給系 配管・弁 [流路] [S] ・原子炉圧力容器温度 (SA) ・原子炉圧力 [S] ・原子炉圧力 (SA) ・原子炉水位 (広帯域) [S] ・原子炉水位 (燃料域) [S] ・原子炉水位 (SA) ・高圧原子炉代替注水流量 ・代替注水流量 (常設) ・残留熱代替除去系原子炉注水流量 ・残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量 ・ベDESTAL 温度 (SA) ・サブプレッション・プール水温度 (SA) ・ドライウエル圧力 (SA) ・サブプレッション・チェンバ圧力 (SA) ・ドライウエル水位 ・サブプレッション・プール水位 (SA) ・格納容器水素濃度 [S] ・格納容器水素濃度 (SA) ・中性子源領域計装 [S] ・平均出力領域計装 [S] ・スクラバ容器水位 ・スクラバ容器圧力 ・スクラバ水 pH ・ドライウエル温度 (SA) ・低圧原子炉代替注水槽水位 ・C-メタクラ母線電圧 [S] ・D-メタクラ母線電圧 [S] ・HPC S-メタクラ母線電圧 [S] ・C-ロードセンタ母線電圧 [S] ・D-ロードセンタ母線電圧 [S] ・HPC S-コントロールセンタ母線電圧 [S] ・B1-115V 系蓄電池 (SA) 電圧 ・A-115V 系直流盤母線電圧 [S] ・B-115V 系直流盤母線電圧 [S]																			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（4/12）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 （〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> <p>(6) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器[S] 原子炉建屋ブローアウトパネル 耐圧強化ベント系 (W/W) 配管・弁 [流路] [S] 遠隔手動弁操作設備 遠隔空気駆動弁操作設備配管・弁 [流路] 不活性ガス系配管・弁 [流路] [S, C] 耐圧強化ベント系 (D/W) 配管・弁 [流路] [S] 残留熱除去系配管・弁 [流路] [S] 格納容器スプレイ・ヘッド [流路] [S] フィルタ装置 よう素フィルタ ラプチャーディスク ドレン移送ポンプ ドレンタンク フィルタベント遮蔽壁 配管遮蔽 格納容器圧力逃がし装置配管・弁 [流路] 耐圧強化ベント系配管・弁 [流路] [S] CSP 外部補給配管・弁 [流路] [B] 復水貯蔵槽 [B] 非常用ガス処理系配管・弁 [流路] [S] <p>(7) 非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> AM 用切替装置 (SRV) 第一ガスタービン発電機 軽油タンク [S] 第一ガスタービン発電機用燃料タンク 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ 軽油タンク出口ノズル・弁 [燃料流路] 第一ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁 [燃料流路] 直流 125V 蓄電池 A [S] 直流 125V 蓄電池 A-2 [S] 直流 125V 蓄電池 B [S] AM 用直流 125V 蓄電池 直流 125V 充電器 A [S] 直流 125V 充電器 A-2 [S] 直流 125V 充電器 B [S] AM 用直流 125V 充電器 緊急用断路器 緊急用電源切替箱断路器 緊急用電源切替箱接続装置 AM 用動力変圧器 AM 用 MCC AM 用操作盤 AM 用切替盤 [S] 非常用高圧母線 C 系 [S] 非常用高圧母線 D 系 [S] 号間電力融通ケーブル (常設) M/C C 電圧 [S] M/C D 電圧 [S] 第一GTG 発電機電圧 非常用 D/G 発電機電圧 [S] 非常用 D/G 発電機電力 [S] 非常用 D/G 発電機周波数 [S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）	2. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<p>(6) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器[S] 原子炉建屋ブローアウトパネル 耐圧強化ベント系 (W/W) 配管・弁 [流路] [S] 遠隔手動弁操作設備 遠隔空気駆動弁操作設備配管・弁 [流路] 不活性ガス系配管・弁 [流路] [S, C] 耐圧強化ベント系 (D/W) 配管・弁 [流路] [S] 残留熱除去系配管・弁 [流路] [S] 格納容器スプレイ・ヘッド [流路] [S] フィルタ装置 よう素フィルタ ラプチャーディスク ドレン移送ポンプ ドレンタンク フィルタベント遮蔽壁 配管遮蔽 格納容器圧力逃がし装置配管・弁 [流路] 耐圧強化ベント系配管・弁 [流路] [S] CSP 外部補給配管・弁 [流路] [B] 復水貯蔵槽 [B] 非常用ガス処理系配管・弁 [流路] [S] <p>(7) 非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> AM 用切替装置 (SRV) 第一ガスタービン発電機 軽油タンク [S] 第一ガスタービン発電機用燃料タンク 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ 軽油タンク出口ノズル・弁 [燃料流路] 第一ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁 [燃料流路] 直流 125V 蓄電池 A [S] 直流 125V 蓄電池 A-2 [S] 直流 125V 蓄電池 B [S] AM 用直流 125V 蓄電池 直流 125V 充電器 A [S] 直流 125V 充電器 A-2 [S] 直流 125V 充電器 B [S] AM 用直流 125V 充電器 緊急用断路器 緊急用電源切替箱断路器 緊急用電源切替箱接続装置 AM 用動力変圧器 AM 用 MCC AM 用操作盤 AM 用切替盤 [S] 非常用高圧母線 C 系 [S] 非常用高圧母線 D 系 [S] 号間電力融通ケーブル (常設) M/C C 電圧 [S] M/C D 電圧 [S] 第一GTG 発電機電圧 非常用 D/G 発電機電圧 [S] 非常用 D/G 発電機電力 [S] 非常用 D/G 発電機周波数 [S] 	<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類（4/7）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる 設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 常設耐震重要重大事故防止設備 (つづき)</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> <p>(7) 非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 常設代替高圧電源装置 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ 125V 系蓄電池 A 系 [S] 125V 系蓄電池 B 系 [S] 125V 系蓄電池 H P C S 系 [S] 中性子モニタ用蓄電池 A 系 [S] 中性子モニタ用蓄電池 B 系 [S] 緊急用 125V 系蓄電池 緊急用 M/C 緊急用 P/C 緊急用 MCC 緊急用電源切替盤 緊急用直流 125V 主母線盤 2 C 非常用ディーゼル発電機 [S] 2 D 非常用ディーゼル発電機 [S] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 [S] 2 C 非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク [S] 2 D 非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク [S] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク [S] 2 C 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ [S] 2 D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ [S] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ [S] 軽油貯蔵タンク [S] 2 C 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ [S] 2 D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ [S] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ [S] 可搬型設備用軽油タンク M/C 2 C 電圧 [S] M/C 2 D 電圧 [S] M/C H P C S 電圧 [S] P/C 2 C 電圧 [S] P/C 2 D 電圧 [S] 緊急用 M/C 電圧 緊急用 P/C 電圧 直流 125V 主母線盤 2 A 電圧 [S] 直流 125V 主母線盤 2 B 電圧 [S] 直流 125V 主母線盤 I P C S 電圧 [S] 直流 ±24V 中性子モニタ用分電盤 2 A 電圧 [S] 直流 ±24V 中性子モニタ用分電盤 2 B 電圧 [S] 緊急用直流 125V 主母線盤電圧 <p>(8) 非常用取水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 貯留堰 [S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる 設備の耐震重要度分類）	2. 常設耐震重要重大事故防止設備 (つづき)	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<p>(7) 非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 常設代替高圧電源装置 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ 125V 系蓄電池 A 系 [S] 125V 系蓄電池 B 系 [S] 125V 系蓄電池 H P C S 系 [S] 中性子モニタ用蓄電池 A 系 [S] 中性子モニタ用蓄電池 B 系 [S] 緊急用 125V 系蓄電池 緊急用 M/C 緊急用 P/C 緊急用 MCC 緊急用電源切替盤 緊急用直流 125V 主母線盤 2 C 非常用ディーゼル発電機 [S] 2 D 非常用ディーゼル発電機 [S] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 [S] 2 C 非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク [S] 2 D 非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク [S] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク [S] 2 C 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ [S] 2 D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ [S] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ [S] 軽油貯蔵タンク [S] 2 C 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ [S] 2 D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ [S] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ [S] 可搬型設備用軽油タンク M/C 2 C 電圧 [S] M/C 2 D 電圧 [S] M/C H P C S 電圧 [S] P/C 2 C 電圧 [S] P/C 2 D 電圧 [S] 緊急用 M/C 電圧 緊急用 P/C 電圧 直流 125V 主母線盤 2 A 電圧 [S] 直流 125V 主母線盤 2 B 電圧 [S] 直流 125V 主母線盤 I P C S 電圧 [S] 直流 ±24V 中性子モニタ用分電盤 2 A 電圧 [S] 直流 ±24V 中性子モニタ用分電盤 2 B 電圧 [S] 緊急用直流 125V 主母線盤電圧 <p>(8) 非常用取水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 貯留堰 [S] 	<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類（4/13）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 （〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>II. 常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> <p>(4) 計測制御系統施設 (続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> 230V 系直流盤 (R C I C) 母線電圧 [S] ガスタービン発電機電圧 <p>(5) 放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 格納容器雰囲気放射線モニタ (ドライウエル) [S] 格納容器雰囲気放射線モニタ (サブプレッション・チェンバ) [S] 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ) 中央制御室遮蔽 [S] 再循環用ファン [S] チャコール・フィルタ・ブースタ・ファン [S] 非常用チャコール・フィルタ・ユニット [S] 中央制御室換気系ダクト [流路] [S] 中央制御室換気系ダンパ [流路] [S] <p>(6) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 低圧原子炉代替注水ポンプ 低圧原子炉代替注水系 配管・弁 [流路] [B] 残留熱除去系 配管・弁 [流路] [S] 格納容器スプレイ・ヘッド [流路] [S] 格納容器代替スプレイ系 配管・弁 [流路] 第1ベントフィルタスクラバ容器 第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器 圧力開放板 格納容器フィルタベント系 配管・弁 [流路] 窒素ガス制御系 配管・弁 [流路] [S] 非常用ガス処理系 配管・弁 [流路] [S] 遠隔手動弁操作機構 原子炉格納容器 [S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）	II. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<p>(4) 計測制御系統施設 (続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> 230V 系直流盤 (R C I C) 母線電圧 [S] ガスタービン発電機電圧 <p>(5) 放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 格納容器雰囲気放射線モニタ (ドライウエル) [S] 格納容器雰囲気放射線モニタ (サブプレッション・チェンバ) [S] 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ) 中央制御室遮蔽 [S] 再循環用ファン [S] チャコール・フィルタ・ブースタ・ファン [S] 非常用チャコール・フィルタ・ユニット [S] 中央制御室換気系ダクト [流路] [S] 中央制御室換気系ダンパ [流路] [S] <p>(6) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 低圧原子炉代替注水ポンプ 低圧原子炉代替注水系 配管・弁 [流路] [B] 残留熱除去系 配管・弁 [流路] [S] 格納容器スプレイ・ヘッド [流路] [S] 格納容器代替スプレイ系 配管・弁 [流路] 第1ベントフィルタスクラバ容器 第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器 圧力開放板 格納容器フィルタベント系 配管・弁 [流路] 窒素ガス制御系 配管・弁 [流路] [S] 非常用ガス処理系 配管・弁 [流路] [S] 遠隔手動弁操作機構 原子炉格納容器 [S] 	
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）																			
2. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<p>(6) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器[S] 原子炉建屋ブローアウトパネル 耐圧強化ベント系 (W/W) 配管・弁 [流路] [S] 遠隔手動弁操作設備 遠隔空気駆動弁操作設備配管・弁 [流路] 不活性ガス系配管・弁 [流路] [S, C] 耐圧強化ベント系 (D/W) 配管・弁 [流路] [S] 残留熱除去系配管・弁 [流路] [S] 格納容器スプレイ・ヘッド [流路] [S] フィルタ装置 よう素フィルタ ラプチャーディスク ドレン移送ポンプ ドレンタンク フィルタベント遮蔽壁 配管遮蔽 格納容器圧力逃がし装置配管・弁 [流路] 耐圧強化ベント系配管・弁 [流路] [S] CSP 外部補給配管・弁 [流路] [B] 復水貯蔵槽 [B] 非常用ガス処理系配管・弁 [流路] [S] <p>(7) 非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> AM 用切替装置 (SRV) 第一ガスタービン発電機 軽油タンク [S] 第一ガスタービン発電機用燃料タンク 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ 軽油タンク出口ノズル・弁 [燃料流路] 第一ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁 [燃料流路] 直流 125V 蓄電池 A [S] 直流 125V 蓄電池 A-2 [S] 直流 125V 蓄電池 B [S] AM 用直流 125V 蓄電池 直流 125V 充電器 A [S] 直流 125V 充電器 A-2 [S] 直流 125V 充電器 B [S] AM 用直流 125V 充電器 緊急用断路器 緊急用電源切替箱断路器 緊急用電源切替箱接続装置 AM 用動力変圧器 AM 用 MCC AM 用操作盤 AM 用切替盤 [S] 非常用高圧母線 C 系 [S] 非常用高圧母線 D 系 [S] 号間電力融通ケーブル (常設) M/C C 電圧 [S] M/C D 電圧 [S] 第一GTG 発電機電圧 非常用 D/G 発電機電圧 [S] 非常用 D/G 発電機電力 [S] 非常用 D/G 発電機周波数 [S] 																			
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる 設備の耐震重要度分類）																			
2. 常設耐震重要重大事故防止設備 (つづき)	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<p>(7) 非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 常設代替高圧電源装置 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ 125V 系蓄電池 A 系 [S] 125V 系蓄電池 B 系 [S] 125V 系蓄電池 H P C S 系 [S] 中性子モニタ用蓄電池 A 系 [S] 中性子モニタ用蓄電池 B 系 [S] 緊急用 125V 系蓄電池 緊急用 M/C 緊急用 P/C 緊急用 MCC 緊急用電源切替盤 緊急用直流 125V 主母線盤 2 C 非常用ディーゼル発電機 [S] 2 D 非常用ディーゼル発電機 [S] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 [S] 2 C 非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク [S] 2 D 非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク [S] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク [S] 2 C 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ [S] 2 D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ [S] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ [S] 軽油貯蔵タンク [S] 2 C 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ [S] 2 D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ [S] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ [S] 可搬型設備用軽油タンク M/C 2 C 電圧 [S] M/C 2 D 電圧 [S] M/C H P C S 電圧 [S] P/C 2 C 電圧 [S] P/C 2 D 電圧 [S] 緊急用 M/C 電圧 緊急用 P/C 電圧 直流 125V 主母線盤 2 A 電圧 [S] 直流 125V 主母線盤 2 B 電圧 [S] 直流 125V 主母線盤 I P C S 電圧 [S] 直流 ±24V 中性子モニタ用分電盤 2 A 電圧 [S] 直流 ±24V 中性子モニタ用分電盤 2 B 電圧 [S] 緊急用直流 125V 主母線盤電圧 <p>(8) 非常用取水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 貯留堰 [S] 																			
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）																			
II. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<p>(4) 計測制御系統施設 (続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> 230V 系直流盤 (R C I C) 母線電圧 [S] ガスタービン発電機電圧 <p>(5) 放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 格納容器雰囲気放射線モニタ (ドライウエル) [S] 格納容器雰囲気放射線モニタ (サブプレッション・チェンバ) [S] 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ) 中央制御室遮蔽 [S] 再循環用ファン [S] チャコール・フィルタ・ブースタ・ファン [S] 非常用チャコール・フィルタ・ユニット [S] 中央制御室換気系ダクト [流路] [S] 中央制御室換気系ダンパ [流路] [S] <p>(6) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 低圧原子炉代替注水ポンプ 低圧原子炉代替注水系 配管・弁 [流路] [B] 残留熱除去系 配管・弁 [流路] [S] 格納容器スプレイ・ヘッド [流路] [S] 格納容器代替スプレイ系 配管・弁 [流路] 第1ベントフィルタスクラバ容器 第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器 圧力開放板 格納容器フィルタベント系 配管・弁 [流路] 窒素ガス制御系 配管・弁 [流路] [S] 非常用ガス処理系 配管・弁 [流路] [S] 遠隔手動弁操作機構 原子炉格納容器 [S] 																			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(5/12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> (7)非常用電源設備(続き) ・非常用D/G発電機電圧(他号炉) ・非常用D/G発電機電力(他号炉) ・非常用D/G発電機周波数(他号炉) ・P/C C-1電圧[S] ・P/C D-1電圧[S] ・P/C C-1電圧(他号炉) ・P/C D-1電圧(他号炉) ・直流125V主母線盤A電圧[S] ・直流125V主母線盤B電圧[S] ・直流125V充電器盤A-2蓄電池電圧[S] ・AM用直流125V充電器盤蓄電池電圧 ・第一GTG発電機周波数 (8)非常用取水設備 ・海水貯留庫[S] (9)緊急時対策所 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)高気密室 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)二酸化炭素吸収装置 ・負荷変圧器[S] ・交流分電盤[S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	2. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(7)非常用電源設備(続き) ・非常用D/G発電機電圧(他号炉) ・非常用D/G発電機電力(他号炉) ・非常用D/G発電機周波数(他号炉) ・P/C C-1電圧[S] ・P/C D-1電圧[S] ・P/C C-1電圧(他号炉) ・P/C D-1電圧(他号炉) ・直流125V主母線盤A電圧[S] ・直流125V主母線盤B電圧[S] ・直流125V充電器盤A-2蓄電池電圧[S] ・AM用直流125V充電器盤蓄電池電圧 ・第一GTG発電機周波数 (8)非常用取水設備 ・海水貯留庫[S] (9)緊急時対策所 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)高気密室 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)二酸化炭素吸収装置 ・負荷変圧器[S] ・交流分電盤[S]	<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(5/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる 設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 常設重大事故緩和設備</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故等が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備(重大事故緩和設備)のうち、常設のもの</td> <td> (1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール[S] ・使用済燃料プール水位・温度(SA広域)[C] ・使用済燃料プール温度(SA) ・使用済燃料プール監視カメラ(使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置を含む) ・常設スプレッドヘッド ・常設低圧代替注水系ポンプ (3) 原子炉冷却系統施設 ・逃がし安全弁[操作対象弁][S] ・自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・低圧代替注水系(常設) ・常設低圧代替注水系ポンプ ・低圧代替注水系(可搬型) ・緊急用海水ポンプ ・緊急用海水系ストレーナ ・残留熱除去系ポンプ[S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・残留熱除去系海水系ポンプ[S] ・残留熱除去系海水系ストレーナ[S] ・代替循環冷却系ポンプ (4) 計測制御系統施設 ・原子炉圧力容器温度 ・原子炉圧力[S] ・原子炉圧力(SA) ・原子炉水位(広帯域)[S] ・原子炉水位(燃料域)[S] ・原子炉水位(SA広帯域) ・原子炉水位(SA燃料域) ・高圧代替注水系系統流量 ・ほう酸水注入ポンプ[S] ・ほう酸水貯蔵タンク[S] ・低圧代替注水系原子炉注水流量(常設ライン用) ・低圧代替注水系原子炉注水流量(常設ライン狭帯域用) ・低圧代替注水系原子炉注水流量(可搬ライン用) ・低圧代替注水系原子炉注水流量(可搬ライン狭帯域用) ・代替循環冷却系原子炉注水流量 ・低圧代替注水系格納容器スプレッド流量(常設ライン用) ・低圧代替注水系格納容器スプレッド流量(可搬ライン用) ・低圧代替注水系格納容器下部注水流量 ・代替循環冷却系格納容器スプレッド流量 ・ドライウエル雰囲気温度 ・サブプレッション・チェンバ雰囲気温度 ・サブプレッション・プール水温度 ・格納容器下部水温 ・ドライウエル圧力 ・サブプレッション・チェンバ圧力 ・サブプレッション・プール水位 ・格納容器下部水位 ・格納容器内水素濃度(SA) ・格納容器内酸素濃度(SA) ・フィルタ装置水位 ・フィルタ装置圧力 ・フィルタ装置スクラビング水温度 ・フィルタ装置入口水素濃度 ・代替循環冷却系ポンプ入口温度 ・緊急用海水系流量(残留熱除去系熱交換器) ・緊急用海水系流量(残留熱除去系補機) ・残留熱除去系系統流量[S] ・残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・残留熱除去系熱交換器出口温度[C] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる 設備の耐震重要度分類)	3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故等が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備(重大事故緩和設備)のうち、常設のもの	(1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール[S] ・使用済燃料プール水位・温度(SA広域)[C] ・使用済燃料プール温度(SA) ・使用済燃料プール監視カメラ(使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置を含む) ・常設スプレッドヘッド ・常設低圧代替注水系ポンプ (3) 原子炉冷却系統施設 ・逃がし安全弁[操作対象弁][S] ・自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・低圧代替注水系(常設) ・常設低圧代替注水系ポンプ ・低圧代替注水系(可搬型) ・緊急用海水ポンプ ・緊急用海水系ストレーナ ・残留熱除去系ポンプ[S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・残留熱除去系海水系ポンプ[S] ・残留熱除去系海水系ストレーナ[S] ・代替循環冷却系ポンプ (4) 計測制御系統施設 ・原子炉圧力容器温度 ・原子炉圧力[S] ・原子炉圧力(SA) ・原子炉水位(広帯域)[S] ・原子炉水位(燃料域)[S] ・原子炉水位(SA広帯域) ・原子炉水位(SA燃料域) ・高圧代替注水系系統流量 ・ほう酸水注入ポンプ[S] ・ほう酸水貯蔵タンク[S] ・低圧代替注水系原子炉注水流量(常設ライン用) ・低圧代替注水系原子炉注水流量(常設ライン狭帯域用) ・低圧代替注水系原子炉注水流量(可搬ライン用) ・低圧代替注水系原子炉注水流量(可搬ライン狭帯域用) ・代替循環冷却系原子炉注水流量 ・低圧代替注水系格納容器スプレッド流量(常設ライン用) ・低圧代替注水系格納容器スプレッド流量(可搬ライン用) ・低圧代替注水系格納容器下部注水流量 ・代替循環冷却系格納容器スプレッド流量 ・ドライウエル雰囲気温度 ・サブプレッション・チェンバ雰囲気温度 ・サブプレッション・プール水温度 ・格納容器下部水温 ・ドライウエル圧力 ・サブプレッション・チェンバ圧力 ・サブプレッション・プール水位 ・格納容器下部水位 ・格納容器内水素濃度(SA) ・格納容器内酸素濃度(SA) ・フィルタ装置水位 ・フィルタ装置圧力 ・フィルタ装置スクラビング水温度 ・フィルタ装置入口水素濃度 ・代替循環冷却系ポンプ入口温度 ・緊急用海水系流量(残留熱除去系熱交換器) ・緊急用海水系流量(残留熱除去系補機) ・残留熱除去系系統流量[S] ・残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・残留熱除去系熱交換器出口温度[C]	<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(5/13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>II. 常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> (7)非常用電源設備 ・SRV用電源切替盤 ・ガスタービン発電機 ・ガスタービン発電機用軽油タンク ・ガスタービン発電機用サービスタンク ・ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・ガスタービン発電機用燃料移送配管・弁[燃料流路] ・ガスタービン発電機用軽油タンク出口ノズル・弁[燃料流路] ・B-115V系蓄電池[S] ・B1-115V系蓄電池(SA) ・230V系蓄電池(RCIC)[S] ・B-115V系充電器[S] ・B1-115V系充電器(SA) ・230V系充電器(RCIC)[S] ・SA用115V系蓄電池 ・SA用115V系充電器 ・230V系充電器(常用)[S] ・緊急用メタクラ ・メタクラ切替盤 ・緊急用メタクラ接続ブラグ盤 ・高圧発電機車接続ブラグ収納箱 ・SAロードセンタ ・SA1コントロールセンタ ・SA2コントロールセンタ ・充電器電源切替盤 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	II. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(7)非常用電源設備 ・SRV用電源切替盤 ・ガスタービン発電機 ・ガスタービン発電機用軽油タンク ・ガスタービン発電機用サービスタンク ・ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・ガスタービン発電機用燃料移送配管・弁[燃料流路] ・ガスタービン発電機用軽油タンク出口ノズル・弁[燃料流路] ・B-115V系蓄電池[S] ・B1-115V系蓄電池(SA) ・230V系蓄電池(RCIC)[S] ・B-115V系充電器[S] ・B1-115V系充電器(SA) ・230V系充電器(RCIC)[S] ・SA用115V系蓄電池 ・SA用115V系充電器 ・230V系充電器(常用)[S] ・緊急用メタクラ ・メタクラ切替盤 ・緊急用メタクラ接続ブラグ盤 ・高圧発電機車接続ブラグ収納箱 ・SAロードセンタ ・SA1コントロールセンタ ・SA2コントロールセンタ ・充電器電源切替盤	
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)																			
2. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(7)非常用電源設備(続き) ・非常用D/G発電機電圧(他号炉) ・非常用D/G発電機電力(他号炉) ・非常用D/G発電機周波数(他号炉) ・P/C C-1電圧[S] ・P/C D-1電圧[S] ・P/C C-1電圧(他号炉) ・P/C D-1電圧(他号炉) ・直流125V主母線盤A電圧[S] ・直流125V主母線盤B電圧[S] ・直流125V充電器盤A-2蓄電池電圧[S] ・AM用直流125V充電器盤蓄電池電圧 ・第一GTG発電機周波数 (8)非常用取水設備 ・海水貯留庫[S] (9)緊急時対策所 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)高気密室 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)二酸化炭素吸収装置 ・負荷変圧器[S] ・交流分電盤[S]																			
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる 設備の耐震重要度分類)																			
3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故等が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備(重大事故緩和設備)のうち、常設のもの	(1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール[S] ・使用済燃料プール水位・温度(SA広域)[C] ・使用済燃料プール温度(SA) ・使用済燃料プール監視カメラ(使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置を含む) ・常設スプレッドヘッド ・常設低圧代替注水系ポンプ (3) 原子炉冷却系統施設 ・逃がし安全弁[操作対象弁][S] ・自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・低圧代替注水系(常設) ・常設低圧代替注水系ポンプ ・低圧代替注水系(可搬型) ・緊急用海水ポンプ ・緊急用海水系ストレーナ ・残留熱除去系ポンプ[S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・残留熱除去系海水系ポンプ[S] ・残留熱除去系海水系ストレーナ[S] ・代替循環冷却系ポンプ (4) 計測制御系統施設 ・原子炉圧力容器温度 ・原子炉圧力[S] ・原子炉圧力(SA) ・原子炉水位(広帯域)[S] ・原子炉水位(燃料域)[S] ・原子炉水位(SA広帯域) ・原子炉水位(SA燃料域) ・高圧代替注水系系統流量 ・ほう酸水注入ポンプ[S] ・ほう酸水貯蔵タンク[S] ・低圧代替注水系原子炉注水流量(常設ライン用) ・低圧代替注水系原子炉注水流量(常設ライン狭帯域用) ・低圧代替注水系原子炉注水流量(可搬ライン用) ・低圧代替注水系原子炉注水流量(可搬ライン狭帯域用) ・代替循環冷却系原子炉注水流量 ・低圧代替注水系格納容器スプレッド流量(常設ライン用) ・低圧代替注水系格納容器スプレッド流量(可搬ライン用) ・低圧代替注水系格納容器下部注水流量 ・代替循環冷却系格納容器スプレッド流量 ・ドライウエル雰囲気温度 ・サブプレッション・チェンバ雰囲気温度 ・サブプレッション・プール水温度 ・格納容器下部水温 ・ドライウエル圧力 ・サブプレッション・チェンバ圧力 ・サブプレッション・プール水位 ・格納容器下部水位 ・格納容器内水素濃度(SA) ・格納容器内酸素濃度(SA) ・フィルタ装置水位 ・フィルタ装置圧力 ・フィルタ装置スクラビング水温度 ・フィルタ装置入口水素濃度 ・代替循環冷却系ポンプ入口温度 ・緊急用海水系流量(残留熱除去系熱交換器) ・緊急用海水系流量(残留熱除去系補機) ・残留熱除去系系統流量[S] ・残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・残留熱除去系熱交換器出口温度[C]																			
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)																			
II. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(7)非常用電源設備 ・SRV用電源切替盤 ・ガスタービン発電機 ・ガスタービン発電機用軽油タンク ・ガスタービン発電機用サービスタンク ・ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・ガスタービン発電機用燃料移送配管・弁[燃料流路] ・ガスタービン発電機用軽油タンク出口ノズル・弁[燃料流路] ・B-115V系蓄電池[S] ・B1-115V系蓄電池(SA) ・230V系蓄電池(RCIC)[S] ・B-115V系充電器[S] ・B1-115V系充電器(SA) ・230V系充電器(RCIC)[S] ・SA用115V系蓄電池 ・SA用115V系充電器 ・230V系充電器(常用)[S] ・緊急用メタクラ ・メタクラ切替盤 ・緊急用メタクラ接続ブラグ盤 ・高圧発電機車接続ブラグ収納箱 ・SAロードセンタ ・SA1コントロールセンタ ・SA2コントロールセンタ ・充電器電源切替盤																			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(6/12)	第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(6/7)	第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(6/13)																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 常設重大事故緩和設備</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備(重大事故緩和設備)のうち、常設のもの</td> <td> (1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール[S] ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域)[C] ・使用済燃料貯蔵プール監視カメラ ・燃料プール代替注水系統管・弁[流路] ・常設スプレイヘッダ (3) 原子炉冷却系統施設 ・高圧代替注水系統ポンプ ・高圧代替注水系統(蒸気系)配管・弁[流路] ・原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁[流路][S] ・高圧代替注水系統(注水系)配管・弁[流路] ・残留熱除去系配管・弁(7号炉のみ)[流路][S] ・逃がし安全弁[操作対象弁][S] ・自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・主蒸気系配管・弁・クエンチャ[流路][S,B] ・復水移送ポンプ[B] ・復水補給水系統管・弁[流路][B] ・高圧炉心注水系統管・弁[流路][B] ・給水系統管・弁・スパージャ[流路][S] ・残留熱除去系配管・弁・スパージャ[流路][S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却系配管・弁・サージタンク[流路][S] ・サブプレッション・チェンバ[S] ・主排気筒(内筒)[流路][S] (4) 計測制御系統施設 ・ほう酸水注入系ポンプ[S] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・ほう酸水注入系配管・弁[流路][S] ・高圧炉心注水系統管・弁・スパージャ[流路][S] ・原子炉建屋水素濃度 ・静的触媒式水素再結合器動作監視装置 ・原子炉圧力容器温度 ・復水補給水系統流量(RHR A系代替注水流量) ・復水補給水系統流量(RHR B系代替注水流量) ・復水補給水系統流量(格納容器下部注水流量) ・復水補給水系統温度(代替循環冷却) ・高圧代替注水系統流量 ・原子炉水位(広帯域)、原子炉水位(燃料域)[S] ・原子炉圧力[S] ・原子炉圧力(SA) ・原子炉水位(SA) ・格納容器内酸濃度[S] ・格納容器内圧力(D/W) ・格納容器内圧力(S/C) ・サブプレッション・チェンバ気体温度 ・ドライウエル雰囲気温度 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備(重大事故緩和設備)のうち、常設のもの	(1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール[S] ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域)[C] ・使用済燃料貯蔵プール監視カメラ ・燃料プール代替注水系統管・弁[流路] ・常設スプレイヘッダ (3) 原子炉冷却系統施設 ・高圧代替注水系統ポンプ ・高圧代替注水系統(蒸気系)配管・弁[流路] ・原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁[流路][S] ・高圧代替注水系統(注水系)配管・弁[流路] ・残留熱除去系配管・弁(7号炉のみ)[流路][S] ・逃がし安全弁[操作対象弁][S] ・自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・主蒸気系配管・弁・クエンチャ[流路][S,B] ・復水移送ポンプ[B] ・復水補給水系統管・弁[流路][B] ・高圧炉心注水系統管・弁[流路][B] ・給水系統管・弁・スパージャ[流路][S] ・残留熱除去系配管・弁・スパージャ[流路][S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却系配管・弁・サージタンク[流路][S] ・サブプレッション・チェンバ[S] ・主排気筒(内筒)[流路][S] (4) 計測制御系統施設 ・ほう酸水注入系ポンプ[S] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・ほう酸水注入系配管・弁[流路][S] ・高圧炉心注水系統管・弁・スパージャ[流路][S] ・原子炉建屋水素濃度 ・静的触媒式水素再結合器動作監視装置 ・原子炉圧力容器温度 ・復水補給水系統流量(RHR A系代替注水流量) ・復水補給水系統流量(RHR B系代替注水流量) ・復水補給水系統流量(格納容器下部注水流量) ・復水補給水系統温度(代替循環冷却) ・高圧代替注水系統流量 ・原子炉水位(広帯域)、原子炉水位(燃料域)[S] ・原子炉圧力[S] ・原子炉圧力(SA) ・原子炉水位(SA) ・格納容器内酸濃度[S] ・格納容器内圧力(D/W) ・格納容器内圧力(S/C) ・サブプレッション・チェンバ気体温度 ・ドライウエル雰囲気温度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる 設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 常設重大事故緩和設備(つづき)</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備(重大事故緩和設備)のうち、常設のもの</td> <td> ・残留熱除去系海水系統流量[C] ・代替淡水貯槽水位 ・西側淡水貯水設備水位 ・常設高圧代替注水系統ポンプ吐出圧力 ・常設低圧代替注水系統ポンプ吐出圧力 ・代替循環冷却系ポンプ吐出圧力 ・原子炉建屋水素濃度 ・安全パラメータ表示システム(S/PDS)[C] (5) 放射線管理施設 ・使用済燃料プールエリア放射線モニタ(高レンジ・低レンジ) ・格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)[S] ・格納容器雰囲気放射線モニタ(S/C)[S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ(高レンジ・低レンジ) ・中央制御室遮蔽[S] ・中央制御室待避室遮蔽 ・中央制御室換気系空調機ファン[S] ・中央制御室換気系フィルタ系ファン[S] ・中央制御室換気系フィルタユニット[S] ・ブローアウトパネル閉止装置 ・ブローアウトパネル閉止装置開閉状態表示 ・ブローアウトパネル開閉状態表示 ・緊急時対策所遮蔽 ・緊急時対策所非常用送風機 ・緊急時対策所非常用フィルタ装置 ・第二弁操作室遮蔽 ・第二弁操作室差圧計 ・緊急時対策所用差圧計 ・中央制御室待避室差圧計 (6) 原子炉格納施設 ・原子炉格納容器[S] ・原子炉建屋原子炉棟[S] ・常設低圧代替注水系統ポンプ ・コリウムシールド ・常設高圧代替注水系統ポンプ ・フィルタ装置 ・第一弁(S/C側) ・第一弁(D/W側) ・第二弁 ・第二弁バイパス弁 ・遠隔人力操作機構 ・圧力開放板 ・残留熱除去系熱交換器[S] ・代替淡水貯槽 ・西側淡水貯水設備 ・サブプレッション・チェンバ[S] ・静的触媒式水素再結合器 ・静的触媒式水素再結合器動作監視装置 ・移送ポンプ ・フィルタ装置遮蔽 ・配管遮蔽 ・非常用ガス処理系排風機 ・非常用ガス処理系フィルタトレイン ・非常用ガス再循環系排風機 ・非常用ガス再循環系フィルタトレイン </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる 設備の耐震重要度分類)	3. 常設重大事故緩和設備(つづき)	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備(重大事故緩和設備)のうち、常設のもの	・残留熱除去系海水系統流量[C] ・代替淡水貯槽水位 ・西側淡水貯水設備水位 ・常設高圧代替注水系統ポンプ吐出圧力 ・常設低圧代替注水系統ポンプ吐出圧力 ・代替循環冷却系ポンプ吐出圧力 ・原子炉建屋水素濃度 ・安全パラメータ表示システム(S/PDS)[C] (5) 放射線管理施設 ・使用済燃料プールエリア放射線モニタ(高レンジ・低レンジ) ・格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)[S] ・格納容器雰囲気放射線モニタ(S/C)[S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ(高レンジ・低レンジ) ・中央制御室遮蔽[S] ・中央制御室待避室遮蔽 ・中央制御室換気系空調機ファン[S] ・中央制御室換気系フィルタ系ファン[S] ・中央制御室換気系フィルタユニット[S] ・ブローアウトパネル閉止装置 ・ブローアウトパネル閉止装置開閉状態表示 ・ブローアウトパネル開閉状態表示 ・緊急時対策所遮蔽 ・緊急時対策所非常用送風機 ・緊急時対策所非常用フィルタ装置 ・第二弁操作室遮蔽 ・第二弁操作室差圧計 ・緊急時対策所用差圧計 ・中央制御室待避室差圧計 (6) 原子炉格納施設 ・原子炉格納容器[S] ・原子炉建屋原子炉棟[S] ・常設低圧代替注水系統ポンプ ・コリウムシールド ・常設高圧代替注水系統ポンプ ・フィルタ装置 ・第一弁(S/C側) ・第一弁(D/W側) ・第二弁 ・第二弁バイパス弁 ・遠隔人力操作機構 ・圧力開放板 ・残留熱除去系熱交換器[S] ・代替淡水貯槽 ・西側淡水貯水設備 ・サブプレッション・チェンバ[S] ・静的触媒式水素再結合器 ・静的触媒式水素再結合器動作監視装置 ・移送ポンプ ・フィルタ装置遮蔽 ・配管遮蔽 ・非常用ガス処理系排風機 ・非常用ガス処理系フィルタトレイン ・非常用ガス再循環系排風機 ・非常用ガス再循環系フィルタトレイン	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>II. 常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> (7) 非常用電源設備(続き) ・SA電源切替盤 ・重大事故操作盤 ・非常用高圧母線C系[S] ・非常用高圧母線D系[S] (8) 補機駆動用燃料設備 ・ガスタービン発電機用軽油タンク ・ガスタービン発電機用軽油タンク出口ノズル・弁[燃料流路] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	II. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準対処設備が有する機能を代替するもの	(7) 非常用電源設備(続き) ・SA電源切替盤 ・重大事故操作盤 ・非常用高圧母線C系[S] ・非常用高圧母線D系[S] (8) 補機駆動用燃料設備 ・ガスタービン発電機用軽油タンク ・ガスタービン発電機用軽油タンク出口ノズル・弁[燃料流路]	
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)																			
3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備(重大事故緩和設備)のうち、常設のもの	(1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール[S] ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA広域)[C] ・使用済燃料貯蔵プール監視カメラ ・燃料プール代替注水系統管・弁[流路] ・常設スプレイヘッダ (3) 原子炉冷却系統施設 ・高圧代替注水系統ポンプ ・高圧代替注水系統(蒸気系)配管・弁[流路] ・原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁[流路][S] ・高圧代替注水系統(注水系)配管・弁[流路] ・残留熱除去系配管・弁(7号炉のみ)[流路][S] ・逃がし安全弁[操作対象弁][S] ・自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・主蒸気系配管・弁・クエンチャ[流路][S,B] ・復水移送ポンプ[B] ・復水補給水系統管・弁[流路][B] ・高圧炉心注水系統管・弁[流路][B] ・給水系統管・弁・スパージャ[流路][S] ・残留熱除去系配管・弁・スパージャ[流路][S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却系配管・弁・サージタンク[流路][S] ・サブプレッション・チェンバ[S] ・主排気筒(内筒)[流路][S] (4) 計測制御系統施設 ・ほう酸水注入系ポンプ[S] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・ほう酸水注入系配管・弁[流路][S] ・高圧炉心注水系統管・弁・スパージャ[流路][S] ・原子炉建屋水素濃度 ・静的触媒式水素再結合器動作監視装置 ・原子炉圧力容器温度 ・復水補給水系統流量(RHR A系代替注水流量) ・復水補給水系統流量(RHR B系代替注水流量) ・復水補給水系統流量(格納容器下部注水流量) ・復水補給水系統温度(代替循環冷却) ・高圧代替注水系統流量 ・原子炉水位(広帯域)、原子炉水位(燃料域)[S] ・原子炉圧力[S] ・原子炉圧力(SA) ・原子炉水位(SA) ・格納容器内酸濃度[S] ・格納容器内圧力(D/W) ・格納容器内圧力(S/C) ・サブプレッション・チェンバ気体温度 ・ドライウエル雰囲気温度																			
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる 設備の耐震重要度分類)																			
3. 常設重大事故緩和設備(つづき)	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備(重大事故緩和設備)のうち、常設のもの	・残留熱除去系海水系統流量[C] ・代替淡水貯槽水位 ・西側淡水貯水設備水位 ・常設高圧代替注水系統ポンプ吐出圧力 ・常設低圧代替注水系統ポンプ吐出圧力 ・代替循環冷却系ポンプ吐出圧力 ・原子炉建屋水素濃度 ・安全パラメータ表示システム(S/PDS)[C] (5) 放射線管理施設 ・使用済燃料プールエリア放射線モニタ(高レンジ・低レンジ) ・格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)[S] ・格納容器雰囲気放射線モニタ(S/C)[S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ(高レンジ・低レンジ) ・中央制御室遮蔽[S] ・中央制御室待避室遮蔽 ・中央制御室換気系空調機ファン[S] ・中央制御室換気系フィルタ系ファン[S] ・中央制御室換気系フィルタユニット[S] ・ブローアウトパネル閉止装置 ・ブローアウトパネル閉止装置開閉状態表示 ・ブローアウトパネル開閉状態表示 ・緊急時対策所遮蔽 ・緊急時対策所非常用送風機 ・緊急時対策所非常用フィルタ装置 ・第二弁操作室遮蔽 ・第二弁操作室差圧計 ・緊急時対策所用差圧計 ・中央制御室待避室差圧計 (6) 原子炉格納施設 ・原子炉格納容器[S] ・原子炉建屋原子炉棟[S] ・常設低圧代替注水系統ポンプ ・コリウムシールド ・常設高圧代替注水系統ポンプ ・フィルタ装置 ・第一弁(S/C側) ・第一弁(D/W側) ・第二弁 ・第二弁バイパス弁 ・遠隔人力操作機構 ・圧力開放板 ・残留熱除去系熱交換器[S] ・代替淡水貯槽 ・西側淡水貯水設備 ・サブプレッション・チェンバ[S] ・静的触媒式水素再結合器 ・静的触媒式水素再結合器動作監視装置 ・移送ポンプ ・フィルタ装置遮蔽 ・配管遮蔽 ・非常用ガス処理系排風機 ・非常用ガス処理系フィルタトレイン ・非常用ガス再循環系排風機 ・非常用ガス再循環系フィルタトレイン																			
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)																			
II. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準対処設備が有する機能を代替するもの	(7) 非常用電源設備(続き) ・SA電源切替盤 ・重大事故操作盤 ・非常用高圧母線C系[S] ・非常用高圧母線D系[S] (8) 補機駆動用燃料設備 ・ガスタービン発電機用軽油タンク ・ガスタービン発電機用軽油タンク出口ノズル・弁[燃料流路]																			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（7 / 1 2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 （〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 常設重大事故緩和設備</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの</td> <td> (4) 計測制御系統施設（続き） <ul style="list-style-type: none"> ・サブプレッション・チェンバ、プール水温度 ・格納容器内水素濃度（SA） ・格納容器内水素濃度[S] ・サブプレッション・チェンバ、プール水位 ・格納容器下部水位 ・フィルタ装置水位 ・フィルタ装置入口圧力 ・フィルタ装置水素濃度 ・フィルタ装置金属フィルタ差圧 ・フィルタ装置スクラバ水 pH ・復水移送ポンプ吐出圧力 ・復水貯蔵槽水位（SA） ・安全パラメータ表示システム（SPDS）[C] ・無線連絡設備（常設）[C] ・無線連絡設備（屋外アンテナ）【伝送路】[C] ・衛星電話設備（常設）[C] ・衛星電話設備（屋外アンテナ）【伝送路】[C] ・無線通信装置【伝送路】[C] ・ドレンタンク水位 ・遠隔空気駆動弁操作作用弁出口圧力 ・5号炉屋外緊急連絡用インターフォン (5) 放射線管理施設 <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器内雰囲気放射線レベル（D/W）[S] ・格納容器内雰囲気放射線レベル（S/C）[S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ） ・中央制御室遮蔽[S] ・中央制御室換気空調系給排気隔離弁（MCR外気取入ダンパ、MCR非常用外気取入ダンパ、MCR排気ダンパ）【流路】[S] ・中央制御室換気空調系ダクト（MCR外気取入ダクト、MCR排気ダクト）【流路】[S] ・中央制御室待避室遮蔽（常設） ・中央制御室待避室陽圧化装置（配管・弁）【流路】 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（配管・弁）【流路】 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（配管・弁）【流路】 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）	3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの	(4) 計測制御系統施設（続き） <ul style="list-style-type: none"> ・サブプレッション・チェンバ、プール水温度 ・格納容器内水素濃度（SA） ・格納容器内水素濃度[S] ・サブプレッション・チェンバ、プール水位 ・格納容器下部水位 ・フィルタ装置水位 ・フィルタ装置入口圧力 ・フィルタ装置水素濃度 ・フィルタ装置金属フィルタ差圧 ・フィルタ装置スクラバ水 pH ・復水移送ポンプ吐出圧力 ・復水貯蔵槽水位（SA） ・安全パラメータ表示システム（SPDS）[C] ・無線連絡設備（常設）[C] ・無線連絡設備（屋外アンテナ）【伝送路】[C] ・衛星電話設備（常設）[C] ・衛星電話設備（屋外アンテナ）【伝送路】[C] ・無線通信装置【伝送路】[C] ・ドレンタンク水位 ・遠隔空気駆動弁操作作用弁出口圧力 ・5号炉屋外緊急連絡用インターフォン (5) 放射線管理施設 <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器内雰囲気放射線レベル（D/W）[S] ・格納容器内雰囲気放射線レベル（S/C）[S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ） ・中央制御室遮蔽[S] ・中央制御室換気空調系給排気隔離弁（MCR外気取入ダンパ、MCR非常用外気取入ダンパ、MCR排気ダンパ）【流路】[S] ・中央制御室換気空調系ダクト（MCR外気取入ダクト、MCR排気ダクト）【流路】[S] ・中央制御室待避室遮蔽（常設） ・中央制御室待避室陽圧化装置（配管・弁）【流路】 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（配管・弁）【流路】 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（配管・弁）【流路】 	<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類（7 / 7）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる 設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 常設重大事故緩和設備（つづき）</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの</td> <td> (7) 非常用電源設備 <ul style="list-style-type: none"> ・常設代替高圧電源装置 ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ ・125V 系蓄電池A系[S] ・125V 系蓄電池B系[S] ・緊急用125V 系蓄電池 ・緊急用M/C ・緊急用P/C ・緊急用M/C ・緊急用電源切替盤 ・緊急用直流125V 主母線盤 ・2C非常用ディーゼル発電機[S] ・2D非常用ディーゼル発電機[S] ・2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク[S] ・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク[S] ・2C非常用ディーゼル発電機海水ポンプ[S] ・2D非常用ディーゼル発電機海水ポンプ[S] ・軽油貯蔵タンク[S] ・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ[S] ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ[S] ・可搬型設備用軽油タンク ・M/C 2C電圧[S] ・M/C 2D電圧[S] ・P/C 2C電圧[S] ・P/C 2D電圧[S] ・緊急用M/C電圧 ・緊急用P/C電圧 ・直流125V 主母線盤2A電圧[S] ・直流125V 主母線盤2B電圧[S] ・緊急用直流125V 主母線盤電圧 (8) 非常用取水設備 <ul style="list-style-type: none"> ・貯留槽[S] ・取水構造物[C] ・SA用海水ビット取水塔 ・海水引込み管 ・SA用海水ビット ・緊急用海水取水管 ・緊急用海水ポンプビット (9) 緊急時対策所 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所用発電機 ・緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク ・緊急時対策所用発電機給油ポンプ ・緊急時対策所用M/C電圧計 (10) 通信連絡設備 <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話設備（固定型）[C] ・安全パラメータ表示システム（SPDS）[C] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる 設備の耐震重要度分類）	3. 常設重大事故緩和設備（つづき）	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの	(7) 非常用電源設備 <ul style="list-style-type: none"> ・常設代替高圧電源装置 ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ ・125V 系蓄電池A系[S] ・125V 系蓄電池B系[S] ・緊急用125V 系蓄電池 ・緊急用M/C ・緊急用P/C ・緊急用M/C ・緊急用電源切替盤 ・緊急用直流125V 主母線盤 ・2C非常用ディーゼル発電機[S] ・2D非常用ディーゼル発電機[S] ・2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク[S] ・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク[S] ・2C非常用ディーゼル発電機海水ポンプ[S] ・2D非常用ディーゼル発電機海水ポンプ[S] ・軽油貯蔵タンク[S] ・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ[S] ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ[S] ・可搬型設備用軽油タンク ・M/C 2C電圧[S] ・M/C 2D電圧[S] ・P/C 2C電圧[S] ・P/C 2D電圧[S] ・緊急用M/C電圧 ・緊急用P/C電圧 ・直流125V 主母線盤2A電圧[S] ・直流125V 主母線盤2B電圧[S] ・緊急用直流125V 主母線盤電圧 (8) 非常用取水設備 <ul style="list-style-type: none"> ・貯留槽[S] ・取水構造物[C] ・SA用海水ビット取水塔 ・海水引込み管 ・SA用海水ビット ・緊急用海水取水管 ・緊急用海水ポンプビット (9) 緊急時対策所 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所用発電機 ・緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク ・緊急時対策所用発電機給油ポンプ ・緊急時対策所用M/C電圧計 (10) 通信連絡設備 <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話設備（固定型）[C] ・安全パラメータ表示システム（SPDS）[C] 	<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類（7 / 1 3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 （〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>III. 常設重大事故緩和設備</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</td> <td> (1) 原子炉本体 <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力容器[S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 <ul style="list-style-type: none"> ・常設スプレイヘッド ・燃料プールスプレイ系 配管・弁【流路】 ・燃料プール水位（SA） ・燃料プール水位・温度（SA） ・燃料プール監視カメラ（SA）（燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。） ・燃料プール[S] (3) 原子炉冷却系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・高圧原子炉代替注水ポンプ ・高圧原子炉代替注水系（蒸気系） 配管・弁【流路】 ・主蒸気系 配管・クエンチャ【流路】[S, B] ・原子炉隔離時冷却系（蒸気系） 配管・弁【流路】[S] ・高圧原子炉代替注水系（注水系） 配管・弁【流路】 ・残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ【流路】[S] ・原子炉隔離時冷却系（注水系） 配管・弁【流路】[S] ・原子炉浄化系 配管【流路】[S] ・給水系 配管・弁・スパーチャ【流路】[S] ・逃がし安全弁【操作対象弁】[S] ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ[S] ・低圧原子炉代替注水ポンプ ・低圧原子炉代替注水系 配管・弁【流路】[B] ・低圧原子炉代替注水槽 ・サブプレッション・チェンバ[S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）	III. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(1) 原子炉本体 <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力容器[S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 <ul style="list-style-type: none"> ・常設スプレイヘッド ・燃料プールスプレイ系 配管・弁【流路】 ・燃料プール水位（SA） ・燃料プール水位・温度（SA） ・燃料プール監視カメラ（SA）（燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。） ・燃料プール[S] (3) 原子炉冷却系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・高圧原子炉代替注水ポンプ ・高圧原子炉代替注水系（蒸気系） 配管・弁【流路】 ・主蒸気系 配管・クエンチャ【流路】[S, B] ・原子炉隔離時冷却系（蒸気系） 配管・弁【流路】[S] ・高圧原子炉代替注水系（注水系） 配管・弁【流路】 ・残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ【流路】[S] ・原子炉隔離時冷却系（注水系） 配管・弁【流路】[S] ・原子炉浄化系 配管【流路】[S] ・給水系 配管・弁・スパーチャ【流路】[S] ・逃がし安全弁【操作対象弁】[S] ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ[S] ・低圧原子炉代替注水ポンプ ・低圧原子炉代替注水系 配管・弁【流路】[B] ・低圧原子炉代替注水槽 ・サブプレッション・チェンバ[S] 	
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）																			
3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの	(4) 計測制御系統施設（続き） <ul style="list-style-type: none"> ・サブプレッション・チェンバ、プール水温度 ・格納容器内水素濃度（SA） ・格納容器内水素濃度[S] ・サブプレッション・チェンバ、プール水位 ・格納容器下部水位 ・フィルタ装置水位 ・フィルタ装置入口圧力 ・フィルタ装置水素濃度 ・フィルタ装置金属フィルタ差圧 ・フィルタ装置スクラバ水 pH ・復水移送ポンプ吐出圧力 ・復水貯蔵槽水位（SA） ・安全パラメータ表示システム（SPDS）[C] ・無線連絡設備（常設）[C] ・無線連絡設備（屋外アンテナ）【伝送路】[C] ・衛星電話設備（常設）[C] ・衛星電話設備（屋外アンテナ）【伝送路】[C] ・無線通信装置【伝送路】[C] ・ドレンタンク水位 ・遠隔空気駆動弁操作作用弁出口圧力 ・5号炉屋外緊急連絡用インターフォン (5) 放射線管理施設 <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器内雰囲気放射線レベル（D/W）[S] ・格納容器内雰囲気放射線レベル（S/C）[S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ） ・中央制御室遮蔽[S] ・中央制御室換気空調系給排気隔離弁（MCR外気取入ダンパ、MCR非常用外気取入ダンパ、MCR排気ダンパ）【流路】[S] ・中央制御室換気空調系ダクト（MCR外気取入ダクト、MCR排気ダクト）【流路】[S] ・中央制御室待避室遮蔽（常設） ・中央制御室待避室陽圧化装置（配管・弁）【流路】 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（配管・弁）【流路】 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（配管・弁）【流路】 																			
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる 設備の耐震重要度分類）																			
3. 常設重大事故緩和設備（つづき）	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの	(7) 非常用電源設備 <ul style="list-style-type: none"> ・常設代替高圧電源装置 ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ ・125V 系蓄電池A系[S] ・125V 系蓄電池B系[S] ・緊急用125V 系蓄電池 ・緊急用M/C ・緊急用P/C ・緊急用M/C ・緊急用電源切替盤 ・緊急用直流125V 主母線盤 ・2C非常用ディーゼル発電機[S] ・2D非常用ディーゼル発電機[S] ・2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク[S] ・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク[S] ・2C非常用ディーゼル発電機海水ポンプ[S] ・2D非常用ディーゼル発電機海水ポンプ[S] ・軽油貯蔵タンク[S] ・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ[S] ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ[S] ・可搬型設備用軽油タンク ・M/C 2C電圧[S] ・M/C 2D電圧[S] ・P/C 2C電圧[S] ・P/C 2D電圧[S] ・緊急用M/C電圧 ・緊急用P/C電圧 ・直流125V 主母線盤2A電圧[S] ・直流125V 主母線盤2B電圧[S] ・緊急用直流125V 主母線盤電圧 (8) 非常用取水設備 <ul style="list-style-type: none"> ・貯留槽[S] ・取水構造物[C] ・SA用海水ビット取水塔 ・海水引込み管 ・SA用海水ビット ・緊急用海水取水管 ・緊急用海水ポンプビット (9) 緊急時対策所 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所用発電機 ・緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク ・緊急時対策所用発電機給油ポンプ ・緊急時対策所用M/C電圧計 (10) 通信連絡設備 <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話設備（固定型）[C] ・安全パラメータ表示システム（SPDS）[C] 																			
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）																			
III. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(1) 原子炉本体 <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力容器[S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 <ul style="list-style-type: none"> ・常設スプレイヘッド ・燃料プールスプレイ系 配管・弁【流路】 ・燃料プール水位（SA） ・燃料プール水位・温度（SA） ・燃料プール監視カメラ（SA）（燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。） ・燃料プール[S] (3) 原子炉冷却系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・高圧原子炉代替注水ポンプ ・高圧原子炉代替注水系（蒸気系） 配管・弁【流路】 ・主蒸気系 配管・クエンチャ【流路】[S, B] ・原子炉隔離時冷却系（蒸気系） 配管・弁【流路】[S] ・高圧原子炉代替注水系（注水系） 配管・弁【流路】 ・残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ【流路】[S] ・原子炉隔離時冷却系（注水系） 配管・弁【流路】[S] ・原子炉浄化系 配管【流路】[S] ・給水系 配管・弁・スパーチャ【流路】[S] ・逃がし安全弁【操作対象弁】[S] ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ[S] ・低圧原子炉代替注水ポンプ ・低圧原子炉代替注水系 配管・弁【流路】[B] ・低圧原子炉代替注水槽 ・サブプレッション・チェンバ[S] 																			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
第2.1.2.2.2表 重大事故等対処設備(主要設備)の設備分類(8/12)		第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(8/13)													
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="160 247 320 331">設備分類</th> <th data-bbox="320 247 507 331">定義</th> <th data-bbox="507 247 902 331">主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="160 331 320 1306">3. 常設重大事故緩和設備</td> <td data-bbox="320 331 507 1306">重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備(重大事故緩和設備)のうち、常設のもの</td> <td data-bbox="507 331 902 1306"> (6) 原子炉格納施設 ・原子炉格納容器[S] ・原子炉建屋原子炉区域[S] ・耐圧強化ベント系(W/W) 配管・弁 [流路] [S] ・遠隔手動弁操作設備 ・遠隔空気駆動弁操作設備配管・弁 [流路] ・不活性ガス系配管・弁[S,C] ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ・ポンプ [流路] [S] ・格納容器スプレイ・ヘッド [流路] [S] ・フィルタ装置 ・よう素フィルタ ・ドレン移送ポンプ ・ドレンタンク ・ラプチャーディスク ・フィルタベント遮蔽壁 ・配管遮蔽 ・格納容器圧力逃がし装置配管・弁 [流路] ・耐圧強化ベント系配管・弁 [流路] [S] ・コリウムシールド ・CSP 外部補給配管・弁 [流路] [B] ・静的触媒式水素再結合器 ・復水貯蔵槽[B] ・非常用ガス処理系排風機[S] ・非常用ガス処理系フィルタ装置 [流路] [S] ・非常用ガス処理系乾燥装置 [流路] [S] ・非常用ガス処理系配管・弁 [流路] [S] (7) 非常用電源設備 ・第一ガスタービン発電機 ・軽油タンク[S] ・第一ガスタービン発電機用燃料タンク ・第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・軽油タンク出口ノズル・弁 [燃料流路] ・第一ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁 [燃料流路] ・直流125V蓄電池A[S] ・直流125V蓄電池A-2[S] ・直流125V蓄電池B[S] ・AM用直流125V蓄電池 ・直流125V充電器A[S] ・直流125V充電器A-2[S] ・直流125V充電器B[S] ・AM用直流125V充電器 ・緊急用断路器 ・緊急用電源切替箱断路器 ・緊急用電源切替箱接続装置 ・AM用動力変圧器 ・AM用MCC ・AM用操作盤 ・AM用切替盤[S] ・非常用高圧母線C系[S] ・非常用高圧母線D系[S] ・号炉間電力融通ケーブル(常設) ・M/C C電圧[S] ・M/C D電圧[S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備(重大事故緩和設備)のうち、常設のもの	(6) 原子炉格納施設 ・原子炉格納容器[S] ・原子炉建屋原子炉区域[S] ・耐圧強化ベント系(W/W) 配管・弁 [流路] [S] ・遠隔手動弁操作設備 ・遠隔空気駆動弁操作設備配管・弁 [流路] ・不活性ガス系配管・弁[S,C] ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ・ポンプ [流路] [S] ・格納容器スプレイ・ヘッド [流路] [S] ・フィルタ装置 ・よう素フィルタ ・ドレン移送ポンプ ・ドレンタンク ・ラプチャーディスク ・フィルタベント遮蔽壁 ・配管遮蔽 ・格納容器圧力逃がし装置配管・弁 [流路] ・耐圧強化ベント系配管・弁 [流路] [S] ・コリウムシールド ・CSP 外部補給配管・弁 [流路] [B] ・静的触媒式水素再結合器 ・復水貯蔵槽[B] ・非常用ガス処理系排風機[S] ・非常用ガス処理系フィルタ装置 [流路] [S] ・非常用ガス処理系乾燥装置 [流路] [S] ・非常用ガス処理系配管・弁 [流路] [S] (7) 非常用電源設備 ・第一ガスタービン発電機 ・軽油タンク[S] ・第一ガスタービン発電機用燃料タンク ・第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・軽油タンク出口ノズル・弁 [燃料流路] ・第一ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁 [燃料流路] ・直流125V蓄電池A[S] ・直流125V蓄電池A-2[S] ・直流125V蓄電池B[S] ・AM用直流125V蓄電池 ・直流125V充電器A[S] ・直流125V充電器A-2[S] ・直流125V充電器B[S] ・AM用直流125V充電器 ・緊急用断路器 ・緊急用電源切替箱断路器 ・緊急用電源切替箱接続装置 ・AM用動力変圧器 ・AM用MCC ・AM用操作盤 ・AM用切替盤[S] ・非常用高圧母線C系[S] ・非常用高圧母線D系[S] ・号炉間電力融通ケーブル(常設) ・M/C C電圧[S] ・M/C D電圧[S]		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1739 247 1899 331">設備分類</th> <th data-bbox="1899 247 2086 331">定義</th> <th data-bbox="2086 247 2481 331">主要設備 〔〔 〕〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1739 331 1899 1369">III. 常設重大事故緩和設備</td> <td data-bbox="1899 331 2086 1369">重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故のその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</td> <td data-bbox="2086 331 2481 1369"> (4) 計測制御系統施設 ・ほう酸水注入ポンプ [S] ・ほう酸水貯蔵タンク [S] ・ほう酸水注入系 配管・弁 [流路] [S] ・差圧検出・ほう酸水注入系配管(原子炉圧力容器内部) [流路] [S] ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ [S] ・格納容器水素濃度 (SA) ・格納容器水素濃度 [S] ・格納容器酸素濃度 (SA) ・格納容器酸素濃度 [S] ・格納容器酸素濃度 [S] ・静的触媒式水素処理装置入口温度 ・静的触媒式水素処理装置出口温度 ・原子炉建物水素濃度 ・原子炉圧力容器温度 (SA) ・原子炉圧力 [S] ・原子炉圧力 (SA) ・原子炉水位 (広帯域) [S] ・原子炉水位 (燃料域) [S] ・原子炉水位 (SA) ・高圧原子炉代替注水流量 ・代替注水流量(常設) ・残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量 ・残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量 ・ドライウエル温度 (SA) ・ベDESTAL温度 (SA) ・サブプレッション・チェンバ温度 (SA) ・サブプレッション・プール水温度 (SA) ・ドライウエル圧力 (SA) ・サブプレッション・チェンバ圧力 (SA) ・ドライウエル水位 ・サブプレッション・プール水位 (SA) ・ベDESTAL水位 ・残留熱除去系熱交換器出口温度 [S] ・スクラバ容器水位 ・スクラバ容器圧力 ・スクラバ水 pH ・低圧原子炉代替注水槽水位 ・燃料プール監視カメラ (SA) (燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。) ・安全パラメータ表示システム (SPDS) ・C-メタクラ母線電圧 [S] ・D-メタクラ母線電圧 [S] ・HPC S-メタクラ母線電圧 [S] ・C-ロードセンタ母線電圧 [S] ・D-ロードセンタ母線電圧 [S] ・HPC S-コントロールセンタ母線電圧 [S] ・B1-115V系蓄電池 (SA) 電圧 ・A-115V系直流盤母線電圧 [S] ・B-115V系直流盤母線電圧 [S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔〔 〕〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	III. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故のその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(4) 計測制御系統施設 ・ほう酸水注入ポンプ [S] ・ほう酸水貯蔵タンク [S] ・ほう酸水注入系 配管・弁 [流路] [S] ・差圧検出・ほう酸水注入系配管(原子炉圧力容器内部) [流路] [S] ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ [S] ・格納容器水素濃度 (SA) ・格納容器水素濃度 [S] ・格納容器酸素濃度 (SA) ・格納容器酸素濃度 [S] ・格納容器酸素濃度 [S] ・静的触媒式水素処理装置入口温度 ・静的触媒式水素処理装置出口温度 ・原子炉建物水素濃度 ・原子炉圧力容器温度 (SA) ・原子炉圧力 [S] ・原子炉圧力 (SA) ・原子炉水位 (広帯域) [S] ・原子炉水位 (燃料域) [S] ・原子炉水位 (SA) ・高圧原子炉代替注水流量 ・代替注水流量(常設) ・残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量 ・残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量 ・ドライウエル温度 (SA) ・ベDESTAL温度 (SA) ・サブプレッション・チェンバ温度 (SA) ・サブプレッション・プール水温度 (SA) ・ドライウエル圧力 (SA) ・サブプレッション・チェンバ圧力 (SA) ・ドライウエル水位 ・サブプレッション・プール水位 (SA) ・ベDESTAL水位 ・残留熱除去系熱交換器出口温度 [S] ・スクラバ容器水位 ・スクラバ容器圧力 ・スクラバ水 pH ・低圧原子炉代替注水槽水位 ・燃料プール監視カメラ (SA) (燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。) ・安全パラメータ表示システム (SPDS) ・C-メタクラ母線電圧 [S] ・D-メタクラ母線電圧 [S] ・HPC S-メタクラ母線電圧 [S] ・C-ロードセンタ母線電圧 [S] ・D-ロードセンタ母線電圧 [S] ・HPC S-コントロールセンタ母線電圧 [S] ・B1-115V系蓄電池 (SA) 電圧 ・A-115V系直流盤母線電圧 [S] ・B-115V系直流盤母線電圧 [S]	
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)													
3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備(重大事故緩和設備)のうち、常設のもの	(6) 原子炉格納施設 ・原子炉格納容器[S] ・原子炉建屋原子炉区域[S] ・耐圧強化ベント系(W/W) 配管・弁 [流路] [S] ・遠隔手動弁操作設備 ・遠隔空気駆動弁操作設備配管・弁 [流路] ・不活性ガス系配管・弁[S,C] ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ・ポンプ [流路] [S] ・格納容器スプレイ・ヘッド [流路] [S] ・フィルタ装置 ・よう素フィルタ ・ドレン移送ポンプ ・ドレンタンク ・ラプチャーディスク ・フィルタベント遮蔽壁 ・配管遮蔽 ・格納容器圧力逃がし装置配管・弁 [流路] ・耐圧強化ベント系配管・弁 [流路] [S] ・コリウムシールド ・CSP 外部補給配管・弁 [流路] [B] ・静的触媒式水素再結合器 ・復水貯蔵槽[B] ・非常用ガス処理系排風機[S] ・非常用ガス処理系フィルタ装置 [流路] [S] ・非常用ガス処理系乾燥装置 [流路] [S] ・非常用ガス処理系配管・弁 [流路] [S] (7) 非常用電源設備 ・第一ガスタービン発電機 ・軽油タンク[S] ・第一ガスタービン発電機用燃料タンク ・第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・軽油タンク出口ノズル・弁 [燃料流路] ・第一ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁 [燃料流路] ・直流125V蓄電池A[S] ・直流125V蓄電池A-2[S] ・直流125V蓄電池B[S] ・AM用直流125V蓄電池 ・直流125V充電器A[S] ・直流125V充電器A-2[S] ・直流125V充電器B[S] ・AM用直流125V充電器 ・緊急用断路器 ・緊急用電源切替箱断路器 ・緊急用電源切替箱接続装置 ・AM用動力変圧器 ・AM用MCC ・AM用操作盤 ・AM用切替盤[S] ・非常用高圧母線C系[S] ・非常用高圧母線D系[S] ・号炉間電力融通ケーブル(常設) ・M/C C電圧[S] ・M/C D電圧[S]													
設備分類	定義	主要設備 〔〔 〕〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)													
III. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故のその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(4) 計測制御系統施設 ・ほう酸水注入ポンプ [S] ・ほう酸水貯蔵タンク [S] ・ほう酸水注入系 配管・弁 [流路] [S] ・差圧検出・ほう酸水注入系配管(原子炉圧力容器内部) [流路] [S] ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ [S] ・格納容器水素濃度 (SA) ・格納容器水素濃度 [S] ・格納容器酸素濃度 (SA) ・格納容器酸素濃度 [S] ・格納容器酸素濃度 [S] ・静的触媒式水素処理装置入口温度 ・静的触媒式水素処理装置出口温度 ・原子炉建物水素濃度 ・原子炉圧力容器温度 (SA) ・原子炉圧力 [S] ・原子炉圧力 (SA) ・原子炉水位 (広帯域) [S] ・原子炉水位 (燃料域) [S] ・原子炉水位 (SA) ・高圧原子炉代替注水流量 ・代替注水流量(常設) ・残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量 ・残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量 ・ドライウエル温度 (SA) ・ベDESTAL温度 (SA) ・サブプレッション・チェンバ温度 (SA) ・サブプレッション・プール水温度 (SA) ・ドライウエル圧力 (SA) ・サブプレッション・チェンバ圧力 (SA) ・ドライウエル水位 ・サブプレッション・プール水位 (SA) ・ベDESTAL水位 ・残留熱除去系熱交換器出口温度 [S] ・スクラバ容器水位 ・スクラバ容器圧力 ・スクラバ水 pH ・低圧原子炉代替注水槽水位 ・燃料プール監視カメラ (SA) (燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。) ・安全パラメータ表示システム (SPDS) ・C-メタクラ母線電圧 [S] ・D-メタクラ母線電圧 [S] ・HPC S-メタクラ母線電圧 [S] ・C-ロードセンタ母線電圧 [S] ・D-ロードセンタ母線電圧 [S] ・HPC S-コントロールセンタ母線電圧 [S] ・B1-115V系蓄電池 (SA) 電圧 ・A-115V系直流盤母線電圧 [S] ・B-115V系直流盤母線電圧 [S]													

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（9 / 1 2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="163 258 320 352">設備分類</th> <th data-bbox="320 258 504 352">定義</th> <th data-bbox="504 258 899 352">主要設備 （〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="163 352 320 1291">3. 常設重大事故緩和設備</td> <td data-bbox="320 352 504 1291">重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの</td> <td data-bbox="504 352 899 1291"> <p>(7) 非常用電源設備（続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一GTG発電機電圧 ・非常用D/G発電機電圧〔S〕 ・非常用D/G発電機電力〔S〕 ・非常用D/G発電機周波数〔S〕 ・非常用D/G発電機電圧（他号炉） ・非常用D/G発電機電力（他号炉） ・非常用D/G発電機周波数（他号炉） ・P/C C-1電圧〔S〕 ・P/C D-1電圧〔S〕 ・P/C C-1電圧（他号炉） ・P/C D-1電圧（他号炉） ・直流125V主母線盤A電圧〔S〕 ・直流125V主母線盤B電圧〔S〕 ・直流125V充電器盤A-2蓄電池電圧〔S〕 ・AM用直流125V充電器盤蓄電池電圧 ・第一GTG発電機周波数 <p>(8) 非常用取水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海水貯留堰〔S〕 ・スクリーン室〔C〕 ・取水路〔C〕 <p>(9) 緊急時対策所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置 ・負荷変圧器〔S〕 ・交流分電盤〔S〕 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）	3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの	<p>(7) 非常用電源設備（続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一GTG発電機電圧 ・非常用D/G発電機電圧〔S〕 ・非常用D/G発電機電力〔S〕 ・非常用D/G発電機周波数〔S〕 ・非常用D/G発電機電圧（他号炉） ・非常用D/G発電機電力（他号炉） ・非常用D/G発電機周波数（他号炉） ・P/C C-1電圧〔S〕 ・P/C D-1電圧〔S〕 ・P/C C-1電圧（他号炉） ・P/C D-1電圧（他号炉） ・直流125V主母線盤A電圧〔S〕 ・直流125V主母線盤B電圧〔S〕 ・直流125V充電器盤A-2蓄電池電圧〔S〕 ・AM用直流125V充電器盤蓄電池電圧 ・第一GTG発電機周波数 <p>(8) 非常用取水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海水貯留堰〔S〕 ・スクリーン室〔C〕 ・取水路〔C〕 <p>(9) 緊急時対策所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置 ・負荷変圧器〔S〕 ・交流分電盤〔S〕 		<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類（9 / 1 3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1742 258 1911 352">設備分類</th> <th data-bbox="1911 258 2095 352">定義</th> <th data-bbox="2095 258 2502 352">主要設備 （〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1742 352 1911 1291">III. 常設重大事故緩和設備</td> <td data-bbox="1911 352 2095 1291">重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</td> <td data-bbox="2095 352 2502 1291"> <p>(4) 計測制御系統施設（続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・230V系直流盤（R C I C）母線電圧〔S〕 ・ガスタービン発電機電圧 ・無線通信設備（固定型） <p>(5) 放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）〔S A〕 ・格納容器雰囲気放射線モニタ（ドライウェル）〔S〕 ・格納容器雰囲気放射線モニタ（サブプレッション・チェンバ）〔S〕 ・第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） ・中央制御室遮蔽〔S〕 ・中央制御室待避室遮蔽 ・再循環用ファン〔S〕 ・チャコール・フィルタ・ブースタ・ファン〔S〕 ・非常用チャコール・フィルタ・ユニット〔S〕 ・中央制御室換気系ダクト〔流路〕〔S〕 ・中央制御室待避室空気ポンベ（配管・弁）〔流路〕 ・中央制御室換気系ダンパ〔流路〕〔S〕 ・緊急時対策所遮蔽 ・緊急時対策所空気浄化装置（配管・弁）〔流路〕 ・緊急時対策所空気ポンベ（配管・弁）〔流路〕 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）	III. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<p>(4) 計測制御系統施設（続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・230V系直流盤（R C I C）母線電圧〔S〕 ・ガスタービン発電機電圧 ・無線通信設備（固定型） <p>(5) 放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）〔S A〕 ・格納容器雰囲気放射線モニタ（ドライウェル）〔S〕 ・格納容器雰囲気放射線モニタ（サブプレッション・チェンバ）〔S〕 ・第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） ・中央制御室遮蔽〔S〕 ・中央制御室待避室遮蔽 ・再循環用ファン〔S〕 ・チャコール・フィルタ・ブースタ・ファン〔S〕 ・非常用チャコール・フィルタ・ユニット〔S〕 ・中央制御室換気系ダクト〔流路〕〔S〕 ・中央制御室待避室空気ポンベ（配管・弁）〔流路〕 ・中央制御室換気系ダンパ〔流路〕〔S〕 ・緊急時対策所遮蔽 ・緊急時対策所空気浄化装置（配管・弁）〔流路〕 ・緊急時対策所空気ポンベ（配管・弁）〔流路〕 	
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）													
3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの	<p>(7) 非常用電源設備（続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一GTG発電機電圧 ・非常用D/G発電機電圧〔S〕 ・非常用D/G発電機電力〔S〕 ・非常用D/G発電機周波数〔S〕 ・非常用D/G発電機電圧（他号炉） ・非常用D/G発電機電力（他号炉） ・非常用D/G発電機周波数（他号炉） ・P/C C-1電圧〔S〕 ・P/C D-1電圧〔S〕 ・P/C C-1電圧（他号炉） ・P/C D-1電圧（他号炉） ・直流125V主母線盤A電圧〔S〕 ・直流125V主母線盤B電圧〔S〕 ・直流125V充電器盤A-2蓄電池電圧〔S〕 ・AM用直流125V充電器盤蓄電池電圧 ・第一GTG発電機周波数 <p>(8) 非常用取水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海水貯留堰〔S〕 ・スクリーン室〔C〕 ・取水路〔C〕 <p>(9) 緊急時対策所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置 ・負荷変圧器〔S〕 ・交流分電盤〔S〕 													
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）													
III. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<p>(4) 計測制御系統施設（続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・230V系直流盤（R C I C）母線電圧〔S〕 ・ガスタービン発電機電圧 ・無線通信設備（固定型） <p>(5) 放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ）〔S A〕 ・格納容器雰囲気放射線モニタ（ドライウェル）〔S〕 ・格納容器雰囲気放射線モニタ（サブプレッション・チェンバ）〔S〕 ・第1ベントフィルタ出口放射線モニタ（高レンジ） ・中央制御室遮蔽〔S〕 ・中央制御室待避室遮蔽 ・再循環用ファン〔S〕 ・チャコール・フィルタ・ブースタ・ファン〔S〕 ・非常用チャコール・フィルタ・ユニット〔S〕 ・中央制御室換気系ダクト〔流路〕〔S〕 ・中央制御室待避室空気ポンベ（配管・弁）〔流路〕 ・中央制御室換気系ダンパ〔流路〕〔S〕 ・緊急時対策所遮蔽 ・緊急時対策所空気浄化装置（配管・弁）〔流路〕 ・緊急時対策所空気ポンベ（配管・弁）〔流路〕 													

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処設備(主要設備)の設備分類(10/12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="163 231 320 325">設備分類</th> <th data-bbox="320 231 504 325">定義</th> <th data-bbox="504 231 896 325">主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="163 325 320 1260">4. 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)</td> <td data-bbox="320 325 504 1260">設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの</td> <td data-bbox="504 325 896 1260"> <p>(1) 原子炉冷却系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉隔離時冷却系ポンプ[S] 原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁[S] 原子炉隔離時冷却系(注水系)配管・弁・ストレーナ[流路] [S] 主蒸気系配管・弁[S] 復水補給水系配管[流路] [B] 給水系配管・弁・スパージャ[流路] [S] 高圧炉心注水系ポンプ[S] 高圧炉心注水系配管・弁・ストレーナ・スパージャ[流路] [S, B] 高圧炉心注水系注入隔離弁[S] 残留熱除去系ポンプ [S] 残留熱除去系配管・弁・ストレーナ・スパージャ[流路] [S] 残留熱除去系熱交換器[S] 原子炉補機冷却水ポンプ[S] 原子炉補機冷却海水ポンプ[S] 原子炉補機冷却水系熱交換器[S] 原子炉補機冷却系配管・弁・海水ストレーナ[流路] [S] 原子炉補機冷却系サージタンク[流路] [S] <p>(2) 計測制御系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系系統流量[S] 残留熱除去系熱交換器入口温度[C] 残留熱除去系熱交換器出口温度[C] 高圧炉心注水系系統流量[S] 原子炉隔離時冷却系系統流量[S] 原子炉補機冷却水系系統流量[C] 残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量[C] 高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力[C] 残留熱除去系ポンプ吐出圧力[C] RCサージタンク水位[S] 原子炉補機冷却水系熱交換器出口冷却水温度[C] <p>(3) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系配管・弁・ストレーナ[流路] [S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	4. 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	<p>(1) 原子炉冷却系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉隔離時冷却系ポンプ[S] 原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁[S] 原子炉隔離時冷却系(注水系)配管・弁・ストレーナ[流路] [S] 主蒸気系配管・弁[S] 復水補給水系配管[流路] [B] 給水系配管・弁・スパージャ[流路] [S] 高圧炉心注水系ポンプ[S] 高圧炉心注水系配管・弁・ストレーナ・スパージャ[流路] [S, B] 高圧炉心注水系注入隔離弁[S] 残留熱除去系ポンプ [S] 残留熱除去系配管・弁・ストレーナ・スパージャ[流路] [S] 残留熱除去系熱交換器[S] 原子炉補機冷却水ポンプ[S] 原子炉補機冷却海水ポンプ[S] 原子炉補機冷却水系熱交換器[S] 原子炉補機冷却系配管・弁・海水ストレーナ[流路] [S] 原子炉補機冷却系サージタンク[流路] [S] <p>(2) 計測制御系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系系統流量[S] 残留熱除去系熱交換器入口温度[C] 残留熱除去系熱交換器出口温度[C] 高圧炉心注水系系統流量[S] 原子炉隔離時冷却系系統流量[S] 原子炉補機冷却水系系統流量[C] 残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量[C] 高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力[C] 残留熱除去系ポンプ吐出圧力[C] RCサージタンク水位[S] 原子炉補機冷却水系熱交換器出口冷却水温度[C] <p>(3) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系配管・弁・ストレーナ[流路] [S] 		<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(10/13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1742 231 1899 325">設備分類</th> <th data-bbox="1899 231 2083 325">定義</th> <th data-bbox="2083 231 2487 325">主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1742 325 1899 1260">III. 常設重大事故緩和設備</td> <td data-bbox="1899 325 2083 1260">重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故のその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</td> <td data-bbox="2083 325 2487 1260"> <p>(6) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 低圧原子炉代替注水ポンプ 低圧原子炉代替注水系 配管・弁[流路] [B] 残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ[流路] [S] 格納容器スプレイ・ヘッダ[流路] [S] 格納容器代替スプレイ系 配管・弁[流路] 第1ベントフィルタスクラバ容器 第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器 圧力開放板 格納容器フィルタベント系 配管・弁[流路] 窒素ガス制御系 配管・弁[流路] [S] 非常用ガス処理系 配管・弁[流路] [S] 遠隔手動弁操作機構 残留熱代替除去ポンプ 残留熱代替系熱交換器 [S] 原子炉補機冷却系 配管・弁[流路] [S] 原子炉補機冷却系サージタンク[流路] [S] 残留熱代替除去系 配管・弁[流路] コリウムシールド ベデスタル代替注水系 配管・弁[流路] 窒素ガス代替注水系 配管・弁[流路] 静的触媒式水素処理装置 非常用ガス処理系排気ファン [S] 前置ガス処理装置[流路] [S] 後置ガス処理装置[流路] [S] 排気管[流路] [S] 原子炉建物ブローアウトパネル閉止装置 原子炉格納容器 [S] 原子炉種 [S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	III. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故のその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<p>(6) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 低圧原子炉代替注水ポンプ 低圧原子炉代替注水系 配管・弁[流路] [B] 残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ[流路] [S] 格納容器スプレイ・ヘッダ[流路] [S] 格納容器代替スプレイ系 配管・弁[流路] 第1ベントフィルタスクラバ容器 第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器 圧力開放板 格納容器フィルタベント系 配管・弁[流路] 窒素ガス制御系 配管・弁[流路] [S] 非常用ガス処理系 配管・弁[流路] [S] 遠隔手動弁操作機構 残留熱代替除去ポンプ 残留熱代替系熱交換器 [S] 原子炉補機冷却系 配管・弁[流路] [S] 原子炉補機冷却系サージタンク[流路] [S] 残留熱代替除去系 配管・弁[流路] コリウムシールド ベデスタル代替注水系 配管・弁[流路] 窒素ガス代替注水系 配管・弁[流路] 静的触媒式水素処理装置 非常用ガス処理系排気ファン [S] 前置ガス処理装置[流路] [S] 後置ガス処理装置[流路] [S] 排気管[流路] [S] 原子炉建物ブローアウトパネル閉止装置 原子炉格納容器 [S] 原子炉種 [S] 	
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)													
4. 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	<p>(1) 原子炉冷却系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉隔離時冷却系ポンプ[S] 原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁[S] 原子炉隔離時冷却系(注水系)配管・弁・ストレーナ[流路] [S] 主蒸気系配管・弁[S] 復水補給水系配管[流路] [B] 給水系配管・弁・スパージャ[流路] [S] 高圧炉心注水系ポンプ[S] 高圧炉心注水系配管・弁・ストレーナ・スパージャ[流路] [S, B] 高圧炉心注水系注入隔離弁[S] 残留熱除去系ポンプ [S] 残留熱除去系配管・弁・ストレーナ・スパージャ[流路] [S] 残留熱除去系熱交換器[S] 原子炉補機冷却水ポンプ[S] 原子炉補機冷却海水ポンプ[S] 原子炉補機冷却水系熱交換器[S] 原子炉補機冷却系配管・弁・海水ストレーナ[流路] [S] 原子炉補機冷却系サージタンク[流路] [S] <p>(2) 計測制御系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系系統流量[S] 残留熱除去系熱交換器入口温度[C] 残留熱除去系熱交換器出口温度[C] 高圧炉心注水系系統流量[S] 原子炉隔離時冷却系系統流量[S] 原子炉補機冷却水系系統流量[C] 残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量[C] 高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力[C] 残留熱除去系ポンプ吐出圧力[C] RCサージタンク水位[S] 原子炉補機冷却水系熱交換器出口冷却水温度[C] <p>(3) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系配管・弁・ストレーナ[流路] [S] 													
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)													
III. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故のその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<p>(6) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 低圧原子炉代替注水ポンプ 低圧原子炉代替注水系 配管・弁[流路] [B] 残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ[流路] [S] 格納容器スプレイ・ヘッダ[流路] [S] 格納容器代替スプレイ系 配管・弁[流路] 第1ベントフィルタスクラバ容器 第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器 圧力開放板 格納容器フィルタベント系 配管・弁[流路] 窒素ガス制御系 配管・弁[流路] [S] 非常用ガス処理系 配管・弁[流路] [S] 遠隔手動弁操作機構 残留熱代替除去ポンプ 残留熱代替系熱交換器 [S] 原子炉補機冷却系 配管・弁[流路] [S] 原子炉補機冷却系サージタンク[流路] [S] 残留熱代替除去系 配管・弁[流路] コリウムシールド ベデスタル代替注水系 配管・弁[流路] 窒素ガス代替注水系 配管・弁[流路] 静的触媒式水素処理装置 非常用ガス処理系排気ファン [S] 前置ガス処理装置[流路] [S] 後置ガス処理装置[流路] [S] 排気管[流路] [S] 原子炉建物ブローアウトパネル閉止装置 原子炉格納容器 [S] 原子炉種 [S] 													

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
<p>第2.1.2.2表 重大事故等対処設備(主要設備)の設備分類(11/12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="166 247 320 331">設備分類</th> <th data-bbox="320 247 504 331">定義</th> <th data-bbox="504 247 890 331">主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="166 331 320 1266">4. 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)</td> <td data-bbox="320 331 504 1266">設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの</td> <td data-bbox="504 331 890 1266"> (4) 非常用電源設備 ・非常用ディーゼル発電機[S] ・燃料ディタンク[S] ・燃料移送ポンプ[S] ・非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕[S] ・直流125V蓄電池C[S] ・直流125V蓄電池D[S] ・直流125V充電器C[S] ・直流125V充電器D[S] ・M/C E電圧[S] ・P/C E-1電圧[S] ・直流125V主母線盤C電圧[S] (5) 非常用取水設備 ・補機冷却用海水取水路[C] ・補機冷却用海水取水槽[C] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	4. 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(4) 非常用電源設備 ・非常用ディーゼル発電機[S] ・燃料ディタンク[S] ・燃料移送ポンプ[S] ・非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕[S] ・直流125V蓄電池C[S] ・直流125V蓄電池D[S] ・直流125V充電器C[S] ・直流125V充電器D[S] ・M/C E電圧[S] ・P/C E-1電圧[S] ・直流125V主母線盤C電圧[S] (5) 非常用取水設備 ・補機冷却用海水取水路[C] ・補機冷却用海水取水槽[C]		<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(11/13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1733 262 1887 346">設備分類</th> <th data-bbox="1887 262 2071 346">定義</th> <th data-bbox="2071 262 2487 346">主要設備 〔〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1733 346 1887 1367">Ⅲ. 常設重大事故緩和設備</td> <td data-bbox="1887 346 2071 1367">重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故のその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</td> <td data-bbox="2071 346 2487 1367"> (7) 非常用電源設備 ・ガスタービン発電機 ・ガスタービン発電機用軽油タンク ・ガスタービン発電機用サービスタンク ・ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・ガスタービン発電機燃料移送配管・弁〔燃料流路〕 ・ガスタービン発電機用軽油タンク出口ノズル・弁〔燃料流路〕 ・B-115V系蓄電池〔S〕 ・B1-115V系蓄電池〔SA〕 ・B-115V系充電器〔S〕 ・B1-115V系充電器〔SA〕 ・SA用115V系蓄電池 ・SA用115V系充電器 ・230V系充電器(常用)〔S〕 ・緊急用メタクラ ・メタクラ切替盤 ・緊急用メタクラ接続プラグ盤 ・高圧発電機車接続プラグ収納箱 ・SAロードセンタ ・SA1コントロールセンタ ・SA2コントロールセンタ ・充電器電源切替盤 ・SA電源切替盤 ・重大事故操作盤 ・非常用高圧母線C系〔S〕 ・非常用高圧母線D系〔S〕 ・緊急時対策所発電機接続プラグ盤 ・緊急時対策所低圧母線盤 ・緊急時対策所用燃料地下タンク (8) 非常用取水設備 ・取水口〔C〕 ・取水管〔C〕 ・取水槽〔C〕 (9) 補機駆動用燃料設備 ・ガスタービン発電機用軽油タンク ・ガスタービン発電機用軽油タンク出口ノズル・弁〔燃料流路〕 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	Ⅲ. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故のその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(7) 非常用電源設備 ・ガスタービン発電機 ・ガスタービン発電機用軽油タンク ・ガスタービン発電機用サービスタンク ・ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・ガスタービン発電機燃料移送配管・弁〔燃料流路〕 ・ガスタービン発電機用軽油タンク出口ノズル・弁〔燃料流路〕 ・B-115V系蓄電池〔S〕 ・B1-115V系蓄電池〔SA〕 ・B-115V系充電器〔S〕 ・B1-115V系充電器〔SA〕 ・SA用115V系蓄電池 ・SA用115V系充電器 ・230V系充電器(常用)〔S〕 ・緊急用メタクラ ・メタクラ切替盤 ・緊急用メタクラ接続プラグ盤 ・高圧発電機車接続プラグ収納箱 ・SAロードセンタ ・SA1コントロールセンタ ・SA2コントロールセンタ ・充電器電源切替盤 ・SA電源切替盤 ・重大事故操作盤 ・非常用高圧母線C系〔S〕 ・非常用高圧母線D系〔S〕 ・緊急時対策所発電機接続プラグ盤 ・緊急時対策所低圧母線盤 ・緊急時対策所用燃料地下タンク (8) 非常用取水設備 ・取水口〔C〕 ・取水管〔C〕 ・取水槽〔C〕 (9) 補機駆動用燃料設備 ・ガスタービン発電機用軽油タンク ・ガスタービン発電機用軽油タンク出口ノズル・弁〔燃料流路〕	
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)													
4. 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(4) 非常用電源設備 ・非常用ディーゼル発電機[S] ・燃料ディタンク[S] ・燃料移送ポンプ[S] ・非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕[S] ・直流125V蓄電池C[S] ・直流125V蓄電池D[S] ・直流125V充電器C[S] ・直流125V充電器D[S] ・M/C E電圧[S] ・P/C E-1電圧[S] ・直流125V主母線盤C電圧[S] (5) 非常用取水設備 ・補機冷却用海水取水路[C] ・補機冷却用海水取水槽[C]													
設備分類	定義	主要設備 〔〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)													
Ⅲ. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故のその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(7) 非常用電源設備 ・ガスタービン発電機 ・ガスタービン発電機用軽油タンク ・ガスタービン発電機用サービスタンク ・ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・ガスタービン発電機燃料移送配管・弁〔燃料流路〕 ・ガスタービン発電機用軽油タンク出口ノズル・弁〔燃料流路〕 ・B-115V系蓄電池〔S〕 ・B1-115V系蓄電池〔SA〕 ・B-115V系充電器〔S〕 ・B1-115V系充電器〔SA〕 ・SA用115V系蓄電池 ・SA用115V系充電器 ・230V系充電器(常用)〔S〕 ・緊急用メタクラ ・メタクラ切替盤 ・緊急用メタクラ接続プラグ盤 ・高圧発電機車接続プラグ収納箱 ・SAロードセンタ ・SA1コントロールセンタ ・SA2コントロールセンタ ・充電器電源切替盤 ・SA電源切替盤 ・重大事故操作盤 ・非常用高圧母線C系〔S〕 ・非常用高圧母線D系〔S〕 ・緊急時対策所発電機接続プラグ盤 ・緊急時対策所低圧母線盤 ・緊急時対策所用燃料地下タンク (8) 非常用取水設備 ・取水口〔C〕 ・取水管〔C〕 ・取水槽〔C〕 (9) 補機駆動用燃料設備 ・ガスタービン発電機用軽油タンク ・ガスタービン発電機用軽油タンク出口ノズル・弁〔燃料流路〕													

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（12 / 12）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 247 329 342">設備分類</th> <th data-bbox="329 247 516 342">定義</th> <th data-bbox="516 247 914 342">主要設備 （〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 342 329 1297">5. 常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）</td> <td data-bbox="329 342 516 1297">設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する常設重大事故緩和設備以外の常設のもの</td> <td data-bbox="516 342 914 1297"> (1) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉補機冷却水ポンプ〔S〕 ・原子炉補機冷却海水ポンプ〔S〕 ・原子炉補機冷却水系熱交換器〔S〕 ・原子炉補機冷却系配管・弁・海水ストレーナ〔流路〕〔S〕 ・原子炉補機冷却系サージタンク〔流路〕〔S〕 (2) 非常用電源設備 ・非常用ディーゼル発電機〔S〕 ・燃料デイトンク〔S〕 ・燃料移送ポンプ〔S〕 ・非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕〔S〕 ・直流125V蓄電池C〔S〕 ・直流125V蓄電池D〔S〕 ・直流125V充電器C〔S〕 ・直流125V充電器D〔S〕 ・M/C E電圧〔S〕 (3) 非常用取水設備 ・補機冷却用海水取水槽〔C〕 ・補機冷却用海水取水槽〔C〕 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）	5. 常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する常設重大事故緩和設備以外の常設のもの	(1) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉補機冷却水ポンプ〔S〕 ・原子炉補機冷却海水ポンプ〔S〕 ・原子炉補機冷却水系熱交換器〔S〕 ・原子炉補機冷却系配管・弁・海水ストレーナ〔流路〕〔S〕 ・原子炉補機冷却系サージタンク〔流路〕〔S〕 (2) 非常用電源設備 ・非常用ディーゼル発電機〔S〕 ・燃料デイトンク〔S〕 ・燃料移送ポンプ〔S〕 ・非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕〔S〕 ・直流125V蓄電池C〔S〕 ・直流125V蓄電池D〔S〕 ・直流125V充電器C〔S〕 ・直流125V充電器D〔S〕 ・M/C E電圧〔S〕 (3) 非常用取水設備 ・補機冷却用海水取水槽〔C〕 ・補機冷却用海水取水槽〔C〕		<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類（12 / 13）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1754 247 1911 342">設備分類</th> <th data-bbox="1911 247 2098 342">定義</th> <th data-bbox="2098 247 2496 342">主要設備 （〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1754 342 1911 1377">IV. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</td> <td data-bbox="1911 342 2098 1377">設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの</td> <td data-bbox="2098 342 2496 1377"> (1) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉隔離時冷却ポンプ〔S〕 ・原子炉隔離時冷却系（蒸気系）配管・弁〔流路〕〔S〕 ・主蒸気系 配管〔流路〕〔S〕 ・原子炉隔離時冷却系（注水系）配管・弁・ストレーナ〔流路〕〔S〕 ・原子炉浄化系 配管〔流路〕〔S〕 ・給水系 配管・弁・スパージャ〔流路〕〔S〕 ・高圧炉心スプレイポンプ〔S〕 ・高圧炉心スプレイ系 配管・弁・ストレーナ・スパージャ〔流路〕〔S〕 ・残留熱除去系注水弁（MV222-5A）〔S〕 ・低圧炉心スプレイポンプ〔S〕 ・低圧炉心スプレイ系 配管・弁・ストレーナ・スパージャ〔流路〕〔S〕 ・残留熱除去ポンプ〔S〕 ・残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ・ジェットポンプ〔流路〕〔S〕 ・残留熱除去系熱交換器〔S〕 ・原子炉再循環系 配管〔流路〕〔S〕 ・原子炉補機冷却水ポンプ〔S〕 ・原子炉補機海水ポンプ〔S〕 ・原子炉補機冷却系熱交換器〔S〕 ・原子炉補機冷却系 配管・弁・海水ストレーナ〔流路〕〔S〕 ・原子炉補機冷却系 サージタンク〔流路〕〔S〕 ・高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ〔S〕 ・高圧炉心スプレイ補機冷却系 配管・弁・海水ストレーナ〔流路〕〔S〕 ・高圧炉心スプレイ補機冷却系 サージタンク〔流路〕〔S〕 ・高圧炉心スプレイ補機冷却系熱交換器〔S〕 ・高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ〔S〕 (2) 計測制御系統施設 ・原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量〔S〕 ・高圧炉心スプレイポンプ出口流量〔S〕 ・残留熱除去ポンプ出口流量〔S〕 ・低圧炉心スプレイポンプ出口流量〔S〕 ・残留熱除去系熱交換器入口温度〔S〕 ・残留熱除去系熱交換器出口温度〔S〕 ・残留熱除去ポンプ出口流量〔S〕 ・残留熱除去ポンプ出口圧力〔S〕 ・原子炉補機冷却ポンプ圧力〔S〕 ・RCW熱交換出口温度〔S〕 ・RCWサージタンク水位〔S〕 (3) 原子炉格納施設 ・残留熱除去ポンプ〔S〕 ・残留熱除去系熱交換器〔S〕 ・残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ〔流路〕〔S〕 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）	IV. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(1) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉隔離時冷却ポンプ〔S〕 ・原子炉隔離時冷却系（蒸気系）配管・弁〔流路〕〔S〕 ・主蒸気系 配管〔流路〕〔S〕 ・原子炉隔離時冷却系（注水系）配管・弁・ストレーナ〔流路〕〔S〕 ・原子炉浄化系 配管〔流路〕〔S〕 ・給水系 配管・弁・スパージャ〔流路〕〔S〕 ・高圧炉心スプレイポンプ〔S〕 ・高圧炉心スプレイ系 配管・弁・ストレーナ・スパージャ〔流路〕〔S〕 ・残留熱除去系注水弁（MV222-5A）〔S〕 ・低圧炉心スプレイポンプ〔S〕 ・低圧炉心スプレイ系 配管・弁・ストレーナ・スパージャ〔流路〕〔S〕 ・残留熱除去ポンプ〔S〕 ・残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ・ジェットポンプ〔流路〕〔S〕 ・残留熱除去系熱交換器〔S〕 ・原子炉再循環系 配管〔流路〕〔S〕 ・原子炉補機冷却水ポンプ〔S〕 ・原子炉補機海水ポンプ〔S〕 ・原子炉補機冷却系熱交換器〔S〕 ・原子炉補機冷却系 配管・弁・海水ストレーナ〔流路〕〔S〕 ・原子炉補機冷却系 サージタンク〔流路〕〔S〕 ・高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ〔S〕 ・高圧炉心スプレイ補機冷却系 配管・弁・海水ストレーナ〔流路〕〔S〕 ・高圧炉心スプレイ補機冷却系 サージタンク〔流路〕〔S〕 ・高圧炉心スプレイ補機冷却系熱交換器〔S〕 ・高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ〔S〕 (2) 計測制御系統施設 ・原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量〔S〕 ・高圧炉心スプレイポンプ出口流量〔S〕 ・残留熱除去ポンプ出口流量〔S〕 ・低圧炉心スプレイポンプ出口流量〔S〕 ・残留熱除去系熱交換器入口温度〔S〕 ・残留熱除去系熱交換器出口温度〔S〕 ・残留熱除去ポンプ出口流量〔S〕 ・残留熱除去ポンプ出口圧力〔S〕 ・原子炉補機冷却ポンプ圧力〔S〕 ・RCW熱交換出口温度〔S〕 ・RCWサージタンク水位〔S〕 (3) 原子炉格納施設 ・残留熱除去ポンプ〔S〕 ・残留熱除去系熱交換器〔S〕 ・残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ〔流路〕〔S〕	
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）													
5. 常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する常設重大事故緩和設備以外の常設のもの	(1) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉補機冷却水ポンプ〔S〕 ・原子炉補機冷却海水ポンプ〔S〕 ・原子炉補機冷却水系熱交換器〔S〕 ・原子炉補機冷却系配管・弁・海水ストレーナ〔流路〕〔S〕 ・原子炉補機冷却系サージタンク〔流路〕〔S〕 (2) 非常用電源設備 ・非常用ディーゼル発電機〔S〕 ・燃料デイトンク〔S〕 ・燃料移送ポンプ〔S〕 ・非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕〔S〕 ・直流125V蓄電池C〔S〕 ・直流125V蓄電池D〔S〕 ・直流125V充電器C〔S〕 ・直流125V充電器D〔S〕 ・M/C E電圧〔S〕 (3) 非常用取水設備 ・補機冷却用海水取水槽〔C〕 ・補機冷却用海水取水槽〔C〕													
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）													
IV. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(1) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉隔離時冷却ポンプ〔S〕 ・原子炉隔離時冷却系（蒸気系）配管・弁〔流路〕〔S〕 ・主蒸気系 配管〔流路〕〔S〕 ・原子炉隔離時冷却系（注水系）配管・弁・ストレーナ〔流路〕〔S〕 ・原子炉浄化系 配管〔流路〕〔S〕 ・給水系 配管・弁・スパージャ〔流路〕〔S〕 ・高圧炉心スプレイポンプ〔S〕 ・高圧炉心スプレイ系 配管・弁・ストレーナ・スパージャ〔流路〕〔S〕 ・残留熱除去系注水弁（MV222-5A）〔S〕 ・低圧炉心スプレイポンプ〔S〕 ・低圧炉心スプレイ系 配管・弁・ストレーナ・スパージャ〔流路〕〔S〕 ・残留熱除去ポンプ〔S〕 ・残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ・ジェットポンプ〔流路〕〔S〕 ・残留熱除去系熱交換器〔S〕 ・原子炉再循環系 配管〔流路〕〔S〕 ・原子炉補機冷却水ポンプ〔S〕 ・原子炉補機海水ポンプ〔S〕 ・原子炉補機冷却系熱交換器〔S〕 ・原子炉補機冷却系 配管・弁・海水ストレーナ〔流路〕〔S〕 ・原子炉補機冷却系 サージタンク〔流路〕〔S〕 ・高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ〔S〕 ・高圧炉心スプレイ補機冷却系 配管・弁・海水ストレーナ〔流路〕〔S〕 ・高圧炉心スプレイ補機冷却系 サージタンク〔流路〕〔S〕 ・高圧炉心スプレイ補機冷却系熱交換器〔S〕 ・高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ〔S〕 (2) 計測制御系統施設 ・原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量〔S〕 ・高圧炉心スプレイポンプ出口流量〔S〕 ・残留熱除去ポンプ出口流量〔S〕 ・低圧炉心スプレイポンプ出口流量〔S〕 ・残留熱除去系熱交換器入口温度〔S〕 ・残留熱除去系熱交換器出口温度〔S〕 ・残留熱除去ポンプ出口流量〔S〕 ・残留熱除去ポンプ出口圧力〔S〕 ・原子炉補機冷却ポンプ圧力〔S〕 ・RCW熱交換出口温度〔S〕 ・RCWサージタンク水位〔S〕 (3) 原子炉格納施設 ・残留熱除去ポンプ〔S〕 ・残留熱除去系熱交換器〔S〕 ・残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ〔流路〕〔S〕													

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考						
		第 2.1.2.2.2 表 重大事故等対処施設 (主要設備) の設備分類 (13 / 13)							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1733 268 1899 359">設備分類</th> <th data-bbox="1899 268 2080 359">定義</th> <th data-bbox="2080 268 2487 359">主要設備 ([] 内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1733 359 1899 1354">IV. 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)</td> <td data-bbox="1899 359 2080 1354">設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの</td> <td data-bbox="2080 359 2487 1354"> (4) 非常用電源設備 ・非常用ディーゼル発電機 [S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 [S] ・ディーゼル燃料移送ポンプ [S] ・ディーゼル燃料貯蔵タンク [S] ・ディーゼル燃料デイトンク [S] ・非常用ディーゼル発電機燃料移送系 配管・弁 [燃料流路] [S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系 配管・弁 [燃料流路] [S] ・A-115V 系蓄電池 [S] ・230V 系蓄電池 (R C I C) [S] ・高圧炉心スプレイ系蓄電池 [S] ・A-原子炉中性子計装用蓄電池 [S] ・B-原子炉中性子計装用蓄電池 [S] ・A-115V 系充電器 [S] ・230V 系充電器 (R C I C) [S] ・高圧炉心スプレイ系充電器 [S] ・A-原子炉中性子計装用充電器 [S] ・B-原子炉中性子計装用充電器 [S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 ([] 内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	IV. 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(4) 非常用電源設備 ・非常用ディーゼル発電機 [S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 [S] ・ディーゼル燃料移送ポンプ [S] ・ディーゼル燃料貯蔵タンク [S] ・ディーゼル燃料デイトンク [S] ・非常用ディーゼル発電機燃料移送系 配管・弁 [燃料流路] [S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系 配管・弁 [燃料流路] [S] ・A-115V 系蓄電池 [S] ・230V 系蓄電池 (R C I C) [S] ・高圧炉心スプレイ系蓄電池 [S] ・A-原子炉中性子計装用蓄電池 [S] ・B-原子炉中性子計装用蓄電池 [S] ・A-115V 系充電器 [S] ・230V 系充電器 (R C I C) [S] ・高圧炉心スプレイ系充電器 [S] ・A-原子炉中性子計装用充電器 [S] ・B-原子炉中性子計装用充電器 [S]	
設備分類	定義	主要設備 ([] 内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)							
IV. 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(4) 非常用電源設備 ・非常用ディーゼル発電機 [S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 [S] ・ディーゼル燃料移送ポンプ [S] ・ディーゼル燃料貯蔵タンク [S] ・ディーゼル燃料デイトンク [S] ・非常用ディーゼル発電機燃料移送系 配管・弁 [燃料流路] [S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系 配管・弁 [燃料流路] [S] ・A-115V 系蓄電池 [S] ・230V 系蓄電池 (R C I C) [S] ・高圧炉心スプレイ系蓄電池 [S] ・A-原子炉中性子計装用蓄電池 [S] ・B-原子炉中性子計装用蓄電池 [S] ・A-115V 系充電器 [S] ・230V 系充電器 (R C I C) [S] ・高圧炉心スプレイ系充電器 [S] ・A-原子炉中性子計装用充電器 [S] ・B-原子炉中性子計装用充電器 [S]							